

平成 22 年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業

グレースピリオドに関する調査研究報告書

平成 23 年 2 月
財団法人 未来工学研究所

要約

本調査研究報告書は特許庁から委託された「平成 22 年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業（グレースピリオドに関する調査研究）」の結果をまとめたものである。

本調査は「平成 11 年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業（各国特許法におけるグレースピリオド等特許要件の検討）」において報告された各国のグレースピリオドのその後の動向を調査したものである。

本調査では次に挙げる 3 つの調査から成り立っている。

- ・ 文献調査
- ・ アンケート調査
- ・ ヒアリング調査

文献調査は W I P O 加盟国 184 カ国、および日本と関係の深い香港・台湾と 4 つの機関¹を対象とした。グレースピリオドを対象国の特許庁 H P 等から最新情報を入手し、平成 11 年度調査結果と比較することにより、グレースピリオドがどの様に規定されているか、及び改正されたかを調査し、動向を分析した。

アンケート調査は、主要国 38 カ国を対象に、大学、研究所、企業、特許事務所を選定し W E B アンケートを実施した。回答は特許事務所が大多数になったが、各国の国内および国外の特許出願とグレースピリオドの使用状況を明らかにした。

ヒアリング調査は、欧州主要 3 カ国（英、仏、独）及び、制度改正のあった豪州、韓国および中国を対象に行った。各国のグレースピリオド使用状況やグレースピリオドの諸条件につき現地大学、法律事務所および企業に質問し、各国の関係者の考え方を明らかにした。

¹ アフリカ広域知的財産機構（ARIPO）、アフリカ知的財産機構（OAPI）、欧州特許庁（EPO）、ユーラシア特許庁（EAPO）

目次

はじめに	3
1. 調査の目的	5
2. 調査方法	6
3. 文献調査	7
(1) 調査内容と調査方法	7
(2) 調査結果	9
(3) まとめ	38
4. アンケート調査	40
(1) 調査目的と調査方法	40
(2) 調査対象の属性	41
(3) 国内出願	44
(4) 外国出願	56
(5) 制度への要望	63
(6) まとめ	70
5. ヒアリング調査	72
(1) 調査対象と調査方法	72
(2) 特許出願数とグレースピリオド利用数。	74
(3) グレースピリオドの使用を考えた時期	77
(4) 国内出願でグレースピリオドが使用できなかった例	78
(5) 外国出願でグレースピリオドが使用できなかった例	80
(6) グレースピリオドの今後の考え方（賛成、許容、反対のいずれか。）	82
(7) グレースピリオドの、どの項目に対し、関心を持つ、あるいは、今後のあり方に懸念を抱いているか ..	90
(8) 制度改正が行われた国、及び、制度改正が行われる予定の国	106
(9) ヒアリング調査のまとめ	110
6. 調査全体のまとめ	112
(1) 地域・国の類似点・相違点	112
(2) グレースピリオドの利用状況と制度への要望	112
(3) グレースピリオド制度改正に対する各国の考え方	114
(4) 今後注目すべき項目	118

資料編(別冊)

1. グレースピリオド制度の各国比較
2. アンケート調査データ
3. ヒアリング調査データ
4. そのほか参考資料
 - (1) シドニー裁判所判決
 - (2) Review of Patent Grace Period : IP Australia, August 2007
 - (3) 独国特許事務所 弁理士 (Prof. Dr.) 見解
 - (4) 仏国特許事務所 C 弁理士 (Dr.) 見解

はじめに

本調査研究報告書は特許庁から委託された「平成22年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業（グレースピリオドに関する調査研究）」の結果をまとめたものである。

グレースピリオドとは、次のような制度である。

特許出願前に公開され公知となった発明は、新規性を喪失し、特許を受けうることが出来ない。しかし、発明者本人による論文発表などにより自らの発明を公開したのちに、その発明について特許出願しても特許を受けられないとすると、発明者にとって酷な場合がある。また、産業を発展させるために、発明の公表を目的とする特許法の趣旨にも反することになりかねない。そこで、救済措置として、多くの国において、発明の新規性喪失の例外規定が設けられており、発明の公表から特許出願まで、一定の猶予期間が設けられている。本調査では米国の制度もグレースピリオド制度に含めたが、猶予期間とは少し意味が異なる。米国は先発明主義を取っており、早期に発明の出願を促す奨励策の意味合いが大きい。

本調査は、特許制度の国際調和を協議する先進国による協議、B+会合で進められている議論の中で主要な論点の一つとなっているグレースピリオドに関して調査した。諸外国とりわけ欧州各国及び近年制度改正のあった国、もしくは今後予定されている国について、その制度及び制度の運用状況の実情並びに制度改正の背景について調査を行った。

本調査では次に挙げる3つの調査から成り立つ。

- ・文献調査
- ・アンケート調査
- ・ヒアリング調査

文献調査はWIP O加盟国184カ国、および日本と関係の深い香港・台湾と4つの機関を対象とした。出来る限り最新の制度に関するデータを得るために対象国の特許庁HP等からの情報の入手に努めた。

アンケート調査は主要38カ国の大学、研究所、企業、（法律）特許事務所を関連団体からの情報やWeb検索を用いて選び出し、回答を依頼した。

ヒアリング調査に関しては英、仏、独の欧州主要国と最近グレースピリオドが改正された豪州と韓国を対象とした。また、近年急速に発展する国として中国を選んだ。選出した6カ国の大学、企業、(法律)特許事務所を訪問し各国の実情を聞き取り調査した。

本調査を進めるにあたり調査委員会を発足させ、本調査に関し指導、助言をいただいた。調査委員会の委員に就任していただいた、政策研究大学院大学 鈴木潤教授、隅蔵康一准教授 および松田国際特許事務所所長 松田克治弁護士に感謝申し上げます。また、本調査に協力いただいた方々、組織に対してお礼を申し上げます。

平成23年2月

財団法人 未来工学研究所

1. 調査の目的

特許制度調和は、主に制度調和に関する先進国会合（B＋会合）で議論されている。グレースピリオド（以下G Pと略記する場合がある）はその議論の中で主要項目の一つとなっている。制度調和を実現するためには、グレースピリオドの調和が実現できるかどうかの一つの大きなカギになっている。

グレースピリオドに関する各国の法制度については「平成11年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業（各国特許法におけるグレースピリオド等特許要件の検討）」で詳細に調査されている。しかし、各国の制度の運用状況、実情、制度の背景事情については調査が十分に行われなかった。特に欧州各国の制度の運用状況の実情を制度ユーザーの意見を含めて把握することが重要である。

また同時に、近年制度改正のあった国、および今後制度改正が予定される国について、その制度改正の内容や、その背景を把握することは、グレースピリオドのあり方を検討する上で、重要な参考になる。

更に、近年急速に経済成長し、国際社会での存在感を増している中国などの新興国におけるグレースピリオドの制度を把握することは、B＋会合のみならず、今後の新興国を含めた制度調和の議論にとっても重要である。

2. 調査方法

本調査は次の国、地域、機関を対象とする。

- ・ W I P O 加盟の 1 8 4 カ国
- ・ W I P O に加盟していないが日本と関係が深い台湾と香港
- ・ 4 つの機関²

本調査は 3 つの調査により構成する。

- ・ 文献調査
- ・ アンケート調査
- ・ ヒアリング調査

文献調査は、平成 1 1 年度の調査結果を踏まえ、前回調査から制度改正が行われたか、その改正内容は何かを、おもに文献を中心として調査する。

アンケート調査は主要な 3 8 カ国と地域について、大学、研究所、企業および特許事務所を対象にグレースピリオドについて、機関、起算日、開示の種類、宣言の有無について把握する。

ヒアリング調査は、文献調査、アンケート調査の結果を踏まえて、欧州の主要 3 か国と豪州、韓国、中国の、大学、研究所、企業および特許事務所を対象にグレースピリオドについて、それぞれの国の特許制度のユーザーがどのように考えているか、実情を把握する。

² 1 と同じ

3. 文献調査

(1) 調査内容と調査方法

W I P O加盟国、台湾、香港および5 国際(地域)機関の計 191 ヶ国・機関を調査対象国とする。

調査内容と調査方法は以下のようなものである：

- ・ グレースピリオドに関する調査対象国の関係法等を調査し、グレースピリオドに関する調査対象国の概要を把握する。
- ・ 上記調査結果を基に、
- ・ 平成 12 年度以降、グレースピリオドについての制度改正があったか、また、今後制度改正の予定があるか（法案審議等が行われているか）の把握
- ・ 「平成 11 年度特許庁工業所有権比較調査研究等事業 各国特許法におけるグレースピリオド等特許要件の検討 報告書」の調査以降に制度改正が行われた、もしくは今後予定の調査対象国の抽出を行う。
- ・ 韓国、豪州等、近年、制度改正があった国・地域については、制度改正の内容、制度の整備経緯及び背景事情等を調査する。

本調査の調査範囲、及び本調査の主要な観点である「制度改正の有無」の考え方を図 3－1 に示す。

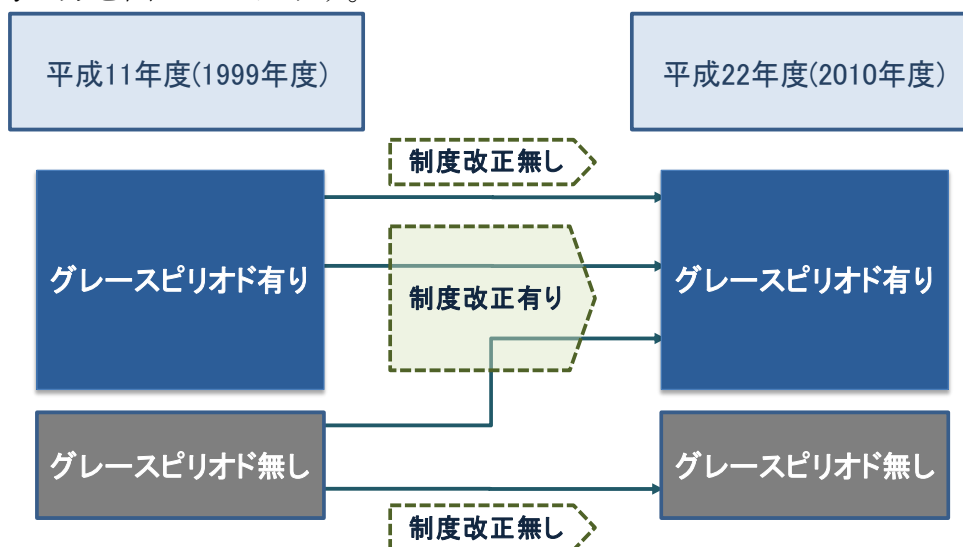


図 3－1 本調査における調査範囲と「制度改正の有無」の考え方

本調査では、調査対象国及び国際機関が、グレースピリオドの有無を基

本的な調査構造とし、グレースピリオドの調査対象国・機関での状況の平成 11 年度から平成 22 年度における変遷とその背景を把握する。

なお、図 3－1 に示した平成 11 年度、及び平成 22 年度における調査データを以下のものとする。

- ・平成 11 年度：「平成 11 年度特許庁工業所有権比較調査研究等事業 各国特許法におけるグレースピリオド等特許要件の検討 報告書 平成 12 年 3 月」に掲載されたデータ
- ・平成 22 年度：平成 23 年 1 月末日時点の調査データ

(2) 調査結果

はじめに、調査対象国のグレースピリオドの導入状況法令に基づき調査し、次に、グレースピリオドの導入状況と制度改正をグレースピリオドの各項目について調査結果を述べる。

① 調査対象国の最新特許法、運用規則による制度改正調査

W I P O加盟 1 8 4 カ国の特許用、運用規則を入手できる最新版により、グレースピリオド制度の要件を期間、適用条件他の要件ごとに調査し、一覧表としてまとめる。各国の要件を平成 1 1 年度調査結果と対比し、グレースピリオド制度が改正されたか、要件ごとに改正の有無および改正の条件を記述する。(一覧表は本報告書、資料編を参照。)

② 調査対象国全体のグレースピリオドに関する概要

図 3-2 に、平成 11 年度におけるグレースピリオドの有無を示す。
また、図 3-3 に平成 11 年度から平成 22 年度までの期間における制度改正の状況を示す³。（本報告の地図表記については本節末の注参照）

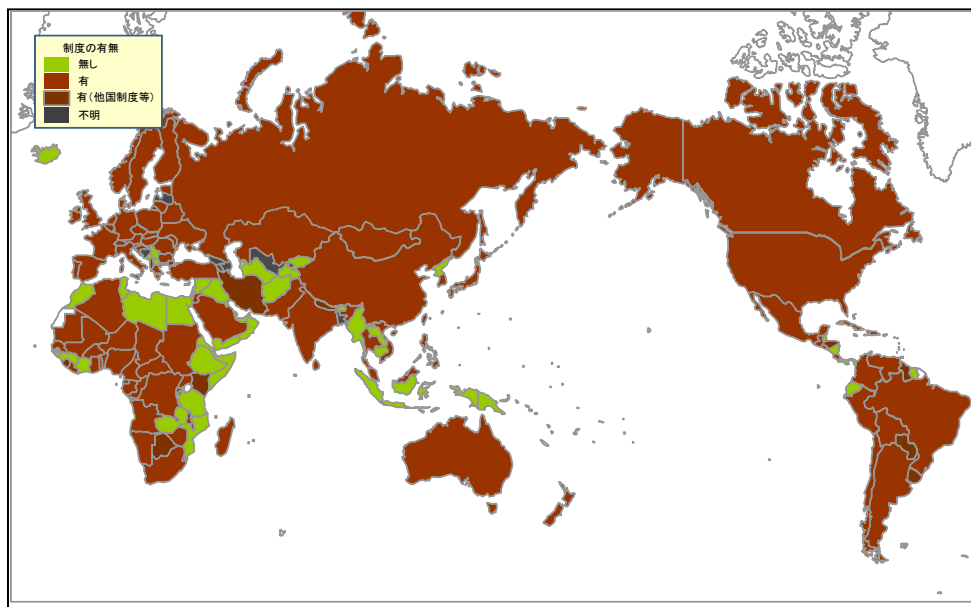
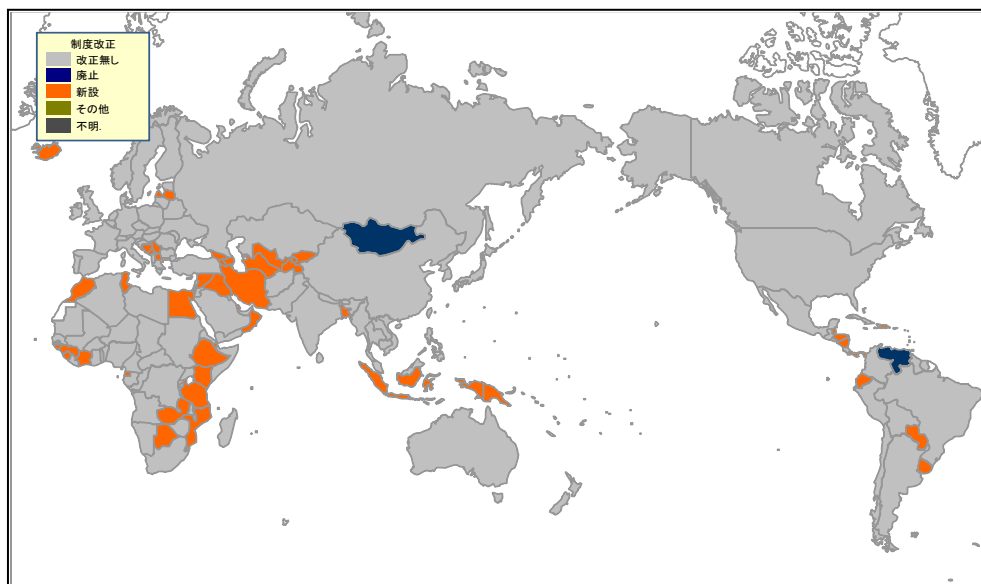


図 3-2 平成 11 年度におけるグレースピリオドの有無の国



図

3-3 平成 11 年度から平成 22 年度まで期間における
調査対象国での制度改正の有無

³ 地図の表示は節末の注意を参照。

調査対象国全体におけるグレースピリオドの状況として、以下のような点が指摘できる：

- 平成 11 年度から平成 22 年度まで期間における調査対象国での制度改正は、北米、欧州、北米、アジアと比較すると、近年発展が進んでいる、中東、アフリカ、中南米の経済圏内で制度改正が多い。
- 地域内の特定近隣諸国が制度変更を行っている。

これらの点から、各国独自にグレースピリオド制度の改正を行うと同時に、地域的な政治・経済動向や、地域条約など地域全体のグレースピリオド制度改正の動きが推測される。

③ グレースピリオドを有する調査対象国の詳細

表 3-1 に、平成 22 年年度時点でグレースピリオドを有する調査対象国・機関を主としたグレースピリオドに関する概要を示す。

以下では、これらの国を対象として、グレースピリオド、及びその制度改正の状況を、表 3-1 の適用範囲(公開の種類)について述べる。適用範囲は範囲の広さを一つの基準として以下のように分類する。

- ・制限無し
- ・出願人の開示
- ・明白な濫用
- ・出願人の意図しない第三者の開示
- ・出願人の意図した第三者の開示
- ・学会
- ・博覧会
- ・試験

表 3－1 (1/4) グレースピリオドを有する調査対象を主としたグレースピリオドに関する概要

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定 に関する改正 の有無	例外規定の有無	新規性要件	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								
							制限 無し	出願人 の開示	明白な 濫用	出願人の 意図しない 第三者の 開示	出願人の 意図した 第三者の 開示	学会	博覧会	試験	その他
アジア	Bangladesh, People's Republic of	有	有 (新設)	世界公知	6ヶ月	開示日									○
アジア	Bhutan, Kingdom of	不明	無	—	—	—									
アジア	Brunei Darussalam	不明	無	—	—	—									
アジア	China, People's Republic of	無	有	世界公知(刊行物) 国内公知・公用	6ヶ月	出願日				○		○	○		
アジア	Cambodia, Kingdom of	無	無	—	—	—									
アジア	Democratic People's Republic of Korea	不明	無	不明	—	—									
アジア	Hong Kong	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)			○			○	○		
アジア	India	有	有	世界公知(刊行物) 国内公知・公用	12ヶ月	出願日		◎			◎	◎	◎	◎	
アジア	Indonesia, Republic of	有	有	世界公知	6・12カ月	出願日				◎			○	○	
アジア	Japan	無	有	世界公知(刊行物) 国内公知・公用	6ヶ月	出願日				○		○	○	○	
アジア	Korea, Republic of	有	有	世界公知	6ヶ月	発表日		○		○					
アジア	Lao People's Democratic Republic	不明	無	—	—	—									
アジア	Malaysia	無	有	世界公知	12ヶ月	出願日		◎	◎						
アジア	Maldives, Republic of	不明	無	—	—	—									
アジア	Mongolia	有	無	世界公知	—	—									
アジア	Myanmar, Union of	無	特許制度無し	—	—	—									
アジア	Nepal, Federal Democratic Republic of	無	再登録 特許制度	国内公知	—	—									
アジア	Pakistan, Islamic Republic of	有	有	国内公知	12ヶ月	出願日							◎		
アジア	Philippines, Republic of	無	有	国内公知	12ヶ月	出願日		◎		◎	◎				
アジア	Sri Lanka, Democratic Socialist Republic of	無	有	世界公知	12(6) ヶ月	出願日		◎	○						
アジア	Singapore, Republic of (ASEAN)	無	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎			◎	◎		
アジア	Taiwan	有	有	世界公知	6ヶ月	出願日				○			○	○	
アジア	Thailand, Kingdom of (ASEAN)	無	有	世界公知	12ヶ月	出願日			◎				◎		
アジア	Viet Nam, Socialist Republic of (ASEAN)	有	有	世界公知	6ヶ月	発表日				○		○	○		
中東	Afghanistan, Islamic Republic of	不明	無	—	—	—									
中東	Bahrain, Kingdom of	有	有	世界公知	12ヶ月 (博覧会の場合 は規定無)	出願日 (優先日)		◎		◎	◎		●		
中東	Iran, Islamic Republic of	有	有 (新設)	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)	○								
中東	Iraq, Republic of	有	有 (新設)	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎						
中東	Israel, State of	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日				○		○	○		
中東	Jordan, Hashemite Kingdom of	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎						
中東	Kuwait, State of	無	無	国内公知	—	—									
中東	Lebanon, Republic of	無	無	世界公知	—	—									
中東	Oman, Sultanate of	有	有 (新設)	不明	不明	不明									
中東	Qatar, State of	有	有 (新設)	不明	不明	不明									
中東	Saudi Arabia, Kingdom of	有	有	世界公知	6ヶ月/1年	出願日 (優先日)			○				◎		
中東	Syrian Arab Republic	有	有 (ただし、工業意匠 と工業模型に関する)	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)						(○)	(○)		(●)
中東	Turkey, Republic of	無	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎		◎	◎				
中東	United Arab Emirates	無	無	世界公知	—	—									
中東	Yemen, Republic of	不明	特許制度無し	—	—	—									
大洋州	Australia Commonwealth of	有	有	世界公知(文書による開示) 国内公用	12ヶ月	出願日 (優先日)					◎	◎	◎	◎	◎
大洋州	Fiji Islands, Republic of the	無	再登録 特許制度	—	英国特許の 存続期間 6ヶ月 (12ヶ月)	—									
大洋州	New Zealand	有	有	世界公知	6ヶ月 (12ヶ月)	出願日 (優先日)				○		○	○	◎	
大洋州	Papua New Guinea, Independent State of	有	有 (新設)	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎						

(注: 表中 —は該当項目なしを示す。また開示の種類欄の空白欄は該当なしを示す。)

表 3－1 （2/4）グレースピリオドを有する調査対象を主としたグレースピリオドに関する概要

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定 に関する改正 の有無	例外規定の 有無	新規性要件	国名・広 域機関名 (同盟条約 等名称)	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								
							制限 無し	出願人 の開示	明白な 濫用	出願人の 意図しない 第三者の開示	出願人の 意図した 第三者の開示	学会	博覧会	試験	その他
大洋州	Samoa, Independ State of	無	有(確認特許)外国においてすでに特許を受けていること。	国内	2年	出願日									
大洋州	Tonga, Kingdom of	無	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎						
アフリカ	Algeria, People's Democratic Republic of	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎						
アフリカ	Angola, Republic of	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)		○							
アフリカ	Benin, Republic of (OAPI)	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎				◎		
アフリカ	Botswana, Republic of (ARIPO)	有	有 (新設)	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)							○		○
アフリカ	Burkina Faso (OAPI)	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎				◎		
アフリカ	Burundi, Republic of	無	有	国内公知・公用	無	出願日									●
アフリカ	Cameroon, Republic of (OAPI)	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎				◎		
アフリカ	Cape Verde, Republic of	有	有 (新設)	世界公知	12ヶ月	出願日			●			◎	◎		◎
アフリカ	Central African Republic (OAPI)	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎				◎		
アフリカ	Chad, Republic of (OAPI)	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎				◎		
アフリカ	Comoros, Union of the	不明	特許制度 無し	—	—	—									
アフリカ	Congo, Republic of the (OAPI)	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎				◎		
アフリカ	Republic of Cote d'Ivoire (OAPI)	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎				◎		
アフリカ	Democratic Republic of the Congo	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○				●		
アフリカ	Djibouti, Republic of	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日							◎		
アフリカ	Egypt, Arab Republic of	有	有 (新設)	世界公知	6ヶ月	出願日							○		
アフリカ	Equatorial Guinea, Republic of (OAPI)	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎				◎		
アフリカ	Eritrea, State of	無	特許制度 無し	—	—	—									
アフリカ	Ethiopia, Federal Democratic Republic of	有	有 (新設)	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎						
アフリカ	Gabonese Republic (OAPI)	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎				◎		
アフリカ	Gambia, Republic of The (ARIPO)	有	有 (新設)	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)							○		○
アフリカ	Ghana, Republic of (ARIPO)	有	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)							○		○
アフリカ	Guinea, Republic of (OAPI)	有	有 (新設)	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎				◎		
アフリカ	Guinea-Bissau, Republic of (OAPI)	有	有 (新設)	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎				◎		
アフリカ	Kenya, Republic of (ARIPO)	有	有 (新設)	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)							○		○
アフリカ	Lesotho, Kingdom of (ARIPO)	有	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)							○		○
アフリカ	Liberia, Republic of (ARIPO)	有	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)							○		○
アフリカ	Libyan Arab Jamahiriya, The Great Socialist People's	無	無	国内公知	—	—									
アフリカ	Madagascar, Republic of	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)			○				○		
アフリカ	Malawi, Republic of (ARIPO)	有	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)							○		○
アフリカ	Mali, Republic of (OAPI)	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎				◎		
アフリカ	Mauritania, Islamic Republic of (OAPI)	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎				◎		
アフリカ	Mauritius, Republic of	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎						
アフリカ	Morocco, Kingdom of	有	有 (新設)	世界公知	12ヶ月	出願日		◎			◎		●		
アフリカ	Mozambique, Republic of (ARIPO)	有	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)							○		○
アフリカ	Namibia, Republic of (ARIPO)	有	有 (新設)	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)							○		○
アフリカ	Niger, Republic of (OAPI)	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎				◎		
アフリカ	Nigeria, Federal Republic of	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日							○		
アフリカ	Rwanda, Republic of	有	有	国内公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎						
アフリカ	Sao Tome and Principe, Democratic Republic of	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎						
アフリカ	Senegal, Republic of (OAPI)	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎				◎		
アフリカ	Seychelles, Republic of	無	特許制度 無し	—	—	—									
アフリカ	Sierra Leone, Republic of (ARIPO)	有	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)							○		○
アフリカ	Somalia, Republic of (ARIPO)	無	特許制度 無し	—	—	—									
アフリカ	South Africa, Republic of	無	有	世界公知	無	出願日 (優先日)				●				●	
アフリカ	Sudan, The Republic of the (ARIPO)	有	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)							○		○
アフリカ	Swaziland, Kingdom of (ARIPO)	有	有 (新設)	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)							○		○
アフリカ	Tanzania, United Republic of (ARIPO)	有	有 (新設)	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)							○		○

(注: 表中 —は該当項目なしを示す。また開示の種類欄の空白欄は該当なしを示す。)

表 3－1 （3/4）グレースピリオドを有する調査対象を主としたグレースピリオドに関する概要

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定 に関する改正 の有無	例外規定の有無	新規性要件	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								
							制限 無し	出願人 の開示	明白な 濫用	出願人の 意図しない 第三者 の開示	出願人の 意図した 第三者の 開示	学会	博覧会	試験	その他
アフリカ	Togo, Republic of (OAPI)	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎				◎		
アフリカ	Tunisia, Republic of	有	有 (新設)	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎						
アフリカ	Uganda, Republic of (ARIPO)	有	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)							○		○
アフリカ	Zambia, Republic of (ARIPO)	有	有 (新設)	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)							○		○
アフリカ	Zimbabwe, Republic of (ARIPO)	有	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)							○		○
欧州	Albania, Republic of (EPO)	無	無	—	—	—									
欧州	Andorra, Principality of	有	有 (新設)	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)		○		○	○				
欧州	Armenia, Republic of (Eurasian)	不明	無	—	—	—									
欧州	Austria, Republic of (EPC)	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○				○		
欧州	Azerbaijan, Republic of (Eurasian)	有	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)		○		○	○				
欧州	Belarus, Republic of (Eurasian)	無	有	世界公知	12ヶ月	出願日		◎		◎	◎		◎		
欧州	Belgium, Kingdom of (EPC)	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○				○		
欧州	Bosnia and Herzegovina	有	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○				○		
欧州	Bulgaria, Republic of	有	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)			○				○		
欧州	Great Britain and Northern Ireland, United Kingdom of	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○				○		
欧州	Croatia, Republic of	有	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○				○		
欧州	Cyprus, Republic of (EPC)	無	再登録 特許制度	—	英国特許の 存続期間	—									
欧州	Czech republic	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○				○		
欧州	Denmark, Kingdom of	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)			○				○		
欧州	Estonia, Republic of	無	有	世界公知	12ヶ月	出願日		◎		◎	◎				
欧州	Finland, Republic of	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○				○		
欧州	French Republic	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○				○		
欧州	Georgia	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎		◎	◎				
欧州	Germany, Federal Republic of	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○				○		
欧州	Hellenic Republic (Greece)	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)			○				○		
欧州	Hungary, Republic of	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○				○		
欧州	Vatican City State (The Holy See)	無	イタリア特許	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)			○				○		
欧州	Iceland, Republic of	有	有 (新設)	世界公知	6ヶ月	出願日			○				○		
欧州	Ireland	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○				○		
欧州	Italian Republic	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)			○				○		
欧州	Kazakhstan, Republic of (Eurasian)	有	有	世界公知	6ヶ月	出願日							○		
欧州	Kyrgyz Republic (Eurasian)	有	有 (新設)	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎		◎	◎				
欧州	Latvia, Republic of	不明	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○				○		
欧州	Liechtenstein, Principality of (EPC)	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○				○		
欧州	Lithuania, Republic of	有	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○				○		
欧州	Luxembourg, Grand Duchy of	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○				○		
欧州	Macedonia, The former Yugoslav Republic of	有	有 (新設)	世界公知	6ヶ月	出願日			○				○		
欧州	Malta, Republic of	有	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○				○		
欧州	Moldova, Republic of	無	有	世界公知	12ヶ月	優先日		◎		◎	◎				
欧州	Monaco, Principality of	無	無	世界公知	—	—									
欧州	Montenegro	有	有	世界公知	6ヶ月	優先日			○				○		
欧州	Netherlands, Kingdom of the	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)			○				○		
欧州	Norway, Kingdom of	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○				○		
欧州	Poland, Republic of	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日							○		
欧州	Portuguese Republic	無	有	世界公知	12ヶ月/ 期限無し	出願日			●			◎	◎		●
欧州	Romania	有	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○				○		
欧州	Russia	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日		○		○	○				
欧州	San Marino, Republic of	有	有 (新設)	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)		○	○						
欧州	Serbia, Republic of	有	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○				○		

(注: 表中 — は該当項目なしを示す。また開示の種類欄の空白欄は該当なしを示す。)

表３－１ （４/４） グレースピリオドを有する調査対象を主としたグレースピリオド関する概要

地域名	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	例外規定 に関する改正 の有無	例外規定の有無	新規性要件	国名・広域機関名 (同盟条約等名称)	起算日	開示の種類(期間:○=6ヶ月、◎=12ヶ月、●=その他)								
							制限 無し	出願人の 開示	明白な 濫用	出願人の 意図しない 第三者 の開示	出願人の 意図した 第三者の 開示	学会	博覧会	試験	その他
欧州	Slovak Republic	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○				○		
欧州	Slovenia, Republic of	有	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○				○		
欧州	Spain, Kingdom of	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○				○	○	
欧州	Sweden, Kingdom of	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○				○		
欧州	Swiss Confederation	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)			○				○		
欧州	Tajikistan, Republic of (Eurasian)	有	有 (新設)	世界公知	6ヶ月	開示日		○		○	○				
欧州	Turkmenistan	有	有	世界公知	12ヶ月	開示日		◎		◎	◎				
欧州	Ukraine	無	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎		◎	◎				
欧州	Uzbekistan, Republic of	有	有	世界公知	6ヶ月	開示日		○		○	○				
北米	America, United States of	無	有	世界公知	12ヶ月	出願日	◎								
北米	Canada	無	有	世界公知	12ヶ月	出願日		◎		◎	◎				
中南米	Antigua and Barbuda	無	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎						
中南米	Argentine Republic	無	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎					◎		
中南米	Brazil	有	有	世界公知	12ヶ月	開示日		◎		◎					◎
中南米	Bahamas, Commonwealth of The	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日							○		
中南米	Barbados	有	有	世界公知(刊行物または口頭による発表または他のいかなる手段によっても)	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎						
中南米	Belize	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎						
中南米	Bolivia, Plurinational State of	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎	◎	◎				
中南米	Colombia, Republic of	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎	◎	◎				
中南米	Costa Rica	無	有(他に再登録特許制度)	世界公知	6ヶ月	出願日							○		
中南米	Chile	有	有	世界公知	12ヶ月	開示日			◎				◎	◎	
中南米	Cuba, Republic of	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日							○		
中南米	Dominica, Commonwealth of	無	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎						
中南米	Dominican Republic	有	有 (新設)	世界公知	12ヶ月	出願日		◎	◎	◎	◎				
中南米	Ecuador, Republic of	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎	◎	◎				
中南米	El Salvador, Republic of	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎	◎	◎				
中南米	Grenada	無	再登録特許制度	国内公知	英国特許の付与から3年	—									
中南米	Guatemala, Republic of	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎						◎
中南米	Guyana, Republic of	無	再登録特許制度	国内公知	英国特許の付与から3年	—									
中南米	Haiti, Republic of	無	有	世界公知	12ヶ月	出願日		●							◎
中南米	Honduras, Republic of	有	有 (新設)	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎						◎
中南米	Jamaica	無	再登録特許制度	国内公知	—	—									
中南米	United Mexican States	無	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎					◎		
中南米	Nicaragua, Republic of	有	有 (新設)	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎	◎	◎				
中南米	Panama, Republic of	有	有 (新設)	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎	◎	◎				
中南米	Paraguay, Republic of	有	有 (新設)	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎	◎	◎				
中南米	Peru, Republic of	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎	◎	◎	◎		◎		
中南米	Saint Christopher and Nevis	不明	無	—	—	—									
中南米	Saint Lucia	無	再登録特許制度	世界公知	.3年	出願日									
中南米	Saint Vincent and the Grenadines	有	有 (新設)	世界公知	不明	不明									
中南米	Suriname, Republic of	無	特許制度無し	—	—	—									
中南米	Trinidad and Tobago, Republic of	有	有 (新設)	国内公知	1年	出願日		◎	◎						
中南米	Uruguay, Oriental Republic of	有	有 (新設)	世界公知	1年	出願日 (優先日)		◎		◎	◎				
中南米	Venezuela, Bolivian Republic of	有	無	—	—	—									
広域機関	African Regional Intellectual Property Organization	有	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)							○		○
広域機関	Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle	有	有	世界公知	12ヶ月	出願日 (優先日)			◎				◎		
広域機関	Andean Community	有	有	—	12ヶ月	出願日 (優先日)		◎		◎	◎				
広域機関	Eurasian Patent Organization (EAPO)	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日 (優先日)		○		○	○				
広域機関	European Patent Office (EPO)	無	有	世界公知	6ヶ月	出願日			○				○		

(注: 表中 —は該当項目なしを示す。また開示の種類欄の空白欄は該当なしを示す。)

1) 猶予期間

図 3-4 に各国の平成 22 年度における猶予期間と平成 11 年度から平成 22 年度まで期間における調査対象国での改正の状況を示す。

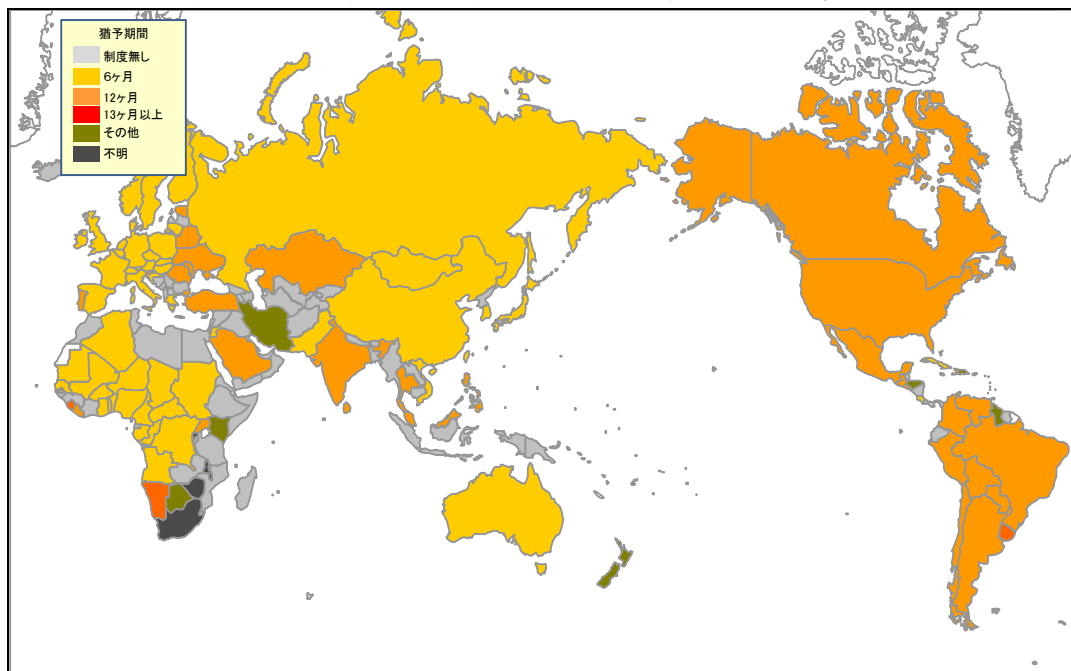


図 3-4(1/2) 平成 22 年度におけるグレースピリオドの猶予期間

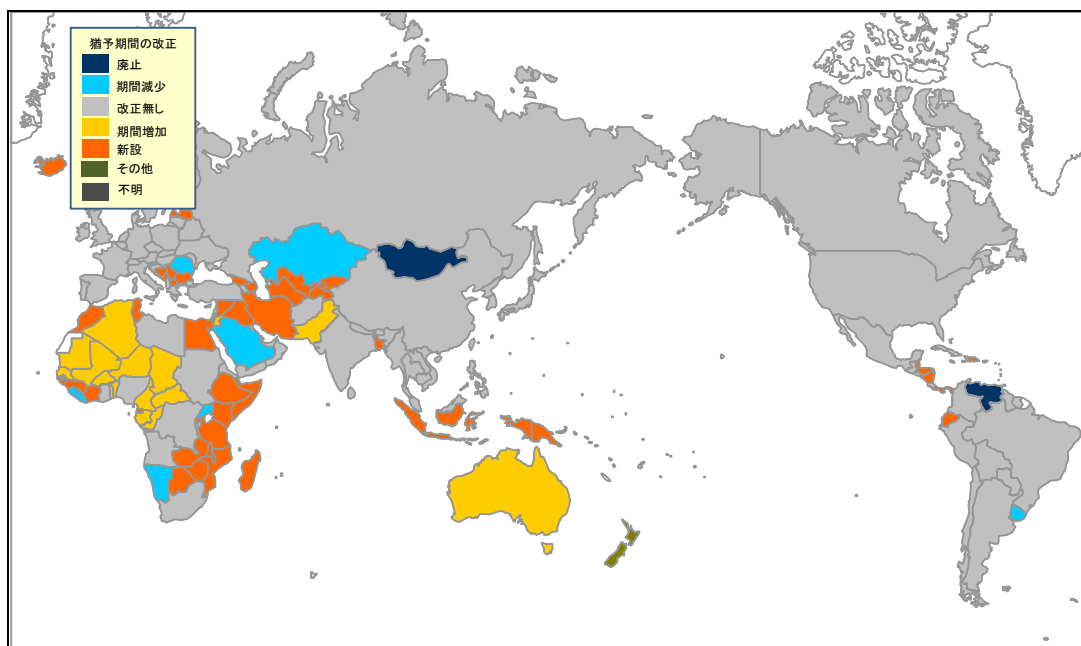


図 3-4(2/2) 平成 11 年度から平成 22 年度まで期間における猶予期間の増減

猶予期間については、「6 ヶ月」と「12 ヶ月」に大きく分かれる。

西欧と日本をはじめとするアジアは6月を採用する国が多数であり、米州は全体として12か月を採用する国が多数になっている。また、環太平洋地域は、貿易協定をめぐり猶予期間を12か月に改正する動きが進んでいる。代表的な例として、豪州、韓国は米国との貿易協定締結を切掛けとして、グレースピリオドの改正を行った。

これに対し、西欧はB+会合の議論においても、法的な安定性を重視する立場から、新規性喪失の特例措置として設けられているグレースピリオドの適用範囲を拡大することに、反対の立場である。後述するアンケート調査、ヒアリング調査においても関係者の多くは法的安定性（予測可能性）を重視する立場から、猶予期間を延長することに反対している。

注意：本報告中の地図の表記の中で、西サハラ、仏領ギアナなどは、表示上の理由から、白地のままで表示している。
また、WIPO非加入国については変化なしの表示にしている。

また、地図表記の「他国制度等」は他国の制度を使用、他国の特許登録を自国内で認める等の制度を有することを示す。

2)適用の範囲

(i) 制限なし

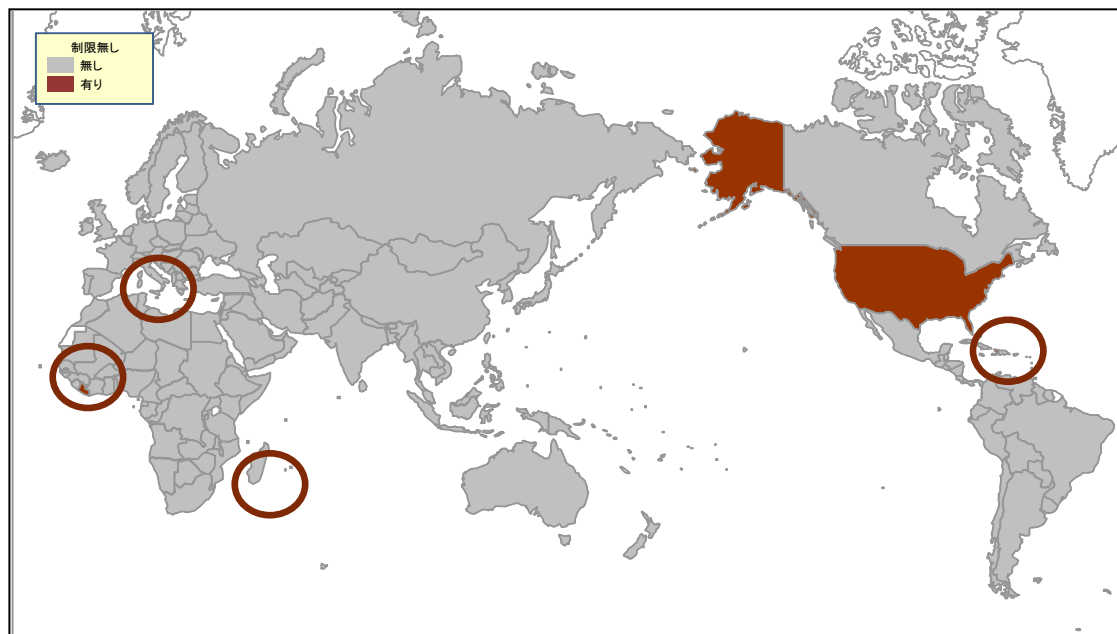


図 3-5-1 (1/2) 平成 11 年度時点での該当公表項目の有無（表示国が見にくいため○で囲む。）

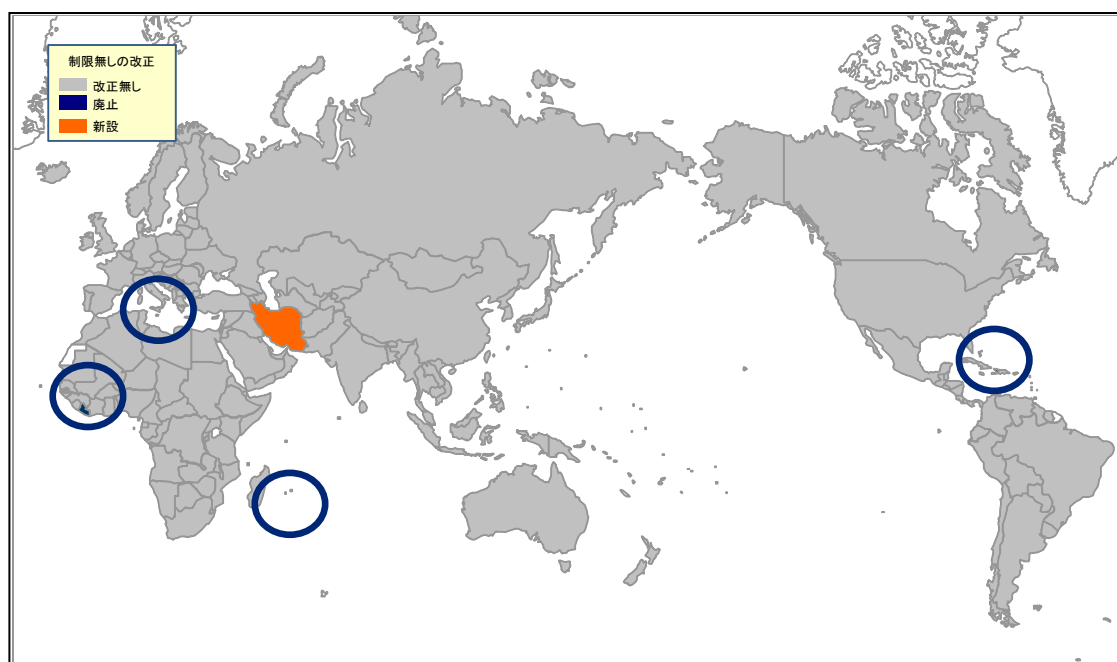


図 3-5-1 (2/2) 平成 11 年度から平成 22 年度までの制度改革の状況
（表示国が見にくいため○で囲む。）

グレースピリオドの適用範囲が「制限なし」を採用する国はわずかであり、平成11年度調査では、米国、リベリア、モーリシャス、ハイチ、マルタが採用していた。今回調査では米国は改正がないが、その他の4国は制度改正があり「制限なし」は変更された。また、イランは新規に適用範囲の制限がないGP制度が制定されたため、制限なしの制度を有する国は米国とイランの2国だけになっている。

リベリア、モーリシャス、ハイチ、マルタについては前回調査で制限なしと分類されているが、厳密に言えば制限規定がないのは米国のみであり、ほかの4国は範囲が広く、明確な限定がないと表現したほうが正しい。これらの国はアフリカ広域知的財産機構（ARIPO）加盟国のリベリアが2006年のハラレ議定書により改正されたほか、マルタ共和国は2003年のEU加盟投票で加盟を実現し、EU型に改正が行われている。他の2国も、より明確な適用範囲が示されたとみることができる。

表3-2 制限なしの国

国名	適用範囲		改正理由
	平成11年度調査	平成22年度調査 (本調査)	
米国	制限なし	制限なし	
リベリア	特許、刊行、使用、販売	博覧会、その他開示	2006年ハラレ 議定書による 改正
モーリシャス	出願人、代理人、許諾者の公然使用、濫用	出願人の開示、濫用	
ハイチ	発明の最初の発表、販売または公然実施	出願人の開示、出願人に限らず登録、公表、記録	
マルタ	何らかの公表、使用	濫用、博覧会	2004年EU加 盟
イラン	なし	6カ月以内の開示	新設

(ii) 出願人の開示

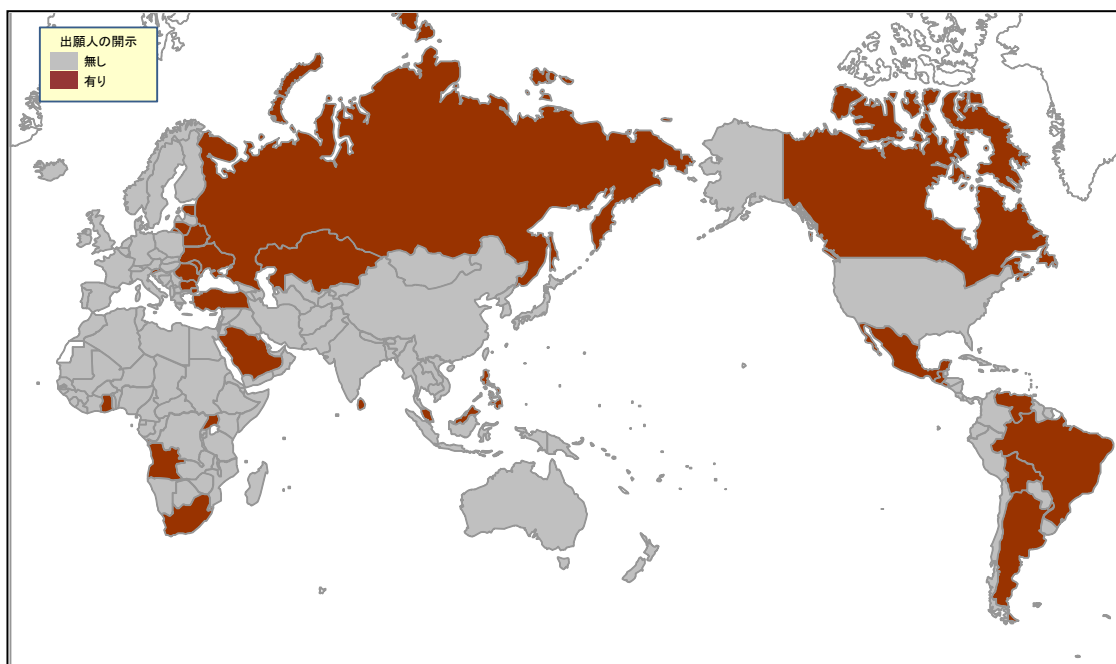


図 3-5-2 (1/2) 平成 11 年度時点での該当公表項目の有無

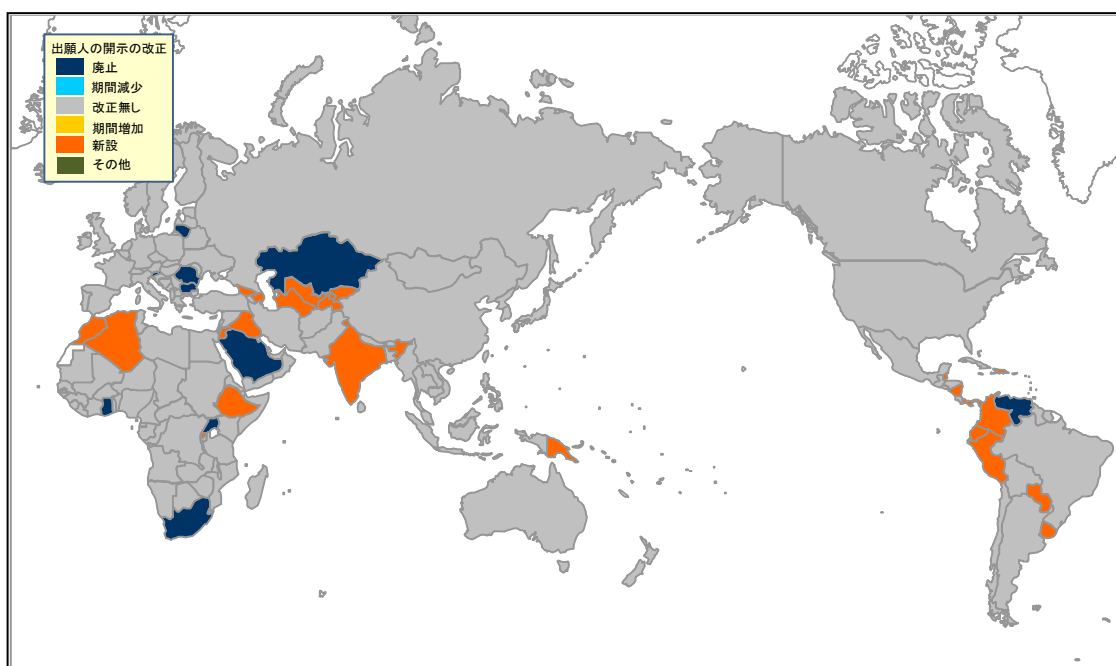


図 3-5-2 (2/2) 平成 11 年度から平成 22 年度までの制度改正の状況

発明者自身の公表を適用範囲とする国であり、平成11年調査では米州とロシア始めとするユーラシア特許条約加盟国が採用していた。今回調査では、中南米諸国で制度改正が多く行われている。

中南米にはアンデス地域を中心とした南アメリカおよびラテンアメリカの国家共同体であるアンデス共同体が存在し、現在の加盟国は、ボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルーの4ヶ国である。また、準加盟国としてアルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ、チリの5カ国、及び、オブザーバー国としてメキシコ、パナマが参加している。アンデス共同体では、2000年にアンデス共同体委員会決定486号が発行された⁴。表3-4に示すように、新規性喪失の例外規定として、発明者、発明者の意図した公表、意図しない公表が示されている。したがって、中南米における、コロンビア、エクアドル、ペルー、パラグアイ、ウルグアイの新設はアンデス共同体委員会決定を受けた変更である。

また、表3-5に示すようにユーラシア特許条約加盟国の新規制定に伴う変化も含まれる。

アンデス共同体委員会決定 486 号 (DECISION 486 TITLE II
CHAPTER III)

17 条 (Article 17)

- 特許性を決定するために、加盟国への出願日のから1年以内または優先出願日の1年以内に行われた公表は新規性喪失として扱わない。

- a) 発明者と発明者の意を受けたものが
- b) 博覧会で公表する場合。
- c) 発明を知った第3者が上記公表を行う場合。

⁴ DECISION 486 Common Intellectual Property Regime TITLE II ON PATENTS
CHAPTER III On Patent Applications CHAPTER I On Patentability
Requirements
Article 17

(iii) 濫用

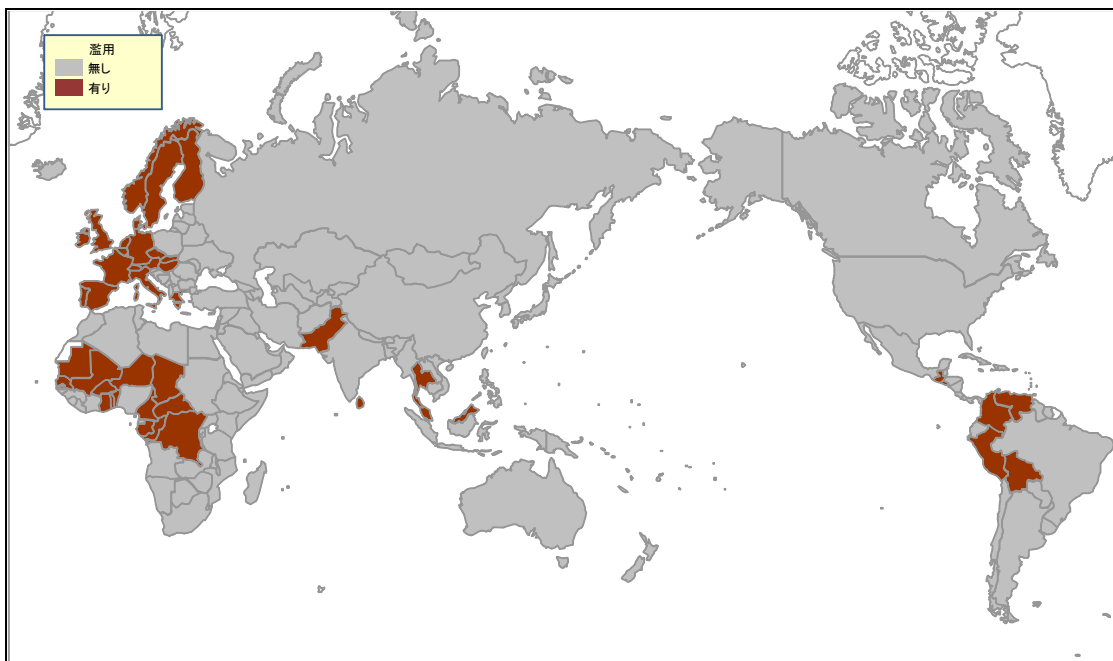


図 3-5-3 (1/2) 平成 11 年度時点での該当公表項目の有無

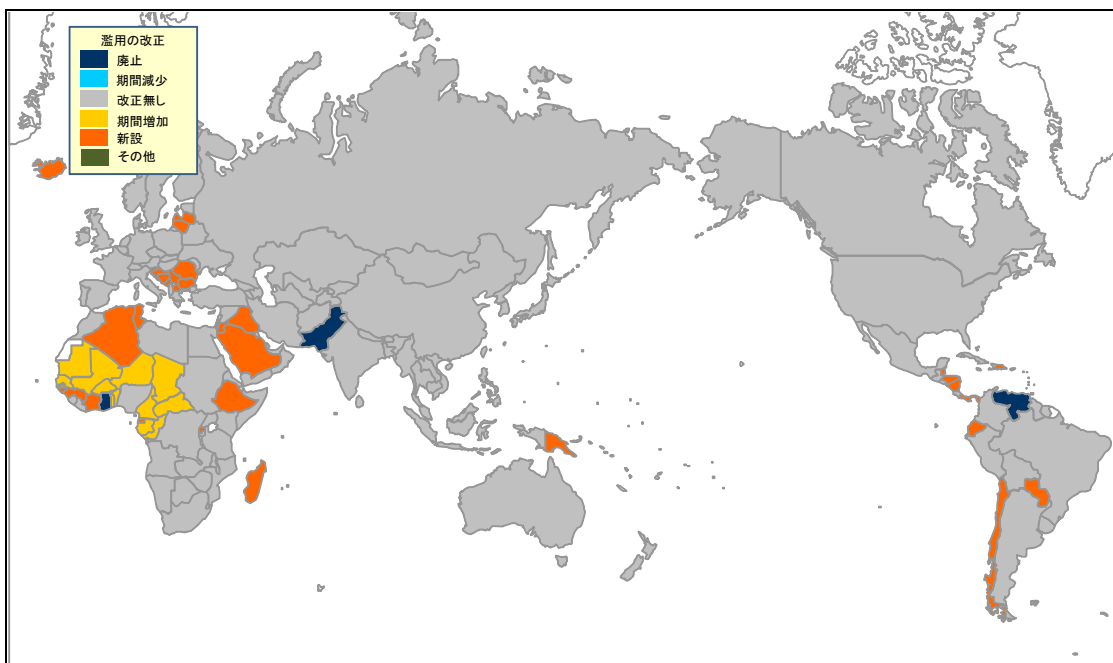


図 3-5-3 (2/2) 平成 11 年度から平成 22 年度までの期間における制度改正の状況

EU 加盟国のグレースピリオド制度は、欧州特許条約による適用範囲が濫用と、公式博覧会等における公表とされている。従って、適用範囲に濫用を含む国は西欧地域の国が多く含まれている。平成 11 年以降 EU 加盟国では、表 3－3 に示すように一部例外を除き、適用範囲は濫用、博覧会に改正されている。また、EU 加盟以前に欧州型の適用範囲であった国を加えると 9／12 の国が欧州型になっている。

平成 11 年度調査から改正のあった国は EU 加盟国の他に、OAPI 加盟諸国があり、2002 年のバンギ協定により猶予期間が 6 カ月から 12 カ月に延長されたための期間延長に伴う改正がおこなわれている。

表 3－3 第 5 次拡大 EU 加盟に伴う規定改正国

国名	加盟年	適用範囲			備考
		改正	濫用	博覧会	
キプロス	2004				独自特許制度なし。 英国特許の再登録。
チェコ	2004		○	○	
エストニア	2004				出願人、第三者開示
ハンガリー	2004		○	○	
ラトビア	2004	有	○	○	EAPO 型を改正
リトアニア	2004	有	○	○	EAPO 型を改正
マルタ	2004	有	○	○	2007 年改正
ポーランド	2004			○	
スロバキア	2004		○	○	
スロベニア	2004	有	○	○	EAPO 型を改正
ブルガリア	2007	有	○	○	EAPO 型を改正
ルーマニア	2007	有	○	○	

(◎：期間 12 カ月、○：期間 6 カ月 空欄：該当なし、未詳)

(iv) 出願人の意図しない第三者の開示

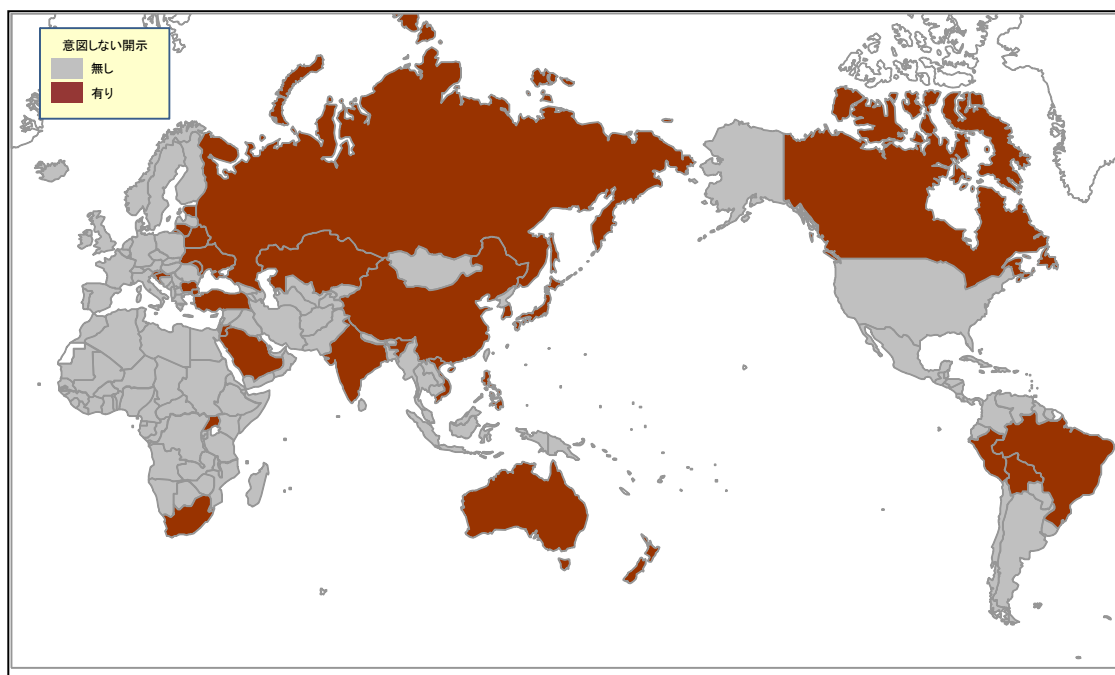
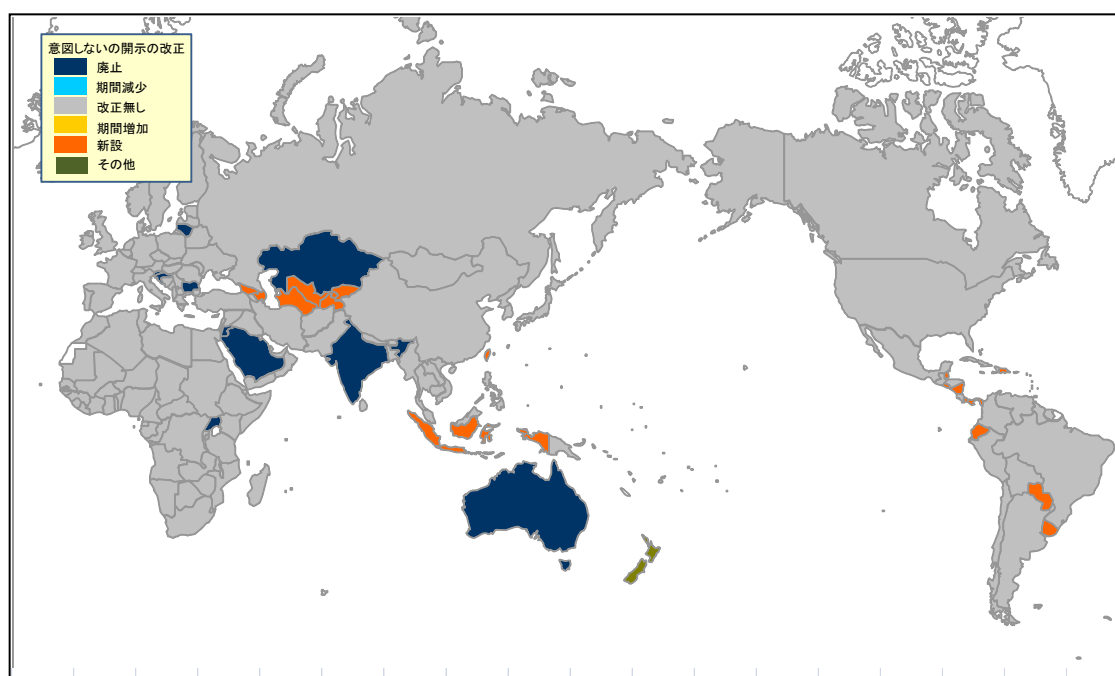


図 3-5-4 (1/2) 平成 11 年度時点での該当公表項目の有無



3-5-4 (2/2) 平成 11 年度から平成 22 年度までの制度改正の状況

平成 11 年調査では、出願人の意図しない開示を適用範囲としている国の多くは、ユーラシア特許条約加盟国およびアンデス共同体加盟国・準加盟国である。

アンデス共同体加盟国、準加盟国のアンデス共同体委員会決定 486 号により、表 3－4 に示すように、加盟国（ボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー）において、制度の無かった国の新設を含め 3 カ国の改正がおこなわれ、適用範囲が統一された。また、準加盟国（アルゼンチン、ブラジル、チリ、パラグアイ、ウルグアイ）及びオブザーバー国（メキシコ、パナマ）においても 3 カ国の改正があり、加盟国に準ずる範囲になった。

また、ユーラシア特許条約加盟国は、表 3－5 に示すように平成 11 年調査時に特許法が制定されていなかった国、あるいは、特許法が不明とされた国があり、それらの国の特許法制定による改正が行われた。

表 3－4 アンデス共同体規定改正国

国名	右範囲に関する改正	適用範囲				備考
		出願人の開示	意図しない第三者開示	意図した第三者開示	濫用	
ボリビア		◎	◎	◎	◎	アンデス共同体委員会決定 486 号（以下 486 号と略す）による改正。
コロンビア	有	◎	◎	◎	◎	486 号、。H11 年は濫用、博覧会、試験
エクアドル	有	◎	◎	◎	◎	新設
ペルー	有	◎	◎	◎	◎	486 号。出願人追加
アルゼンチン		◎				
ブラジル		◎	◎			
チリ	有				◎	
パラグアイ	有	◎	◎	◎	◎	新設
ウルグアイ	有	◎	◎	◎		新設
メキシコ		◎				
パナマ	有	◎	◎	◎	◎	新設

(◎：期間 1 2 カ月、○：期間 6 カ月 空欄：該当なし、未詳)

(v) 出願人の意図した第三者の開示



図 3-5-5 (1/2) 平成 11 年度時点での該当公表項目の有無

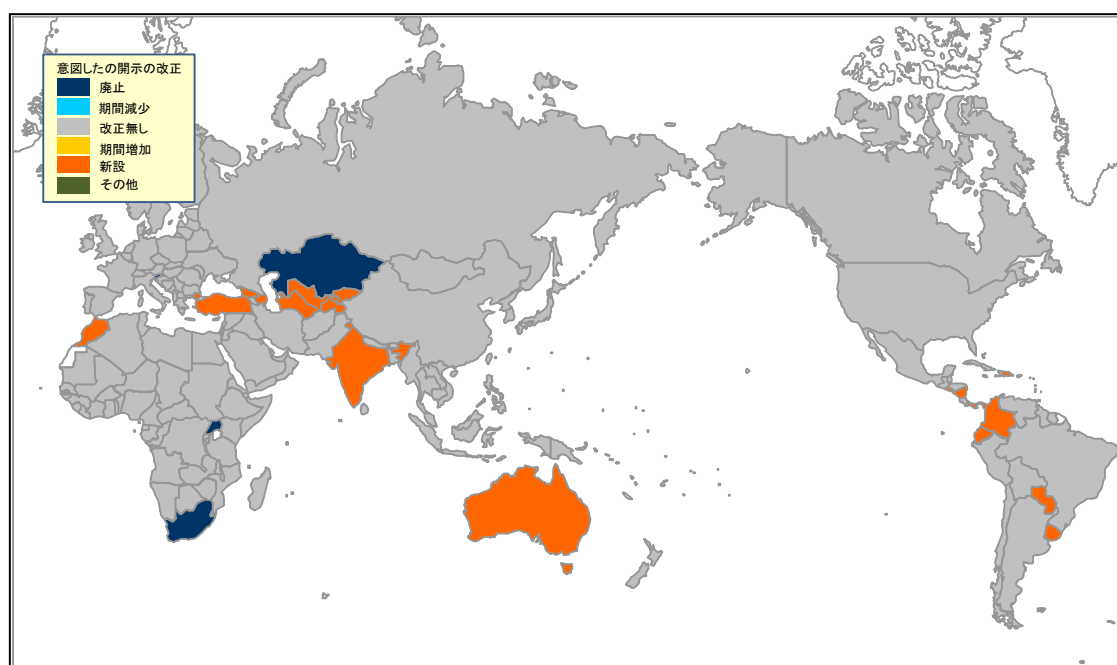


図 3-5-5 (2/2) 平成 11 年度から平成 22 年度までの制度改正の状況

出願人の意図しない第三者の開示と同様に本項目も、平成 11 年調査では、主としてユーラシア特許条約加盟国（EAP0）が採用している。平成 22 年度調査で改正の見られた国は、加盟国のなかでに前回特許法が制定されていなかった国、または不明の国が本項目を新たに適用範囲にしている。

また、(iv) 出願人の意図しない第三者の開示と同様に、表 3－4 に示すようにアンデス共同体加盟国・準加盟国・オブザーバー国における改正が行われた。

表 3－5 ユーラシア特許条約（EAP0）加盟国規定改正国
(ウクライナ、グルジアは未批准のため除外する)

国名	右適用範囲に関する改正	適用範囲			備考
		出願人の開示	意図した第三者開示	意図しない第三者開示	
アルメニア					2008 年工業所有権法に例外規定なし
アゼルバイジャン	有	○	○	○	H11 年は不明
ベラルーシ		◎	◎	◎	2007 年博覧会追加
カザフスタン	有				2007 年 EAP0 型から博覧会のみへ改正
キルギス	有	◎	◎	◎	新設
モルドバ		◎	◎	◎	
ロシア連邦		○	○	○	
タジキスタン	有	○	○	○	新設
トルクメニスタン	有	◎	◎	◎	新設

(◎：期間 12 カ月、○：期間 6 カ月 空欄：該当なし、未詳)

(vi) 学会

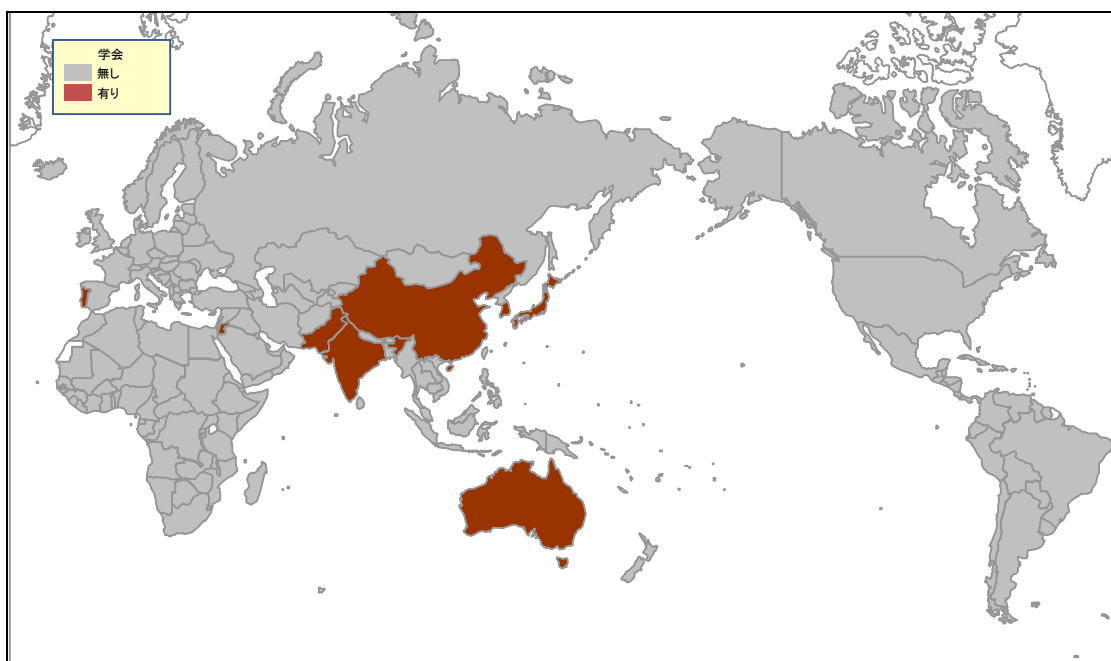


図 3-5-6 (1/2) 平成 11 年度時点での該当公表項目の有無

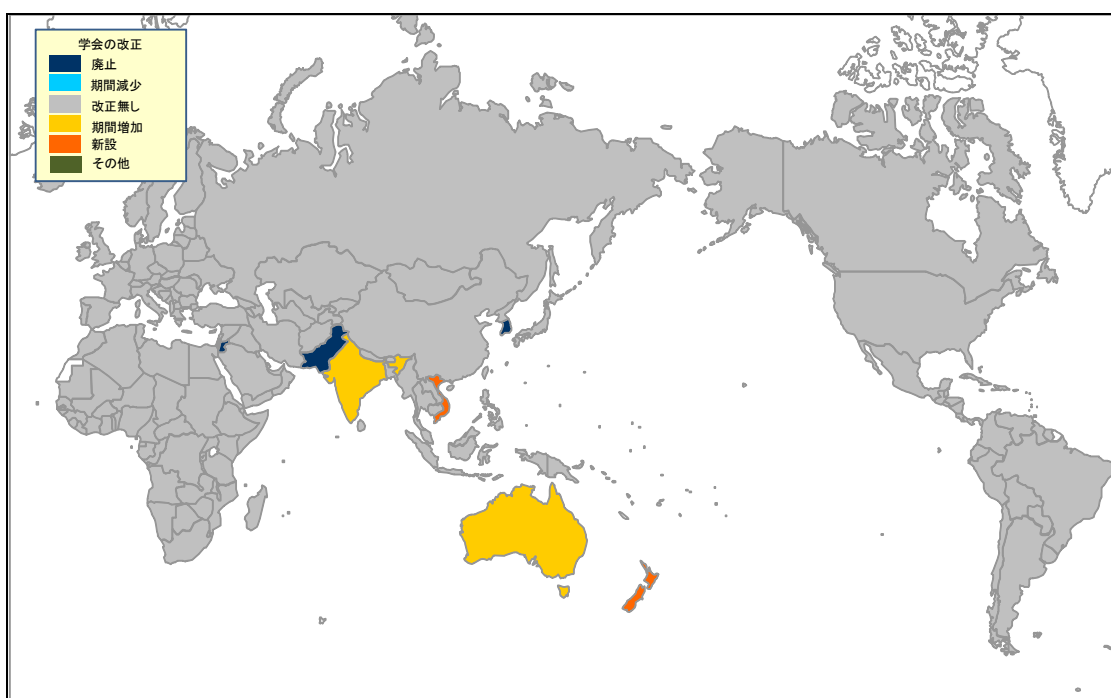


図 3-5-6 (2/2) 平成 11 年度から平成 22 年度までの期間における制度改革の状況

学会における公表を適用範囲としている国は、おもに日本を中心とする東アジアおよび豪州、インドである。前回の調査から改正があった国は豪州、インドなどであるが、改正はグレースピリオド制度の期間が6カ月から12カ月に改正されたことによるものである。また、ベトナムでは特許法が新設され、学会が適用範囲になっている。学会の内容は表3-6のような規定で示される。どの様な団体が適用されるかについて必ずしも明確に示されていない。外国から出願する場合は適用が難しい場合が多いと推定される。

表3-6 学会の国別規定

国名	学会の規定	公表者	公表の形式
日本	特許庁長官の指定を受けた学術団体が開催する研究集会など	特許を受ける権利者	文書発表
中国	定められた学術会議または技術会議		発表
香港	所定の会合	出願人・所有者	展示
インド	学会	本人・本人同意者	同会での発表・会報による公表
シンガポール	何れかの学術団体	本人・本人同意者	読み上げ・会報
ベトナム			科学的提示の形態で公開
オーストラリア	学会		
ニュージーランド	学術団体		
ポルトガル	学術的協会若しくは技術的専門家の集団（途中略）であって、同盟国において公的であるか若しくは公的に認められたもの		伝達
イスラエル	学術団体		講演・会報
カーボ・ヴェルデ	学協会・専門技術者協会		

（対象が特定されていない場合空欄とした）

(vii) 博覧会

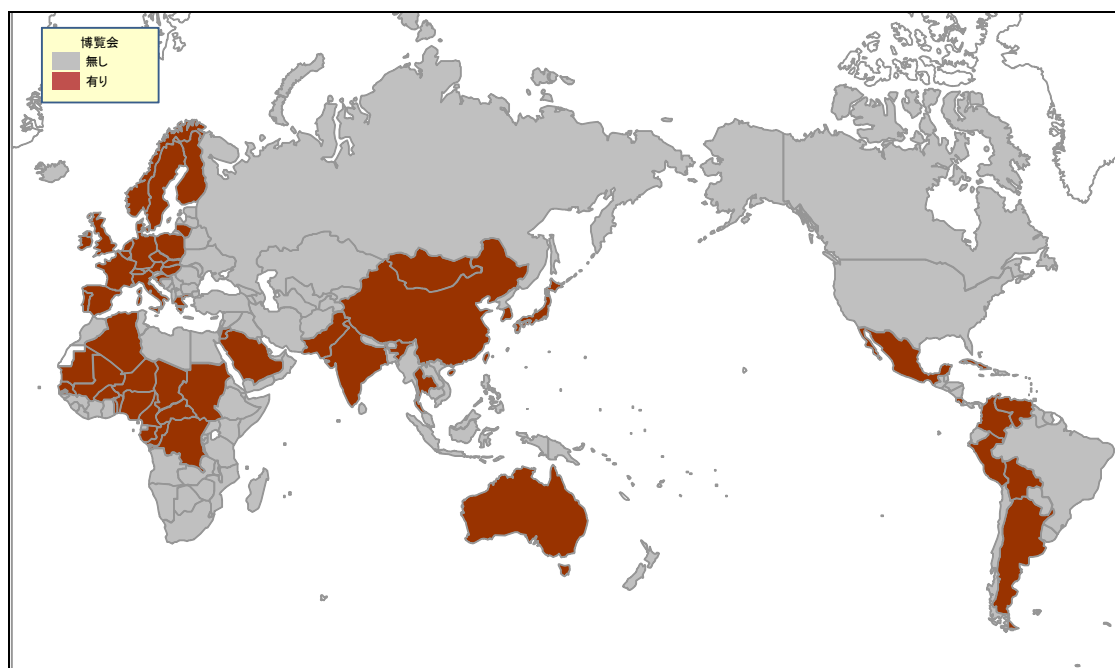


図 3-5-7 (1/2) 平成 11 年度時点での該当公表項目の有無

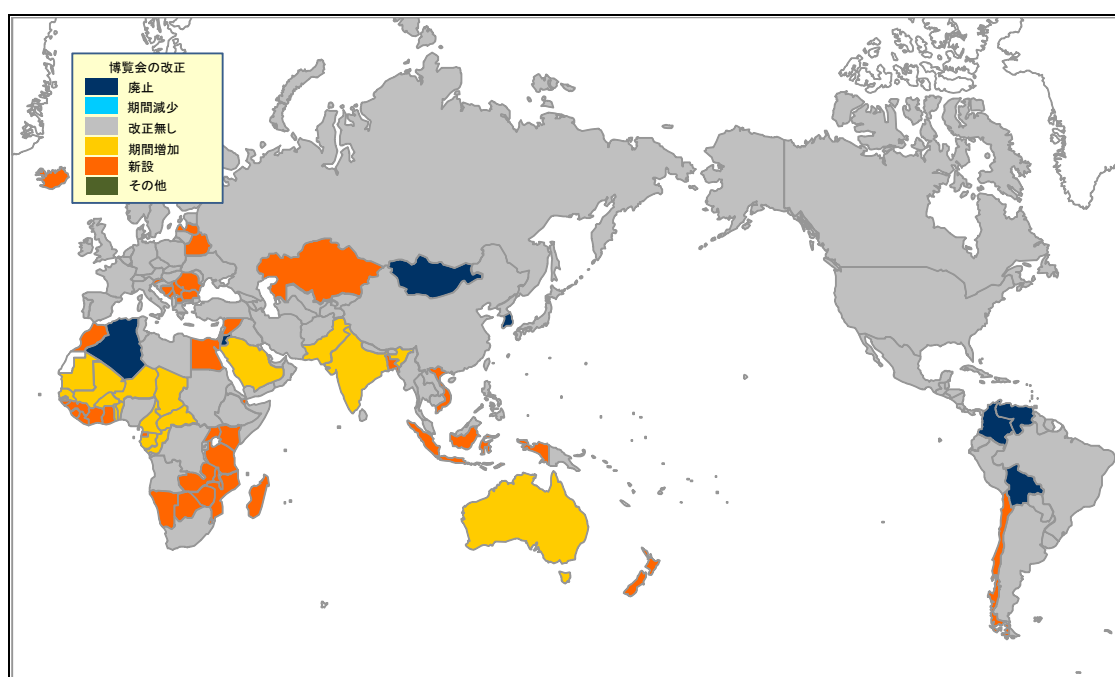


図 3-5-7 (2/2) 平成 11 年度から平成 22 年度までの期間における制度改正の状況

博覧会を適用範囲としている国は、欧州特許条約加盟国、O A P I 加盟国、アンデス共同体加盟国および東アジアの国があり、全世界に広く採用されている。制度改正が行われた国は、バンギ協定による期間の延長による国内制度の改正を行った国が多数を占める。また、アフリカ西部の国が多く加盟するA R I P O の、2006 年ハラレ議定書によるとみられる改正により、博覧会および書面による開示が適用範囲となっている。

表 3－7 アフリカ知的所有権機構（OAPI）加盟国の規定改正国

国名	適用範囲			備考
	改正	濫用	博覧会	
ベナン	有	◎	◎	2002 年バンギ協定による期間変更（以下バンギと表記）
ブルキナ・ファソ	有	◎	◎	バンギ
カメルーン	有	◎	◎	バンギ
中央アフリカ共和国	有	◎	◎	バンギ
チャド	有	◎	◎	バンギ
コンゴ共和国	有	◎	◎	バンギ
コートジボワール	有	◎	◎	バンギ
赤道ギニア	有	◎	◎	前回不明
ガボン	有	◎	◎	バンギ
ギニア	有	◎	◎	新設
ギニアビサウ	有	◎	◎	新設
マリ	有	◎	◎	バンギ
モーリタニア	有	◎	◎	バンギ
ニジェール	有	◎	◎	バンギ
セネガル	有	◎	◎	バンギ
トーゴ	有	◎	◎	バンギ

（◎：期間 1 2 カ月、○：期間 6 カ月 空欄：該当なし、未詳）

表 3－8 アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）加盟国の規定改正国

国名	適用範囲			備考 (2006 年ハラレ議定書による変更をハラレと表示)
	改正	博覧会	その他 (書面による開示)	
加盟国				
タンザニア、モザンビーク	新設	○	○	ハラレ
ボツワナ、ガンビア、ケニア、シエラレオネ、スワジランド、ジンバブエ	他国法準用・登録から新設	○	○	ハラレ
ガーナ、レソト、マラウイ、ナミビア、スーダン、ウガンダ、ザンビア	自国法改正	○	○	ハラレ
ソマリア	その他			ハラレ未締結
オブザーバー国				
リベリア	自国法改正	○	○	ハラレ
アルジェリア、アンゴラ、ブルンジ、エジプト、エリトリア、エチオピア、リビア、モーリシャス、ナイジェリア、ルワンダ、セーシェル、南アフリカ、チュニジア	その他			

(◎：期間 1 2 カ月、○：期間 6 カ月 空欄：該当なし)

(viii) 試験

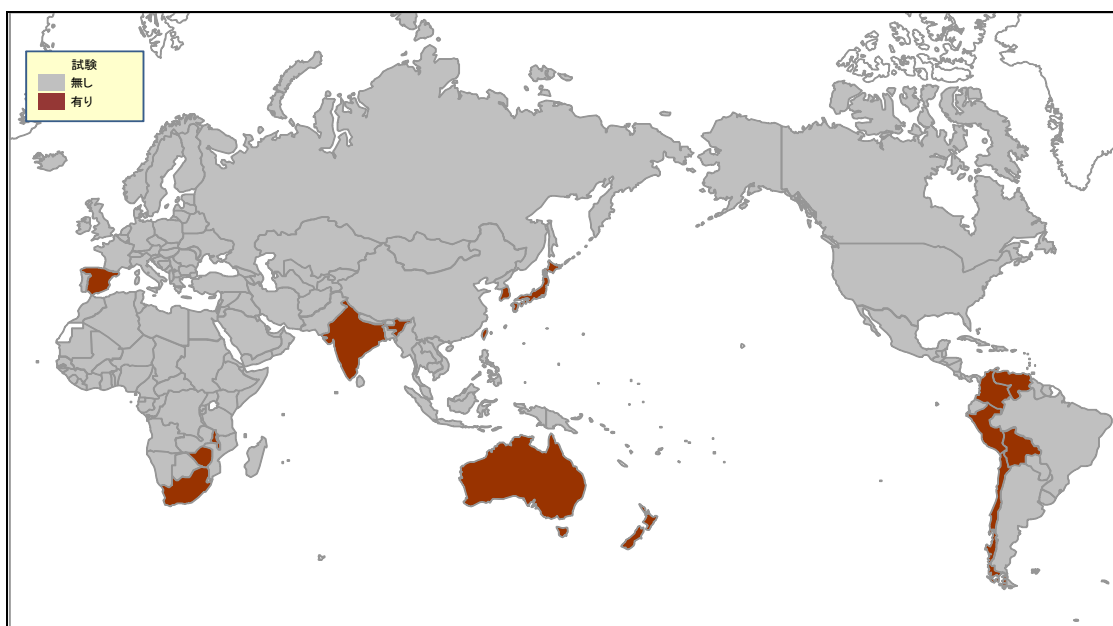


図 3-5-8 (1/2) 平成 11 年度時点での該当公表項目の有無

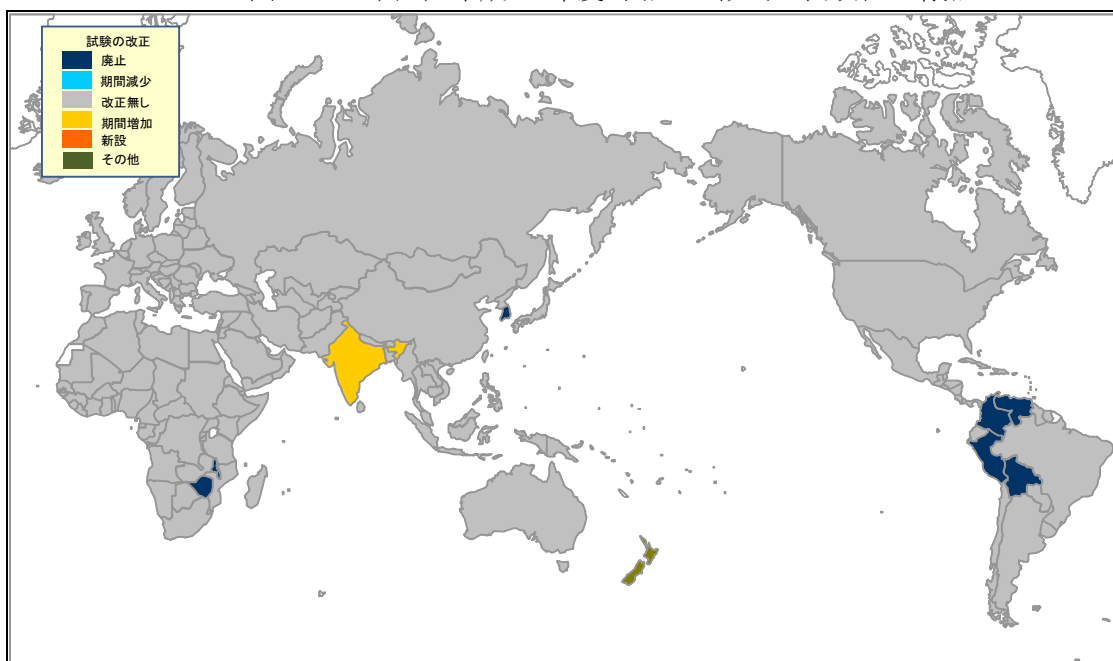


図 3-5-8 (2/2) 平成 11 年度から平成 22 年度までの期間における制度改正の状況

試験を適用範囲としている国は、相対的には少なく、地域的には環太平洋諸国に多くみられる。平成 11 年度から平成 22 年度までの期間における制度改正にも、特に大きな動きは見られない。

3)適用の範囲のグループ別での項目数の増減

以上述べた適応の範囲を以下のようにグループに分け、各グループでの項目数の増減を示す。

グループA：出願人の開示、出願人の意図しない第三者の開示、
出願人の意図した第三者の開示

グループB：明白な濫用、学会、博覧会、試験

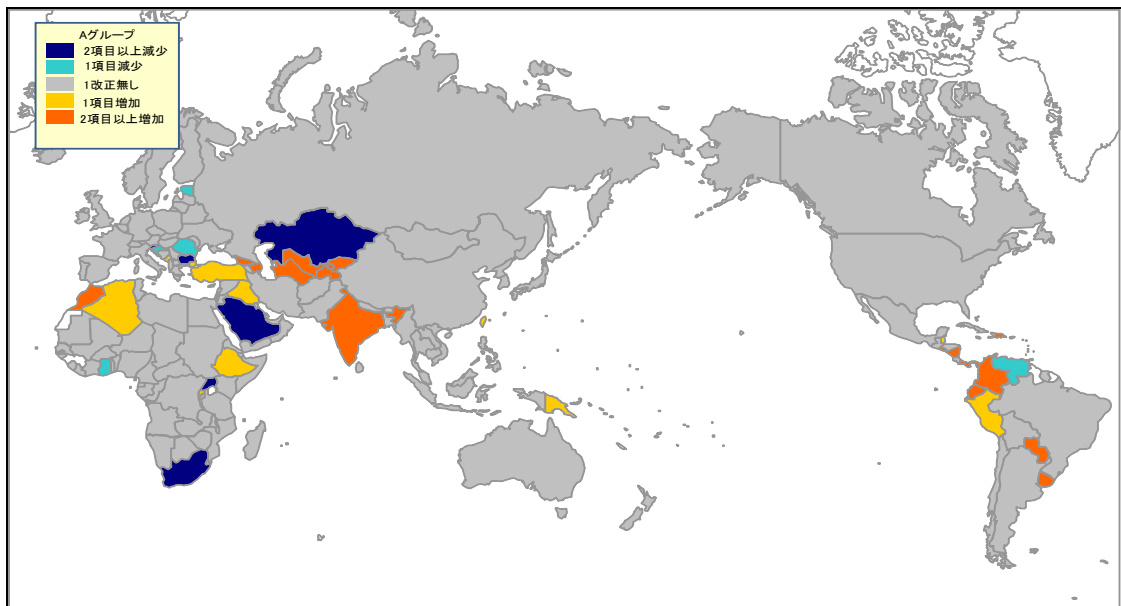


図 3-6 (1/2) 平成 11 年度から平成 22 年度までの期間における A グループでの項目数の増減

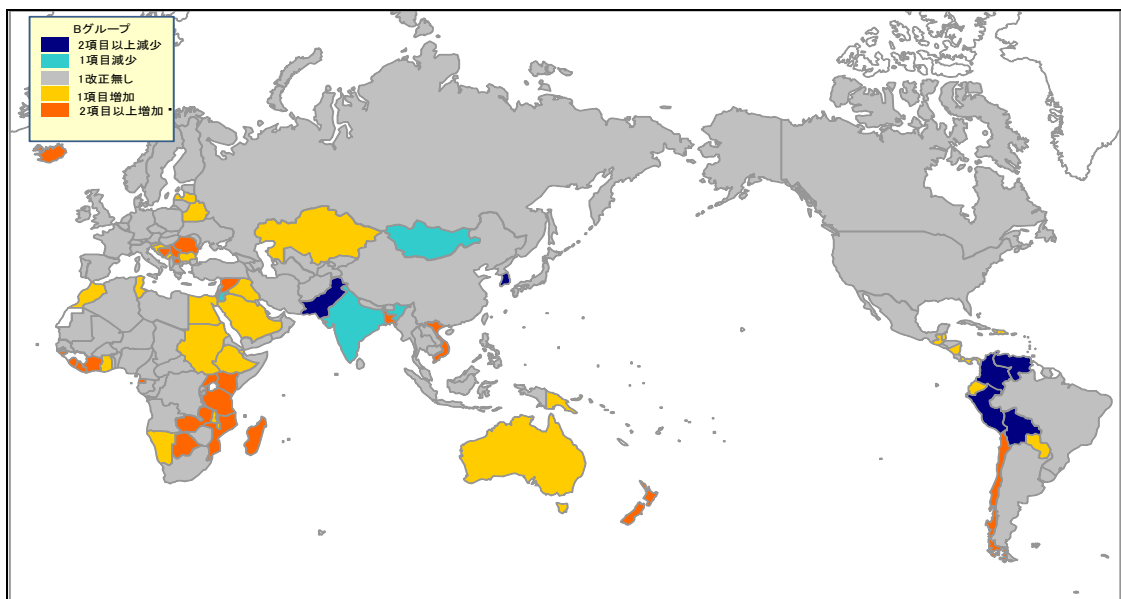


図 3-6 (2/2) 平成 11 年度から平成 22 年度までの期間における B グループでの項目数の増減

「出願人」、「意図した第三者」、「意図しない第三者」による開示は範囲の広さを規定するのが困難であるため、夫々1範囲として、平成11年度調査からの増減を示した（図3-6（1/2））。範囲の増加は中央アジアと中南米で見られるが、夫々E A P O加盟国とアンデス共同体加盟国、及び、準加盟国の特許法新設に伴う増加である。

適用範囲の項目数増加が多い地域は、東欧と東アフリカであるが、東欧はE U加盟による特許制度改正や新設による項目数の増減である。東アフリカ地区では、A R I P Oのハラレ議定書による改正や、従来英国など旧宗主国の特許制度を準用していた国のA R I P O制度への改正、あるいは、新設による影響である。

(3) まとめ

以上の調査結果に関して、その要点を再度まとめて示す：

① グレースピリオドの現状

- (i) 平成 11 年度から平成 22 年度まで期間おける調査対象国での制度改正は、北米、欧州、北米、アジアと比較すると、近年発展が進んでいる、中東、アフリカ、中南米の経済圏内で制度改正が多い。
- (ii) 地域内の特定近隣諸国が制度変更を行っている。これらの点から、各国独自にグレースピリオド制度の改正を行うと同時に、地域的な政治・経済動向や、地域条約など地域全体のグレースピリオド制度改正の動きが推測される。

② 制度改正の状況

- (i) 特許制度は地域特許協定が多く存在し、それらの地域内の加盟諸国の特許制度の改正を大きく動かしている。
- (ii) 西部アフリカ諸国が加盟する OAPI の 2002 年バンギ協定により、期間が 6 カ月から 12 カ月に延長された影響から、明白な濫用および博覧会の期間延長による改正が多く見られる。
- (iii) 中央南部アフリカ諸国が加盟する ARIPO は、従来博覧会が適用範囲であったが、2006 年ハラレ議定書により、書面による公開が加えられたため、範囲の拡大が行われている。
- (iv) 中央アジア地域において、ユーラシア特許条約加盟国の期間、適用範囲は平成 11 年調査から改正されていないが、当時特許制度が存在しなかった国の制度新設が見られる。
- (v) EPO 加盟諸国も、適用条件は改正されていない。しかし、東欧諸国の EU 加盟の伴う国内制度改正に伴う変更が多くみられる。
- (vi) アンデス共同体は 2006 年のアンデス共同体委員会決定 486 号により、それまでの適用範囲を改正し、カルタヘナ協定による適用範囲である「濫用」、「博覧会」、「試験」から「出願人開示」、「意図した第三者」、「意図しない第三者」に拡張的に改正した変化である。

また、中南米ではアンデス共同体とともに米国を中心とした自由貿易協定による改正も多い。米国は環太平洋地域の国と自由貿易協定交渉を進めており、豪州、韓国などの制度改正はこれによるもので

ある。両国とも期間が 6 カ月から 12 カ月に改正されており、拡大方向の改正となっている。同様に、インドもアジア近隣諸国との自由貿易協定を進めており国内制度の改正を行った。

- (vii) そのほか、中東地域の G P 制度改正も多くみられる⁵。中東の近代化に伴う法整備の一環であり、2000 年以降に特許法改正が行われた国が多い。また同時に、資源価格高騰を背景としてオイルマネーの投資先として知財が選ばれる例もある。

特許庁委託 ジェトロ知的財産権情報 「模倣対策マニュアル 中東編」 JETRO 2009 年 P 360

第 3 部 湾岸諸国協力会議

第 1 章 GCC についての概要紹介

湾岸諸国協力会議（GCC）は、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア及び UAE が 1981 年 5 月 25 日にサウジアラビアのリヤドにおいて締結した合意により成立した。これらの加盟国は、相互の特別な関係、イスラム教にもとづいた類似の政治制度、共同的運命及び共通の目的を考慮し、GCC を形成すると宣言した。GCC は、地域的な共同市場の形成及び防衛計画評議会の共同運用を目指している。これらの加盟国が地理的に近いこと並びに全般的に自由貿易経済政策を採用していることも、GCC を形成する一助となった。

P 362

第 2 章 GCC 特許庁（GCC 特許制度）

1. 概要

1992 年 12 月に開催された第 13 回 GCC 首脳会議において、GCC 特許規則が可決され、GCC 特許庁が設置された。1999 年 11 月に、規則の一部を改正し、改正規則が 2000 年 8 月 16 日に発効した。

GCC 共通特許制度は、域内出願人及び国際出願人に対し、一度の出願で、GCC 加盟 6 カ国のあらゆる加盟国における特許保護を付与する。GCC 特許規則は、発明の保護のみを規定する。意匠又は実用新案に対応する制度は存在しない。

⁵ 特許庁委託 ジェトロ知的財産権情報 「模倣対策マニュアル 中東編」 JETRO 2009 年

4. アンケート調査

(1) 調査目的と調査方法

① 調査目的と調査方法

調査対象国は、38 カ国とした（表4－1）。対象国の多数が欧州であるのは、以下の事由からである。グレースピリオド（以下 GP と略す場合あり）の調和に関して先進国会合（B+会合）にて議論されているが、同会合では欧州各国が GP の適用範囲が日米と比較して非常に狭いことが論点となっている。この範囲を拡大する方向での制度調和が1つの出口として考えられる。そこで、アンケート調査では、欧州各国の GP 制度把握、運用状況を把握することが重要であると考え、欧州を中心にアンケートを行った。

その他には、近年急激な経済成長を遂げ国際社会で存在感を増している中国等の新興国や GP の制度改正及び改正を検討している国々を調査対象国とした。

表4－1 アンケート対象国

オーストリア	仏国	スウェーデン	ルーマニア	インド
ベルギー	英国	スロバキア	ロシア	ブラジル
ブルガリア	ハンガリー	アイスランド	豪州	フィンランド
スイス	アイルランド	トルコ	米国	ポルトガル
チェコ	イタリア	クロアチア	メキシコ	リトアニア
独国	オランダ	エストニア	日本	台湾
デンマーク	ノルウェー	ギリシャ	韓国	
スペイン	ポーランド	ラトビア	中国	

② 調査方法

調査方法はアンケートの送付・回収時間の短縮を図るために、Web アンケート⁶により調査を実施した。

表 4－2 アンケート送付先一覧

全送付数	275件
企業	88件
特許事務所	144件
大学	26件

(2) 調査対象の属性

① アンケート回答結果

各国の大学、特許事務所、企業・研究所を対象に Web アンケートを実施した。送付先の抽出は、アンケート対象国内で米国に出願件数の多い企業の中からリストアップを行った。また、各国特許事務所に関しては、インターネットによる検索結果から無作為抽出による選出を行った。

② 回答者の属性

アンケートの回答数は全 46 通⁷であり、下表が示すように複数回答があった国は、以下である。

表 4－3 複数回答のあった国

独国	3件
ラトビア	2件
クロアチア	3件
米国	2件
中国	2件
イタリア	2件

また、表 4－4 に示すように、回答の大部分が特許事務所からであった。ほとんどの国から 1 通の回答であったため、回答結果がその国の多数の意見の平均を示すものではないことを注意する必要がある。

⁶ アンケート項目自体は付録参照

⁷ 調査対象国に該当しないイスラエルからも回答も含まれている。なお、回答の分析からはイスラエルを除いている。

表 4－4 各国の回答者の所属

調査対象国	回答者1	回答者2	回答者3
オーストリア	特許事務所		
ベルギー	特許事務所		
ブルガリア	特許事務所		
スイス	特許事務所		
チェコ	特許事務所		
独国	特許事務所	特許事務所	特許事務所
デンマーク	企業・研究所		
スペイン	特許事務所		
仏国	特許事務所		
英国	大学		
ハンガリー	特許事務所		
アイルランド	特許事務所		
イタリア	企業・研究所	特許事務所	
オランダ	大学		
ノルウェー	特許事務所		
ポーランド	企業・研究所		
スウェーデン	特許事務所		
スロバキア	特許事務所		
アイスランド	特許事務所		
トルコ	特許事務所		
クロアチア	特許事務所	特許事務所	特許事務所
エストニア	特許事務所		
ギリシャ	特許事務所		
ラトビア	特許事務所	特許事務所	
ルーマニア	特許事務所		
ロシア	特許事務所		
豪州	特許事務所		
米国	資金配分機関	特許事務所	
メキシコ	特許事務所		
日本	企業・研究所		
韓国	特許事務所		
中国	特許事務所	大学	
インド	特許事務所		
ブラジル	特許事務所		
フィンランド	特許事務所		
ポルトガル	特許事務所		
リトアニア	特許事務所		
台湾	特許事務所		

(3) 国内出願

① GP の利用状況

○質問 2-2

「上記の出願に際して、グレースピリオドを利用した出願はありましたか。」

○質問 3-1

「グレースピリオドを利用した技術分野及び出願先はどのようなでしたか。
(複数回答可)」

(i) グレースピリオドの利用の有無

回答者の約 33%がグレースピリオドを利用した出願をしたことがあるとの結果であった(表4-5)。

表4-5 グレースピリオドを利用した出願の有無

利用したことがある	15	33.3%
利用したことが無い	29	64.4%
不明	1	2.2%

(N=45)

表4-6 グレースピリオドを利用した回答の属性

中間型	回答者1	回答者2
台湾	特許事務所	
韓国	特許事務所	
中国	大学	
欧州型		
スイス	特許事務所	
英国	大学	
アイルランド	特許事務所	
フィンランド	特許事務所	
ベルギー	特許事務所	
米国型		
米国	行政機関	特許事務所
ブラジル	特許事務所	
豪州	特許事務所	
トルコ	特許事務所	
ロシア	特許事務所	
インド	特許事務所	

国別でみると、表 4-6 で示すように「利用したことがある」と回答したのは 14 カ国であった。なお、分類に関しては、猶予期間の長さ、対象範囲等を基準にグレースピリオドの制度に近い国を 3 つの型に分類してその共通傾向を分析した。欧州型に分類した国のグレースピリオドは、「期間 6 カ月」、適用範囲は「濫用」および「博覧会・学会の公表」である。

米国型のグレースピリオドは「期間 12 カ月（一部異なる国も含まれる）」、適用範囲は「無制限」あるいは「本人による公表」である国が含まれる。

中間型の国は、期間 6 カ月、適用範囲は「権利者の意に反した公表」、「博覧会・学会の発表」および「試験」の国とした。

「グレースピリオドを利用したことがない」と回答の国および属性を表4－7に示す。

表4－7 グレースピリオドを使用したことのない回答者属性

中間型	回答者1	回答者2	回答者3
中国	特許事務所		
日本	企業・研究所		
欧州型			
オランダ	特許事務所		
スウェーデン	特許事務所		
イタリア	特許事務所	企業・研究所	
独国	特許事務所	特許事務所	特許事務所
クロアチア	特許事務所	特許事務所	特許事務所
スロバキア	特許事務所		
ギリシア	特許事務所		
チェコ	特許事務所		
ブルガリア	特許事務所		
デンマーク	企業・研究所		
ノルウェー	特許事務所		
仏国	特許事務所		
オーストリア	特許事務所		
米国型			
米国	特許事務所		
メキシコ	特許事務所		
その他			
ポルトガル	特許事務所		
ラトビア	特許事務所	特許事務所	
ハンガリー	特許事務所		
スペイン	特許事務所		
リトアニア	特許事務所		
エストニア	特許事務所		
アイスランド	特許事務所		
ポーランド	企業・研究所		

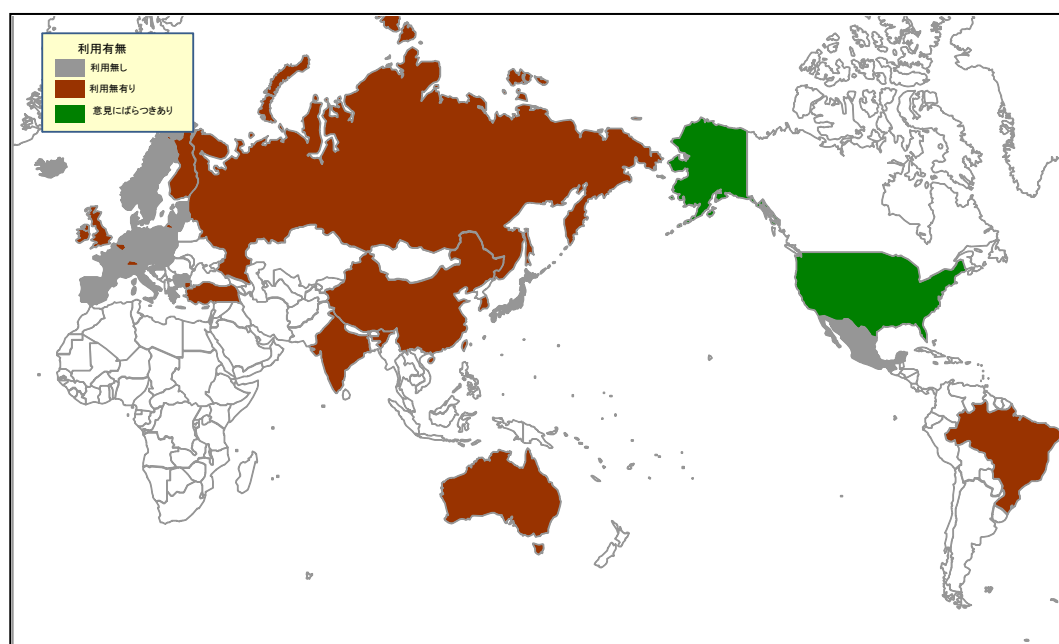


図4－1 GP利用国の分布⁸

⁸ 図中にある色は以下を示す。図中にある色は以下を示す。

注：各国回答は1通が大部分であり、その国の平均的意見を表すものではない。

➤ 利用状況に関するまとめ

表4-7に示すように、「グレースピリオドを利用したことがない」の回答は、欧州の国々が大半を占める。欧州型の国はグレースピリオドの猶予期間が6カ月間と短く、適用範囲は博覧会、濫用等に限定されている。欧州の多くの国がGPを利用しない（出来ない）理由は猶予期間と適用範囲が大きく影響していることを示している。

これに対し、グレースピリオドを使用した国の多くは米国型に分類される国である。米国型は猶予期間12カ月（一部異なる国も分類されている。）であり、適用範囲は「制限なし」および「本人開示」である。このことから、猶予期間と適用範囲が、各国のグレースピリオド使用に大きく影響していることが理解される。なお、米国型は主として、環太平洋地区に位置しており、豪州、韓国は米国とF T A条約を結んだため米国に近い制度を導入済または導入予定である。

② グレースピリオドを利用した技術分野

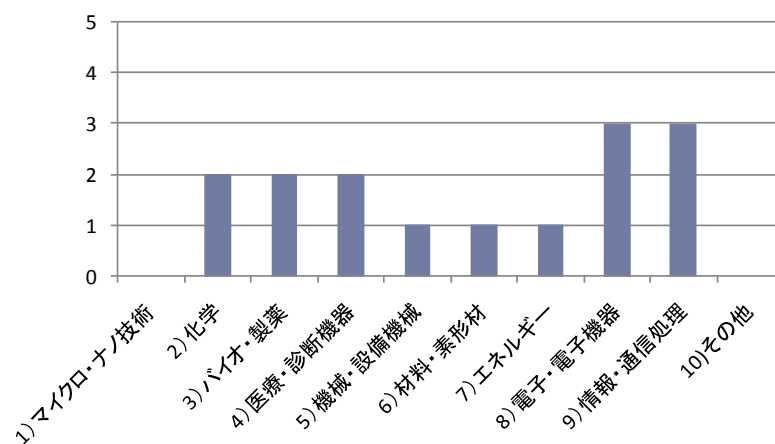


図 4 - 2 中間型の GP を利用した技術分野

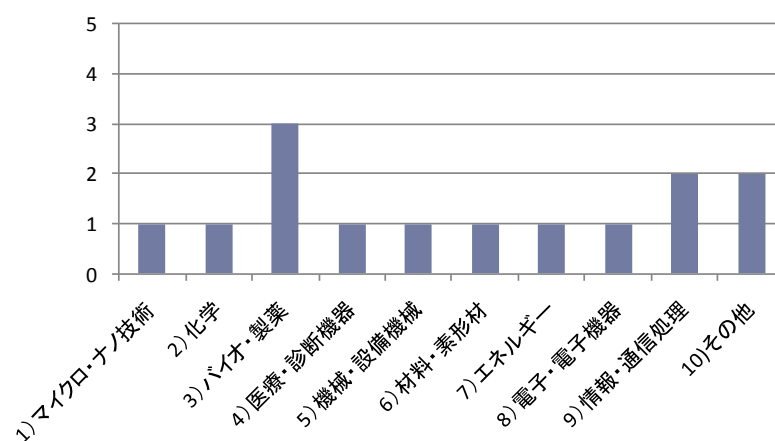


図 4 - 3 欧州型の GP を利用した技術分野

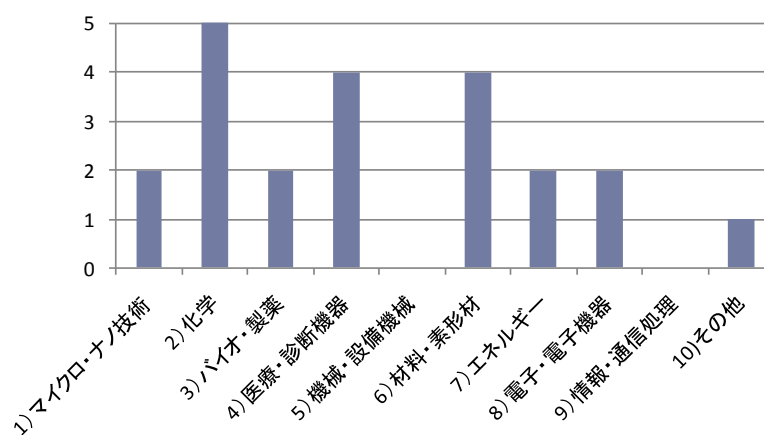


図 4 - 4 米国型の GP を利用した技術分野

グレースピリオドの型別に出願した技術分野を示すと、中間型、欧州型、米国型はそれぞれ、図4-2、図4-3、図4-4のようになる。

中間型では電子・電子機器、情報通信処理が多く、欧州型ではバイオ・製薬の使用が見られ、米国型では化学、医療・診断、材料・素材の技術分野の使用が多くなっている。米国型はロシア、インド、ブラジル等も含まれるため、各国の主要産業が含まれている。

それぞれ、各地域の競争力が強い技術分野であり、研究開発が集中的に行われ、特許出願件数が多いためと推定される。また、同時に、これらの技術分野は大学を含めた研究者の競争が激しいため発表を急ぐこともグレースピリオドを使う要因と考えられる⁹。

➤ GP を利用した技術分野に関するまとめ

図4-5でわかるように、グレースピリオドを利用した出願が多い技術分野は、各地域の競争力が強い技術であり、集中的な技術開発が行われていることを示している。たとえば、電子・半導体、通信、バイオ技術、医療技術、ナノ・マイクロ技術等は日本を中心とする極東地域、米国、欧州が注力する技術であり、それぞれの地域内、地域間で激しい競争が行われている。学術上のトップ争いが激しいため、発表競争の結果、GP を利用した出願が行われていると思われる¹⁰。

その逆に機械・機械設備、エネルギーは、成熟産業であるため、出願件数が少なく、GP の使用件数が少ないと推定される。

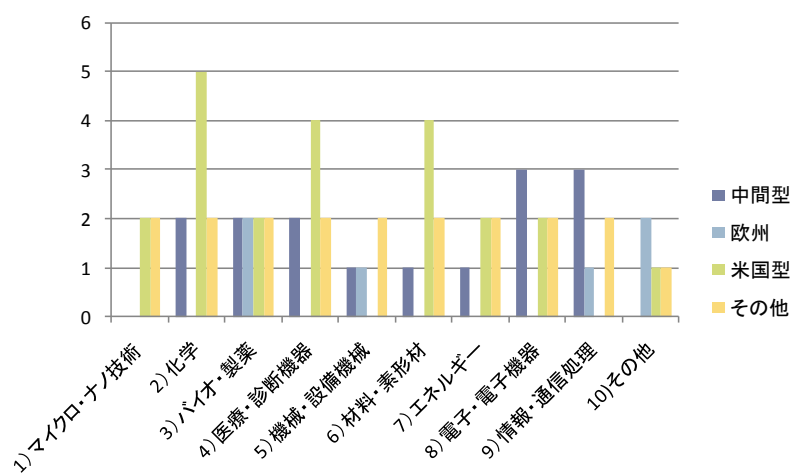


図4-5 各地域における GP を利用した技術分野

⁹ 本報告資料編 (2) ヒアリング記録仏国弁理士事務所C

¹⁰ 「ライフサイエンス分野における特許保護に関する現状と課題」 田村明照 特許研究 NO48 2009/9

③ GP の利用を考えた時期

質問 3-2

「グレースピリオドを使うことを考えたタイミングは以下のいずれですか。」

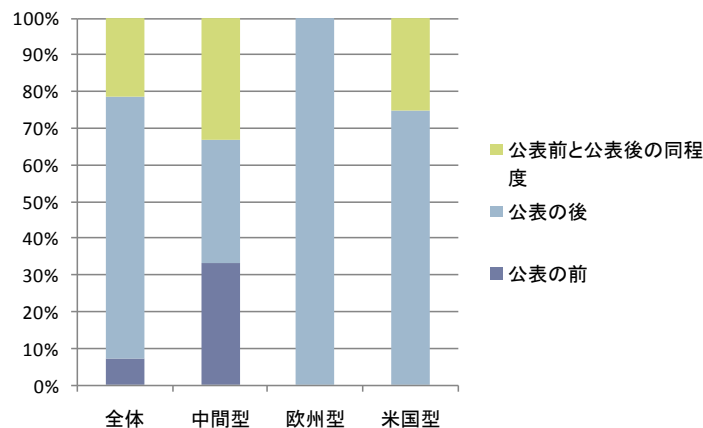


図 4－6 各地域の GP 使用決定時期の比較

図 4－6 で示すように GP の利用を考えた時期は、公開後のケースが約 80% 弱である。特許事務所の中で一社だけが、GP の利用を公表前に考えたと回答している。

なお GP を利用したことがあると回答したものの中で、本項目への回答がないものが 1 通あるため、有効回答数が 14 となっている。

「公表前」と回答したものは、地域別では、中間型に属している。

一方、欧州型は、100% が「公表の後」と回答している。回答数が十分ではないが、欧州では他の地域に比べて事前に GP 利用を考慮していない、あるいは出来ないことを示している。

期間、適用範囲が広い、米国型に関しては、75% が「公表の後」と回答をしている。

➤ 公表の時期に関するまとめ

図 4－6 が示すように、欧州型の制度は適用範囲等が狭いため、利用できる案件が限られている。したがって、GP を念頭に置いた公表は行われていない。このことは後述のヒアリング調査でも確認されている。従って、「事前に GP を利用した出願を行う」はごく少数である。

何かの手違いや、事業上の理由で公表した場合、公表後に GP を使って特許出願を行わざるを得ない場合がある。その場合、欧州では殆ど GP が適用できないため、出願そのものが難しい。中間型、米国型は欧州型と比較して制限が小さいため、事前に特許出願を考慮している場合もあると考えられる。

アンケート回答後に追跡でインタビューを行った（中間型：企業知財部）の例では、「そもそも GP の利用を想定した出願は全く考えてない」、「問題にならないように事前の対策をとっている」と回答している。大手企業では一般的な考え方である。

④ 公表の態様

質問 3-2

「公表の態様は、以下の項目いずれにあたりますか。（複数回答可）」

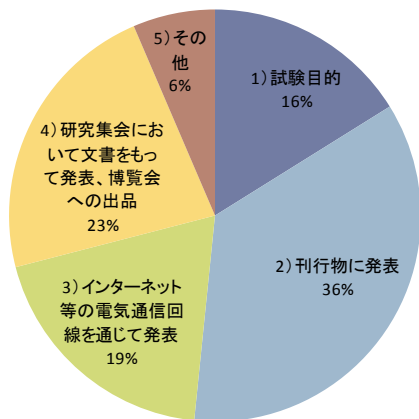


図 4 - 7 公表の状態、手段
(全体)

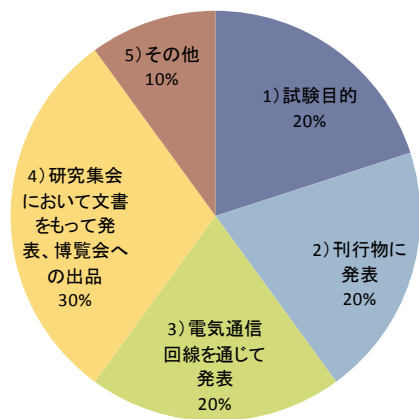


図 4 - 8 中間型 (N=10)

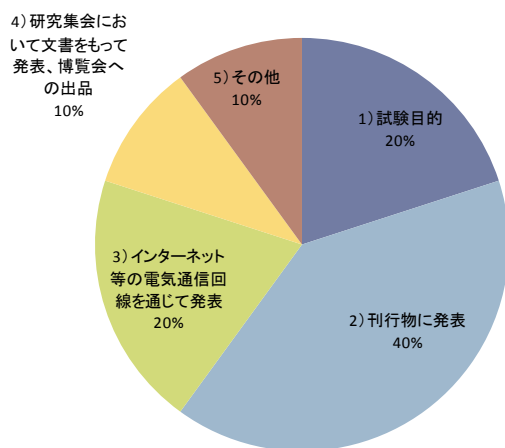


図 4 - 9 欧州型 (N=10)

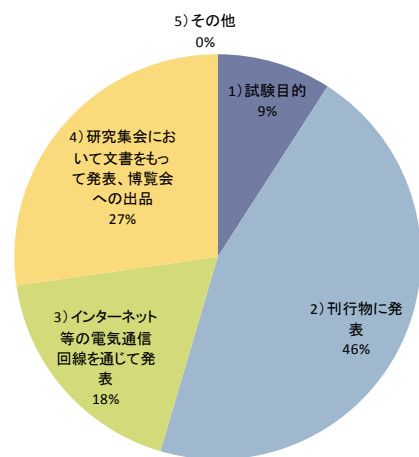


図 4 - 10 米国型 (N=11)

図4-7に示すように36%が「2 刊行物に発表」であり、「4 研究集会において文書をもって発表、博覧会への出品」と回答したものが23%となっている。

地域別にみると、以下の通りである。中間型の国においては、「4 研究集会において文書をもって発表、博覧会への出品」が多い結果となっている（図4-8）。

欧州型では、図4-9のとおり、半数が「2 刊行物に発表」と回答している。他地域と比較して、欧州型は「4 研究集会において文書をもって発表、博覧会への出品」が少ないのは、欧州ではGPを適用できるのは、一部の博覧会や、規定された学会に限定されているためである。

また、米国型は、図4-10が示すように、「刊行物に発表」、「試験目的」「研究集会において文書をもって発表、博覧会への出品」が多い。各国ともインターネットによる公表が20%程度であることは、今後注目に値する。公表時期の特定など従来の公表と異なった議論が必要となろう。

➤ 公表の態様に関するまとめ

図4-11に示すように、欧州型の国は「刊行物に発表」が多く、「研究集会において文書をもって発表、博覧会への出品」が少ないのは、適用範囲が非常に限定されている結果である。中間型、米国型の国においても、刊行物に発表が多く、公表は主に学会の論文発表等で行われたと推定される。その意味でGPの、発明を早期に公表する目的が達成されているとみられる。

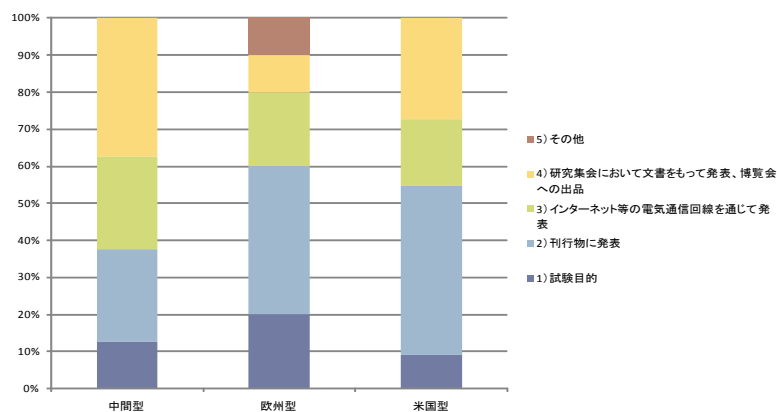


図4-11 各地域の公表の態様比較

⑤ グレースピリオドを使わなかった理由

・質問 4－1

「国内ではグレースピリオドを利用できたが、国外では利用できなかった場合に影響を与えた理由（項目）は何でしたか。また、その項目の影響度はどうでしたか。（複数回答可）」

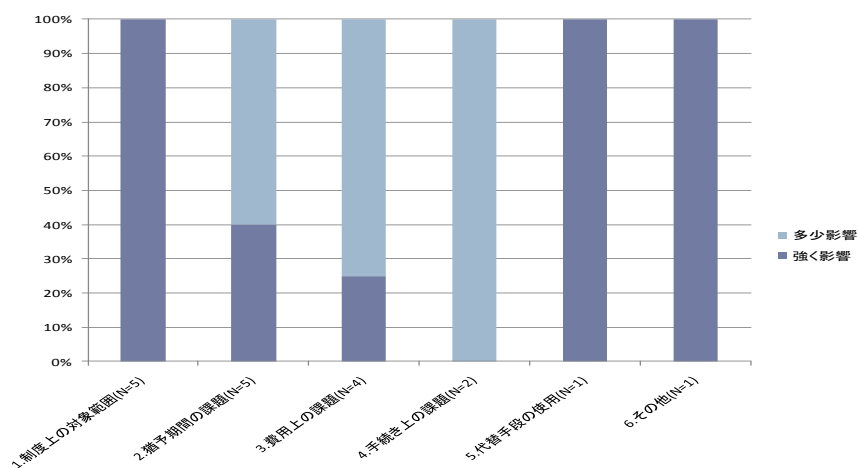


図 4－1 2 自国で GP を使い、外国で使えなかった要因

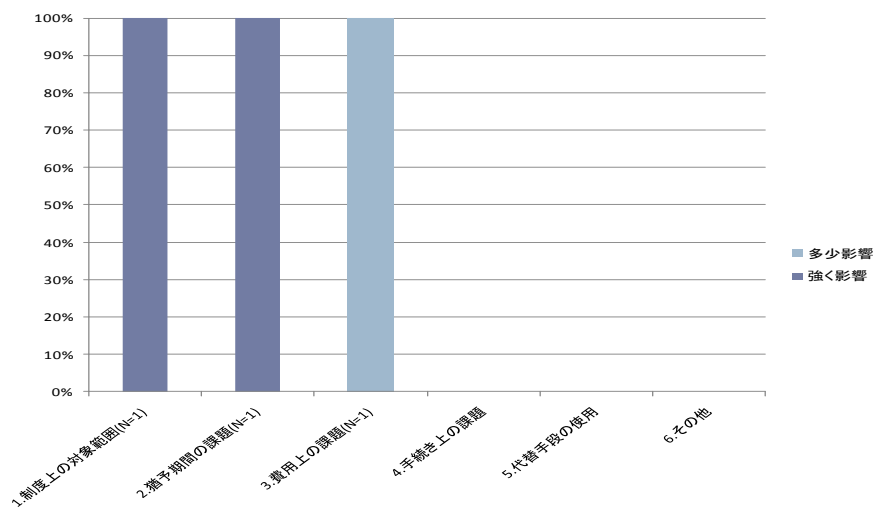


図 4－1 3 中間型

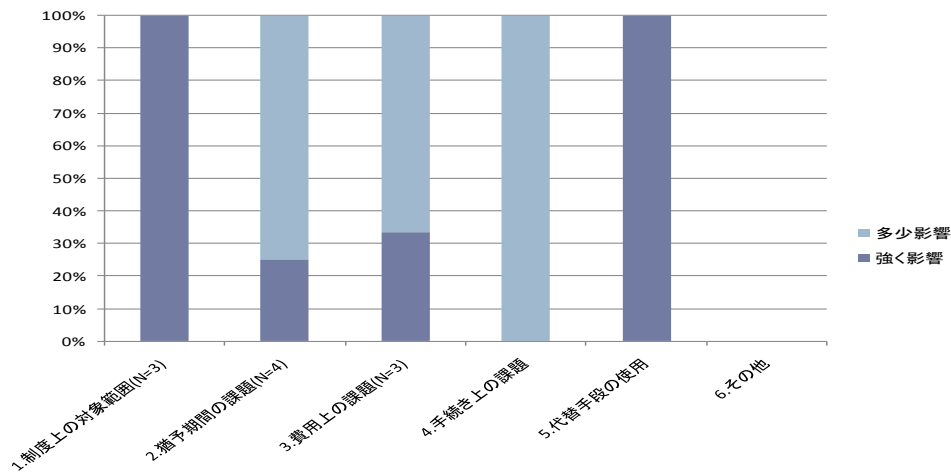


図 4－1 4 米国型

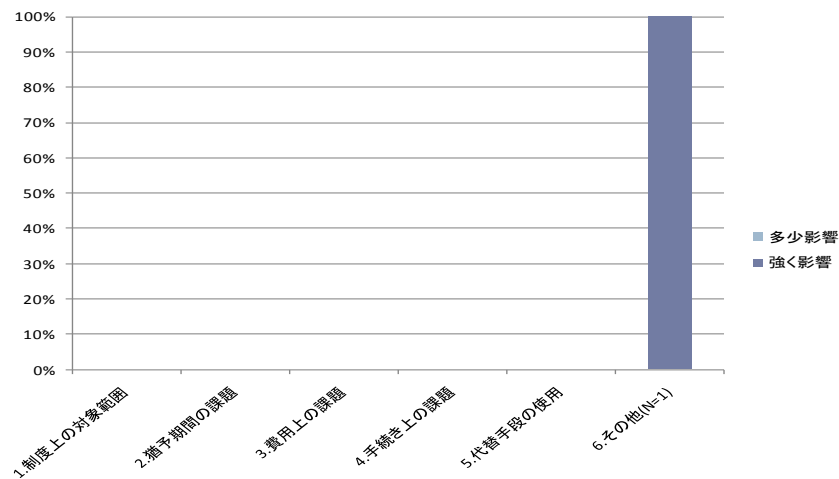


図 4－1 5 欧州型

図 4－1 2 に国内で GP を利用できたが、国外では GP を使えなかった要因をしめす。多くは、対象範囲、期間が原因で GP を使った出願を行っていない。また、外国出願の場合、複数の国に出願するため、費用負担が大きくなること、および、専門の翻訳や外国特許事務所を使う費用の問題も大きいことが、ヒアリング調査でも確認されている。

図 4－1 3，4－1 4，4－1 5 に要因を地域別に分析した結果を示す。欧米型では自国の GP を使った出願の制限が大きいため、比較的自国で使用する機会が少ないことが要因と思われる。

米国型の場合は、自国への GP を使った出願に対する制限が少ない。そのため中間型、欧州型の国への出願する場合、予め GP を使うことを前提に公表しなければ期間、適用範囲の問題で出願が困難である。現実的には③で示したように GP の使用を前提に公表する例は少数であり、出願が難しいと思われる。

(4) 外国出願

①技術分野及び出願先/影響

・質問 3－1

「グレースピリオドを利用した技術分野及び出願先はどのようなでしたか。(複数回答可)」

・質問 4－2

「国外ではグレースピリオドを利用できたが、国内では利用できなかった場合に影響を与えた理由(項目)は何でしたか。また、その項目の影響度はどうでしたか。(複数回答可) 理由(項目)は何でしたか。また、その項目の影響度はどうでしたか。(複数回答可)」

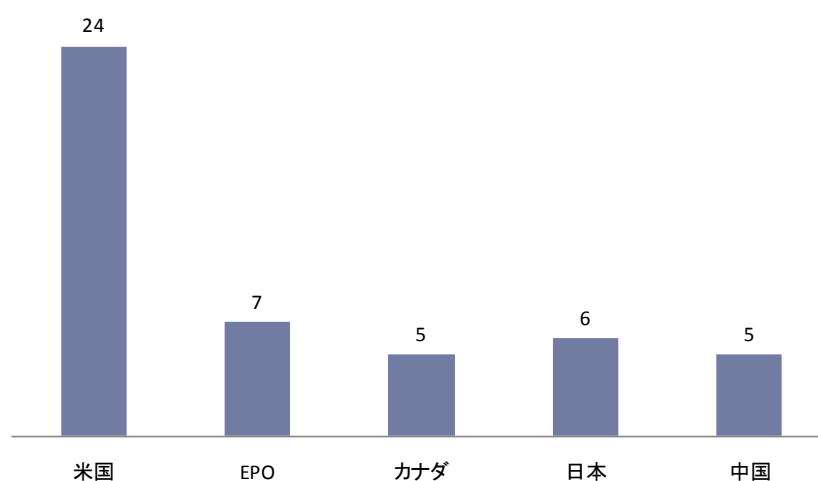


図 4－1 6 外国出願を行った国¹¹ (数値は出願件数)

図 4－1 6 によれば、GP を利用したことのある国で、海外での GP を利用した出願は米国特許が大部分である。米国は期間、適用範囲が広いことから、GP を使った出願がしやすいことを示している。また、次に出願が多いのは、市場として大きい日本、欧州である。

¹¹ グラフの縦軸は、出願件数を示す。

表 4－8 外国出願を行った国と技術分野

	1) マイク ロ・ナ ノ技術	2) 化学	3) バイオ	4) 医療機 器	5) 機械	6) 材料・ 素形材	7) エネル ギー	8) 電子・ 電子機 器	9) 情報・ 通信処 理	10) その他
中間型										
台湾								USA	USA	
韓国		日本 EPO USA				日本 EPO USA 中国	日本 EPO USA 中国	日本 EPO USA 中国	日本 EPO USA 中国	
中国		USA	USA	USA				USA	USA	
欧州型										
スイス					Other			Other		Other
英国		USA								
アイルラ ンド			USA							USA
フィンラン ド									USA	
米国型										
米国	カナダ Other	カナダ Other	カナダ Other	カナダ Other						
ブラジル	Other	Other	Other	Other	Other	Other	Other	Other	Other	Other
豪州				カナダ USA Other		USA Other				
インド	EPO USA	EPO USA						EPO USA 中国		

表 4－8 によれば、産業分野別では、化学、電子・電子機器、情報・通信の順に多いことが分かる。また、外国出願では米国、欧州、日本が多かったが、表 4－8 によれば、日本出願は全て韓国からの出願である。これらの技術分野は韓国が注力している分野であり、技術開発が集中していることを示している。

米国に対しては外国から GP を使った出願が容易であるが、逆に自国から外国への出願が難しい。従って、自国の制度に近いカナダへの出願が主になっている。出願している技術分野は、マイクロ・ナノ、バイオ、医療など米国が競争力を持っている分野であり、技術競争が激しい分野で GP が使われているとみられる。

②海外における出願と国内における出願の相違

質問 4－2

「国外ではグレースピリオドを利用できたが、国内では利用できなかった場合に影響を与えた理由（項目）は何でしたか。また、その項目の影響度はどうでしたか。（複数回答可）」

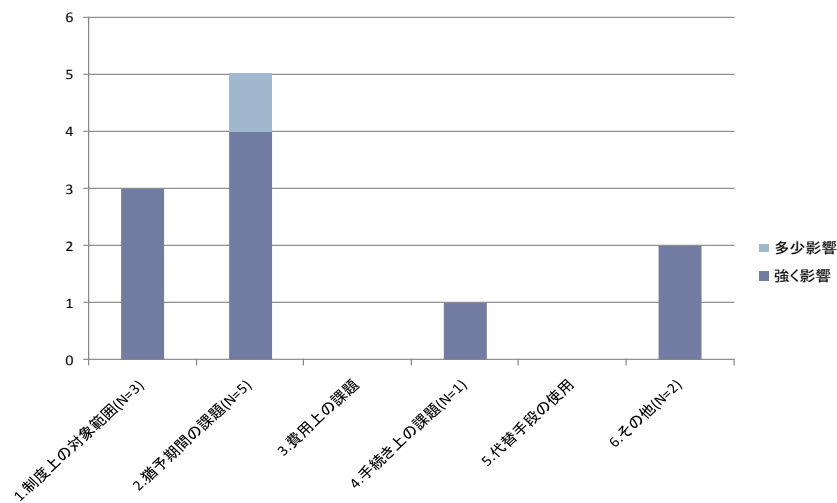


図 4－17 国内では利用できなかった場合の要因

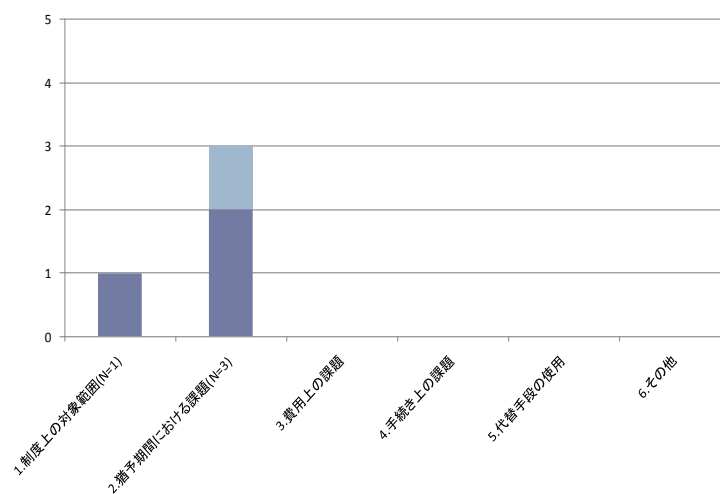


図 4－18 中間型

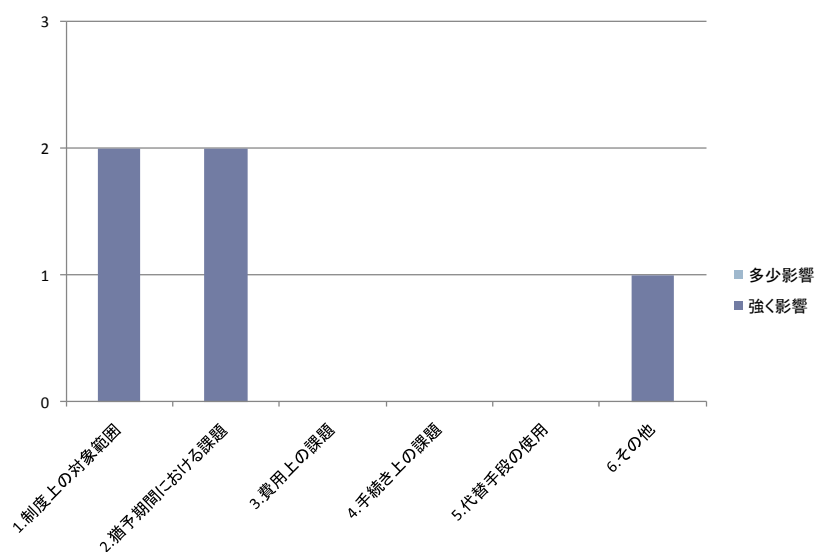


図 4－19 欧州型

図 4－17 に示すように、外国出願は GP を利用できたが、国内では利用できなかった場合、最も大きな要因となるのは、「猶予期間」である。前述した独国の例も示すように、自国で猶予期間終了後、猶予期間が長い米国へ出願する方法が救済策として取られている。その他に、欧州各国では適用範囲が狭いため、自国で GP を使用して出願が出来なかったケースが多いと推定される。

この質問で「その他」と回答 2 件は、自国に GP がないと回答があった例である（スイス・ベルギー：実際は GP 制度がある）。各地域の比較を図 4－18、4－19 に示す。米国型は、無回答であった。米国型の国々は、国外より自国の方の GP が期間、適用範囲が広いとため、このような事例が生じないと考えられる。

② 国内・国外で GP を利用できなかったケース

質問 4-3

「国内・国外でもグレースピリオドを利用できなかった場合、その結果に影響を与えた理由（項目）は何でしたか。また、その項目の影響度はどうでしたか。（複数回答可）」

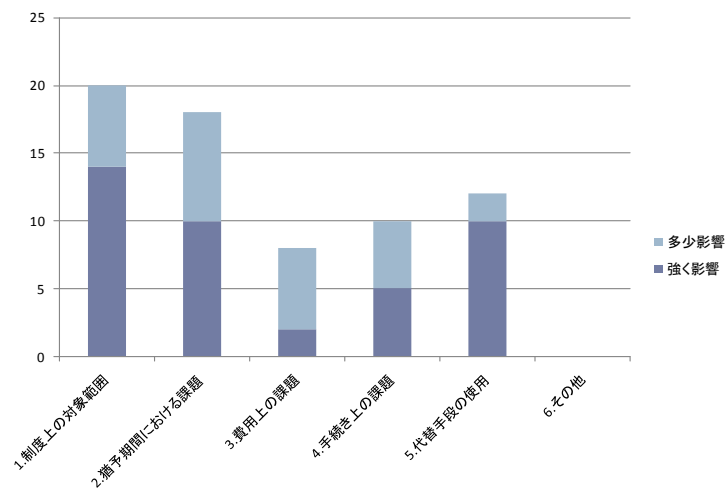


図 4-20 GPを利用できなかった要因

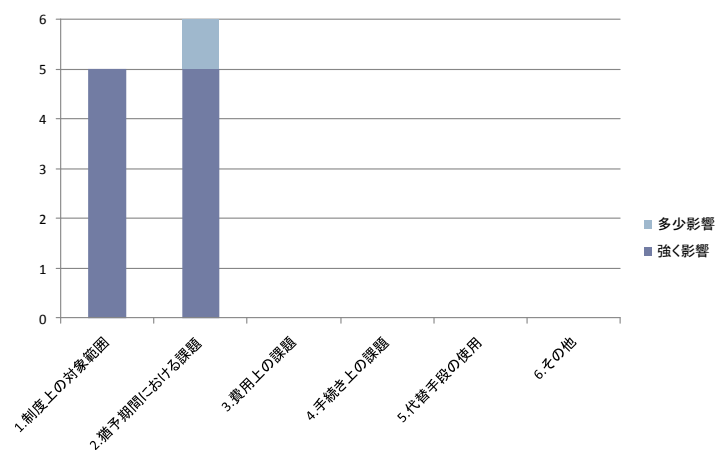


図 4-21 GPを利用した経験のある例の要因

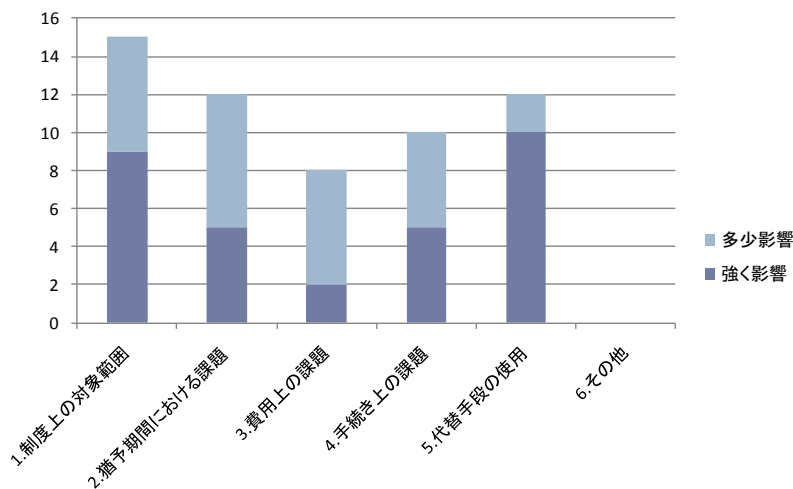


図 4－2 2 GP を利用したことがない例の要因

図 4－2 0 に示すように「制度上の対象範囲」「猶予期間における課題」が大きく影響を与えていると回答をしている。その他、費用の問題や、手続きの問題で出願できない場合も多く、複雑な手続きを設けた場合、GP の利用に影響を与えることを示唆している。また、独国、韓国など実用新案のある国は、権利保護が十分ではないとしながら、次善の策として代替に使われている。豪州、韓国など暫定申請が行える国は暫定出願も使われ、豪州は公表前にまず暫定出願をするのが一般的である。韓国では、手続き上の問題があり、暫定出願があまり利用されていないが、代替手段として使われることもある。

グレースピリオドを使えなかった例を、過去に使った経験のある場合と、使った経験のない場合別に要因を分析した結果を図 4－2 1、2 2 に示す。

GP を利用した経験のある場合、出願できなかった要因は、対象範囲、猶予期間など公表が GP 制度の対象範囲外の場合が多い。他方、利用した経験のない場合、要因は費用、手続き上の課題など、事務手続き上の要因が多い。このデータは、これらの国では GP 制度への事務対応に問題があることを示唆しており、制度の手続きが複雑になるほど、使用が困難になることを示していると思われる。

➤ 国内外で GP を利用できなかった要因に関するまとめ

GP を利用した経験がある例と、利用した経験がない例ではその要因が異なる。使った経験がある例では、公表が GP 制度で規定されている条件を満たすかどうかで、GP が使えないと判断している。

これに対し、使った経験がない例では、費用、手続きなどの事務的な取り扱いが障害となっていることが分かる。従って、事務処理が容易に行える制度でなければ、適用範囲を拡大しても、使用が進まない可能性があることを示唆している。

今後、GP 制度を検討していく上で重要な点と考えられる。

（５）制度への要望

① 回答の内訳

下記に提案する GP 制度に改正する案に対して「積極的に賛成」、「許容」、「反対」しますか。

①猶予期間を 12 カ月間

②制度上の対象範囲を、「本人が積極的に開示したものを全て」とする。

③出願時に公表に関する事実を表示する必要あり

④起算日は優先日とする。

表 4－9 意見のとりまとめ

回答数	44
積極的に参加する	9
許容できる	18
反対する	15
無回答	2

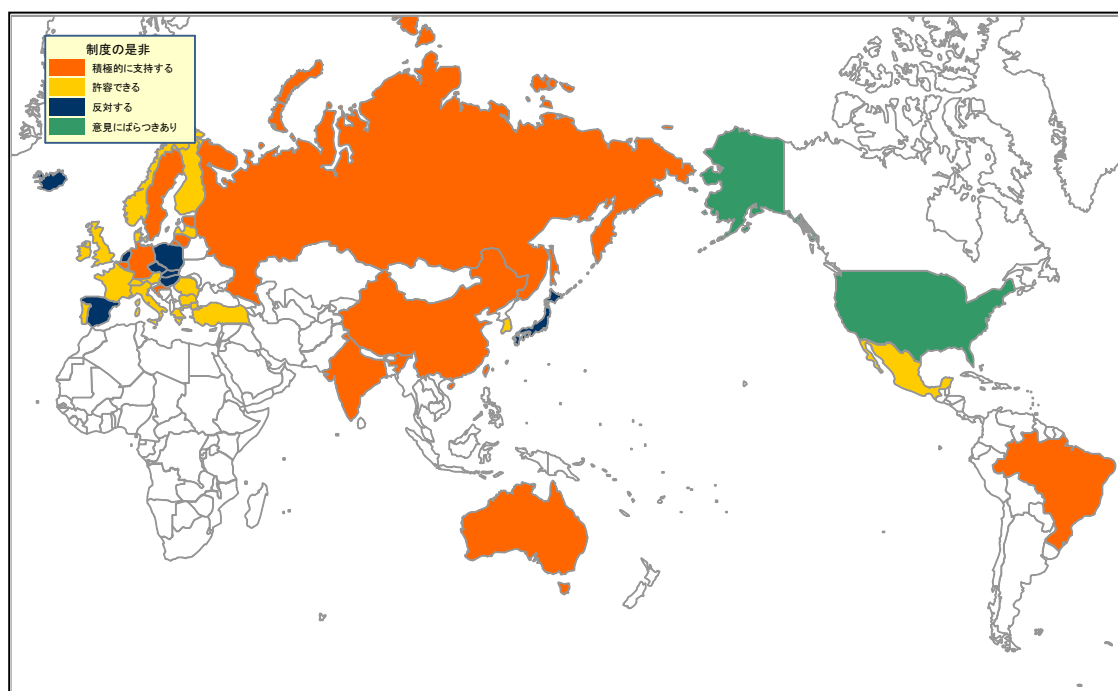


図 4－23 提案制度に対する賛否

注：各国回答は 1 通が大部分であり、その国の平均的意見を表すものではない。

提案した制度案に対して表 4－9 で示す、意見が得られた。「許容できる」が大多数であるが積極的に賛成するより反対する回答が多い結果になっている。今回は、GP の適用期間、範囲の狭い欧州諸国へのアンケートが多くなっている。ヒアリング調査を参照すると、欧州諸国は多くの関係者が現行制度を変えることに反対しており、その影響が大きいと思われる。しかしながら、現行制度が使いにくい制度であることに疑問を持ち、広く使える制度にすべきと考える関係者も多い。また、大学関係者は学会発表や、大学での講義、企業関係者は事業の必要性から緊急に顧客へプレゼンテーションを行う場合も多く、総論とは別に、個別の適用範囲拡大への要望は強いことを念頭に置かなければならない。

表 4－1 0 積極的支持回答の国別内訳

中間型	米国型
中国	米国
	ロシア
	インド
欧州型	その他
独国	エストニア
クロアチア	
ベルギー	

表 4－1 1 許容回答の国別内訳

中間型	その他
韓国	ポルトガル
中国	ラトビア
米国型	
豪州	
メキシコ	
トルコ	
欧州型	
スイス	ギリシア
英国	ギリシア
アイルランド	ルーマニア
フィンランド	ブルガリア
イタリア	デンマーク
フランス	ノルウェイ

表 4－1 2 反対回答の国別内訳

米国型	欧州型
米国	オランダ
ブラジル	スロバキア
その他	ドイツ3
ハンガリー	クロアチア
スペイン	チェコ
ラトビア2	中間型
アイスランド	日本
ポーランド	

提案制度に対する賛否を図 4－2 3、賛成、許容、反対の回答を国別に表 4－1 0，1 1，1 2に示す。

➤ 制度調和に関する意見のまとめ

提案された制度は米国の制度に近いが、期間・適用範囲に大きな違いがある欧州を始め、多くの国が賛成あるいは許容の意向を示している。欧州の GP 制度が使える条件が狭い制度であることに疑問を持つ関係者も多いことから、米国との制度調和が必要ならば許容する意見も多い（ヒアリング調査参照）。

米国が反対の意見を示していることは、さらに調査が必要である。しかし、特に大学、研究所などの機関は、十分な特許事務スタッフがいない場合も多く、公表の事実を提示する条件が追加される場合、企業と比較して対応が難しいと思われる。（ヒアリング調査、英国 技術移転機関 B 参照）

① 懸念される事項¹²（関心の高い項目）

表 4－1 3 各項目の平均値

1) 猶予期間	2.00
2) 制度上の対象の範囲	2.09
3) 出願時に公表に関する事実を表示	2.09
4) 起算日	2.26
5) 先使用权	2.00
6) 18月における出願公開	1.78
7) 手続きの容易さ	1.84
8) 他国との制度調和	2.00

表 4－1 4 各地域の平均値¹³

欧州型	平均値
1) 猶予期間	2.00
2) 制度上の対象の範囲	2.11
3) 出願時に公表に関する事実を表示	2.06
4) 起算日	2.22
5) 先使用权	2.06
6) 18月における出願公開	1.85
7) 手続きの容易さ	1.93
8) 他国との制度調和	2.00

中間型	平均値
1) 猶予期間	2.20
2) 制度上の対象の範囲	2.20
3) 出願時に公表に関する事実を表示	2.25
4) 起算日	1.67
5) 先使用权	2.00
6) 18月における出願公開	1.67
7) 手続きの容易さ	1.67
8) 他国との制度調和	2.25

米国型	平均値
1) 猶予期間	1.83
2) 制度上の対象の範囲	2.00
3) 出願時に公表に関する事実を表示	1.83
4) 起算日	2.67
5) 先使用权	1.67
6) 18月における出願公開	1.80
7) 手続きの容易さ	1.40
8) 他国との制度調和	2.50

¹² アンケートではそれぞれ‘Extremely concerned’, ‘Strongly concerned’, ‘medium concerned’を選択肢として提示した。

¹³ 欧州型：N=21、中間型：N=5、アメリカ型：N=5

アンケートで提案された制度案の、どの項目を懸念するか（関心があるか）について以下の分析を行った。選択肢の「非常に強く懸念」を3点、「強い懸念」を2点、「一定程度の懸念」を1点と割り当て、各項目の平均をとる。値が3に近ければ、その項目は国際協調を考え得る上で、非常に懸念すべき（関心が高い）項目と判断できる。

各項目の平均を見ると、起算日が最も懸念項目であり、次に、制度上の対象範囲が重視されている（表4-13）。

➤ 制度調和における懸念（関心）事項に関するまとめ

地域ごとに分析を行った結果、回答数の問題もあるが、中間型、欧州型と米国型全てが、起算日に強い関心を持ち、特に米国型がその傾向が強い。米国型はその他に他国との調和に強い関心を示している。中間型では、「出願時に公表に関する事実を表示する必要性」に対して強く関心を示している。

また、出願時の事実公表については、国により運用が異なり、日本・韓国は手続きが他地域と比較して厳格である。中間型国が公表の事実表示に強く関心を持つ要因の一部ではないかと思われる。韓国では特許庁と申請者の事実認定が異なり受理されない例も見出された。欧州型は18月の公表及び手続きの容易さに関心を寄せている。また、対象の範囲、公表の事実に対する関

心が低い。これらは欧州内の制度が統一されていることと、欧州内に多くの国が存在することの反映と見る事が出来る。

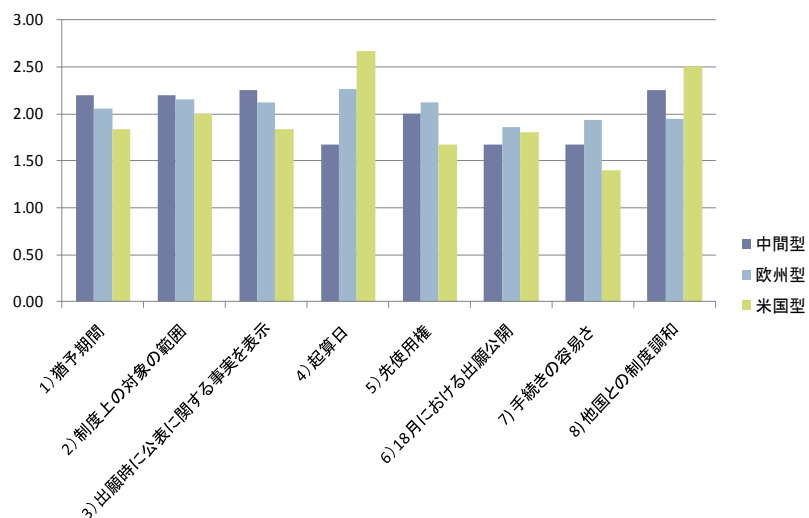


図 4-24 各地域の比較

産業構造審議会特許制度小委員会（第 19 回～第 23 回）において、新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書面の提出手続（特許法第 30 条第 4 項）の簡素化を要望する指摘があったことを受け、新規性喪失の例外規定の証明手続簡素化について審議が行われ、出願人側の負担が大きい証明書面については、所定の証明力が維持される範囲で、できるかぎり簡素化することが適当であるとの報告がなされた。¹⁴

出願時に提出する書類や手続が増えることで、費用や時間的コストが増大することになり、大企業等の知的財産専門のスタッフがいる場合でも影響が大きい、中小企業や大学にとっては深刻な負担になる。制度調和を検討する際に、「出願時に公表に関する事実を表示する必要性」は重点を置く項目の 1 つと思われる。

② 特筆すべき自由回答

アンケートの自由回答及び電話でのアンケートをフォローアップの際に、寄せられた声を記載する。

電話等を通じたフォローアップで、GP のデメリットが寄せられた。例えば、GP の利用により不確実性が増大し、企業が事業を行う上で障害になるケースがある。また、出願時に公表に関する事実表示を義務化するのはデメリットが大きい。すなわち、事実表示により、各国特許庁の審査官は審査が容易になる等の一方で、出願者にとっては、公開に関する資料等の調査や作成に迫われコストが増大する恐れがある。特に中小企業にとっては、大きな負担となる。

米国では研究者が多く GP を利用しており、研究者の知財に関する教育を技術移転組織が担っている。研究者の知財に関する教育レベルを上げ、大学の知財を巧く管理することで、収益を生むシステムを作り上げてきたと考えている。

¹⁴平成 17 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

<http://www.ipa.go.jp/shiryou/toushin/chousa/pdf/zaisanken/17thatumei.pdf>

(6) まとめ

① 利用状況

「GP を利用したことがない国」は、欧州の国々が大半を占める。欧州型の国はグレースピリオドの猶予期間が半年間と短く、また、適用範囲が博覧会、濫用等に限定されている。欧州の多くの国が GP を利用しない（出来ない）理由は猶予期間と適用範囲が大きく影響していることを示している。

② 利用している技術分野

GP を利用している産業分野は国内、地域で技術開発競争が激しい分野が多い。例えば、日本を始めとするアジアでは、電子、通信、米国ではマイクロ・ナノ、医療機器、欧州ではバイオ技術の利用が多く、出願件数の多さと、開発競争の激しさの結果と推定できる。

③ GP の利用を考えた時期、公表の態様

GP の利用時期は公表の後に利用する場合がほぼ全てであり、利用者はあくまでも救済手段の 1 つとして考えている。

公表の態様は刊行物の発表、研究会での発表が主である。

④ GP が利用できなかった理由

GP を利用できなかった要因としては、GP を使った経験がある回答者は「対象範囲」「猶予期間」など、適用条件が障害になっている。他方、GP を使った経験のない回答者は費用、手続きなど事務手続きが障害となっていることも多い。従って、制度が分かりやすくなければ、使わないことを示唆している。

⑤ 拡大制度の提案に対する賛否

提案された制度は米国の制度に近いが、制度が大きく異なる欧州を始め、多くの国々が賛成あるいは許容の意向を示している。

欧州は制限が厳しいため、使いにくい制度であることに、疑問を持つ関係者も多いことから、米国との制度調が必要ならば許容する傾向がうかがわれる。

また、申請時に公表の事実を提示することについては、特に大学、

研究所などの機関および中小企業は、十分な特許事務スタッフがない場合も多く、大企業と比較して対応に不安を抱いている。従って、制度調和を検討する際に、「出願時に公表に関する事実を表示する必要性」は重点を置くべき項目と思われる。

5. ヒアリング調査

(1) 調査対象と調査方法

① ヒアリング対象国の選定

特許法の各国協調を進めるため、B＋会合で議論を主導する国々がどのような考えか知ることが重要である。また、それらの考え方の背景となる、実際の運用状況を知ることが重要である。また、特許制度が改正された場合、どのような利便があるか、逆に弊害があるかを知ることがもまた重要である。最近特許制度が変更になった国のユーザーの意見も必要である。それに加え、最近急速に工業化が進む国のユーザーの意見も国際協調を行ううえでは重視しなければならない。したがって、ヒアリング調査の対象としてB＋会合の中で主要な欧州の3国として、英国、仏国および独国を選定した。また、最近グレースピリオドに関する特許制度に変更があった国として、豪州、韓国を選定した。最近特許出願数が急増するなど、急速に発展している国は経済で影響力の大きい中国を選定した。

② ヒアリング対象の選定

ヒアリングを行う特許制度のユーザーとしては、特許出願が相当数あり、特許制度に一定の知識があることが望ましい。そのため、大学・研究所、技術移転機関、特許事務所、および、企業の知財担当部門から選定した。ヒアリングを行ったユーザーの分類を表5－1に示す。

表 5－1 ヒアリング対象の業種別分類

対象国	大学・ 研究所	技術移転 機関	特許事務所	企業
英国		1	1	
仏国			3	1
独国			3	1
豪州	1	2	2	1
韓国	1		1	1
中国			2	
合計	2	3	1 1	4

グレースピリオドを議論する上で論点となることが多い、知財権と研究発表の遅延や中小企業の知財に関する事柄は大学の研究所、および、中小企業に話を聞くことが望ましいが、大学の技術移転機関や特許事務所のヒアリングから十分に状況を知ることができた。

（２）特許出願数とグレースピリオド利用数。

ヒアリング対象の特許出願数を表５－２に示す。

特許の国内出願でグレースピリオドが比較的一般に使用されている国は、豪州があるが、ほとんどの国ではあまり使われていない。

グレースピリオドを使った外国出願に関しては、米国への出願が一番多く、次に欧州各国、日本が多い。ヒアリング結果の一覧表（表５－２）から、ここ数年 BRICS に代表される資源国への特許出願が増加する傾向がみられる。新興国の経済発展に伴い、各国とも BRICS など新興国を市場とし注目し始めている。ただし、今回の調査では調査対象国に豪州が挙げられていることや、特許事務所 C、企業 F など資源関連の顧客が多い特許事務所・企業が含まれていることを考慮する必要がある。グレースピリオドを利用した外国出願は米国出願が殆どであり、制度の利用しやすさが影響していると思われる。

表 5 - 2 国別特許出願件数

国	ヒアリング先	国内出願（グレースピリオド使用）	国外出願（グレースピリオド使用）
英国	特許事務所 A	1,300 (0)	USA 700 (0) そのほかの国はデータ不詳
	大学技術移転機関 B	68 (0)	USA 61 (6) 独 21、仏 17、伊 16、日本 17、中国 12、カナダ 16、インド 6
仏国	特許事務所 C	150 (0)	USA 20、欧州 100 (0)、日本 数件、韓国 数件、ロシア 20、中国 数件、カナダ 20、メキシコ 20、インド 数件
	特許事務所 D	650 (0)	USA 220、日本 150、韓国 70~80、ロシア 40、中国 112、カナダ 70
	特許事務所 E	600 (0)	USA 200 (少数)、欧州 1000 (非常に少数)、日本 100 (ごく少数)、中国 100、カナダ 30
	企業 F	40 (0)	USA 30、欧州 30、日本 5、韓国 5~7、中国 5, 6
独国	企業 G	5000 (0)	USA 1000、欧州 3000~4000、日本数百 (0)、韓国<100、ロシア<100、中国 1000、カナダ数百
	特許事務所 H	2000~3000 (0)	USA 400、そのほかデータ不詳
	特許事務所 I	100 (0)	USA 10、日本 10、中国 10、インド 10
豪州	特許事務所 J	仮出願 200 (5~10)	USA 90、カナダ 20、中国 30~40、日本<20、ロシア<10、韓国 10
	特許事務所 K	1600 件 (10 件以下)	・ USA 150 (5)、日本 30、韓国 10、ロシア 10、中国 30、カナダ 30
	大学特許移転会社 L	80 (2 件)	USA 30 件 (2)、欧州 30、日本 5、韓国 5、中国 10、カナダ 15
	大学特許移転会社 M	2 桁 (10 以下)	米、カナダ、豪州 その他は特許により判断する。(詳細の数は公表していない。)
	企業 N	6	米、欧州
韓国	大学 P		
	特許事務所 Q	2648 (15)	1100 (4) USA 468、日本 246、ロシア 2、中国 163、PCT 65
	企業 R	3000~4000 件 (GP 約 1% 以下)	USA: 国内出願の 100% (GP 利用数は 1 % 以下)、欧州: 80%、日本: 約 80%、ロシア: 10~20%、中国: 60~70%、カナダ: 20~30% (ロシアより多い)、インド: 20~30%、豪州 20~30%
中国	特許事務所 (S)	3300 (0)	40
	特許事務所 (T)	2500 (<10)	日本 1500 (<10)、欧米 500 (<10)、韓国 500 (<10)

(過去 1 年間の出願概数。暦年、予算年は区別していない。)

(3) グレースピリオドの使用を考えた時期

殆どの例は、特許申請の調査で公表が発見され、グレースピリオドの使用が検討されている。

今回ヒアリング調査を行った3企業は従業員数十名の研究開発ベンチャーを含んでいるが、3つの企業とも対外発表するためには承認を取る規則がある。従って、通常は特許申請前に対外発表は出来ないことになっている。しかし、手違いなどで学会発表・顧客への説明が行われる場合がある。このように、公表が後に判明し、グレースピリオドが使われている。

大学において、法律改正・評価尺度変更および知的財産教育の効果により、研究者は特許申請を考慮する傾向にある。しかし、研究発表を重視することは変わっていないため、特許申請前に学会で発表する例が多い。

事例としては少ないが、個人の発明家では、特許申請前に公表されると特許がとれないことを知らない人もいる。

また、豪州の鉱業関係者は、開発技術をすぐに使い始める慣例がある。関係者は、申請後に使用する指導をしているがなかなか改まらないようである。

以上の例では、最初からグレースピリオドを念頭に公表するわけではないことが分かる。特許申請前にグレースピリオドの使用を考えている例はごく少数である。

(4) 国内出願でグレースピリオドが使用できなかった例

欧州では期間が6か月と短いこと、および、適用範囲が狭いことからグレースピリオドを使えない例が多い。

適用できる公表の場合は、パリ条約で規定された博覧会や一定の団体の認定した学会である。対象となる博覧会は年に数件と少なく、どの学会が認定学会かあいまいなため、使用できる例が少ない。

また、裁判になった場合、裁判所の判断が一定せず、特許成立の見通しが立ちにくいことも原因になっている。通常、企業は社外発表の管理を行い、特許出願前に公表しないが、手違いで商品が発送されたり顧客にプレゼンテーションする場合がある。このような場合は適用範囲外となり、グレースピリオドを使うことが出来ない。

豪州では、期間が12か月であり、適用範囲も欧州と比較して広いため、そのような例は聞かれなかった。

韓国では、稀であるが、グレースピリオド利用の申請が特許庁に却下された例がある。

中国では大企業の特許が中心で、グレースピリオドを使用する案件がないこと、および、使用条件が厳しいので殆ど使っていない。

表 5－3 国内出願で GP が使用できなかった理由

国名	国内出願で GP が使用できなかった理由
英国	➤ 期間が短い ➤ 適用範囲が狭い
仏国	➤ 期間が短い ➤ 適用範囲が狭い ➤ 適用できる博覧会は少数であり、使えるかどうか判断が難しい。申請しても裁判所の判断が異なることがあり、成立しない危険がある。 ➤ 期間の扱いが EP と異なり煩雑である。 ➤ 濫用は裁判により判断が異なり、出願のリスクが高い。 ➤ 企業でよく起る特許申請前の得意へのプレゼンテーションは適用されない。
独国	➤ 企業では規定で特許申請後に公表することになっているので原則的に使わない。 ➤ 適用範囲が狭い
豪州	➤
韓国	➤ 期間が短いため出願時期を逸した。（企業） ➤ 特許申請の際に GP 利用の申請が必要であり、これがうまくいかなかった。
中国	➤ 大企業が中心で使える案件が少ない。 ➤ 使用条件が厳しい。

(5) 外国出願でグレースピリオドが使用できなかった例

欧州各国から、期間が6カ月の国への申請は、検討期間を含めると事実上断念せざるを得ない。日本などの国では特別な条件があり、それも障害になっている。日本の弁理士を頼まざるを得ず、特許申請に必要な費用も高額である。その上、特許関係の翻訳料も高額である。特許庁とのやり取りも外国からは事実上出来ないため、申請期間が限定されているグレースピリオドを使った申請は難しい。

同様に、韓国出願の場合も専門の翻訳料が高く、申請の障害理由になっている。

豪州にとり、欧州、日本は出願先として重要であるが、G P期間が6カ月と短いことや、欧州では適用範囲が限定されているため、多くの場合申請が困難である。条文にあいまいな表現があることも判断が難しい要因として挙げられている。例えば「learned society」の定義は何か明確になっていない。同じような理由で日本の学会、研究会なども適用出来るか判断が難しい。

中国では大企業の特許が中心で、グレースピリオドを使用する案件がない。および、グレースピリオド使用の宣言が必要で、制度が適用される学会、博覧会・展示会の認定を受けることが難しいため、実際に認定を受けている例は少ない等、使用条件が厳しい。

表 5－4 外国出願で GP が使用できなかった理由

国名	外国出願で GP が使用できなかった理由
英国	➤ 期間が短い ➤ 外国出願は費用の関係で多くは出せない。GP を使う場合は期間が短く使えないことが多い。
仏国	➤ GP を使うケースが少ない。 ➤ 日本や他の国は様々な条件が必要で、使いにくい。 ➤ 米国は適用範囲が広く、期間も長いが、EU や日本は期間の問題で使えない。
独国	➤ 6 カ月の猶予期間では調査している間に終わってしまう。
豪州	➤ 猶予期間が 6 カ月の国では申請は難しい。 ➤ 欧州、日本は期間が短いため使うのが難しい。 ➤ 欧州は適用範囲が狭い。また、learned society は定義があいまい。
韓国	
中国	➤ 大企業が中心で使える案件が少ない。 ➤ 使用条件が厳しい。

(6) グレースピリオドの今後の考え方(賛成、許容、反対のいずれか。)

① 猶予期間を6カ月から12カ月に延長する。

猶予期間の変更についての賛否の結果を表5-5に示す。欧州は法的な不安定さが増大するため反対が多数である。また、技術の変化が速い場合に未確定期間が長くなることで企業にとって特許の価値が低くなるため反対する意見もある。制度が複雑になることで、裁判所への負担が増加し、特許成立が遅くなる不安も持っている。

特許を出願する立場では、延長に賛成する意見が多い。また、制度調和を進めるためや、使える制度にするために延長に賛成する意見が聞かれる。猶予期間を12か月に延長した豪州は使いやすいと評価している。

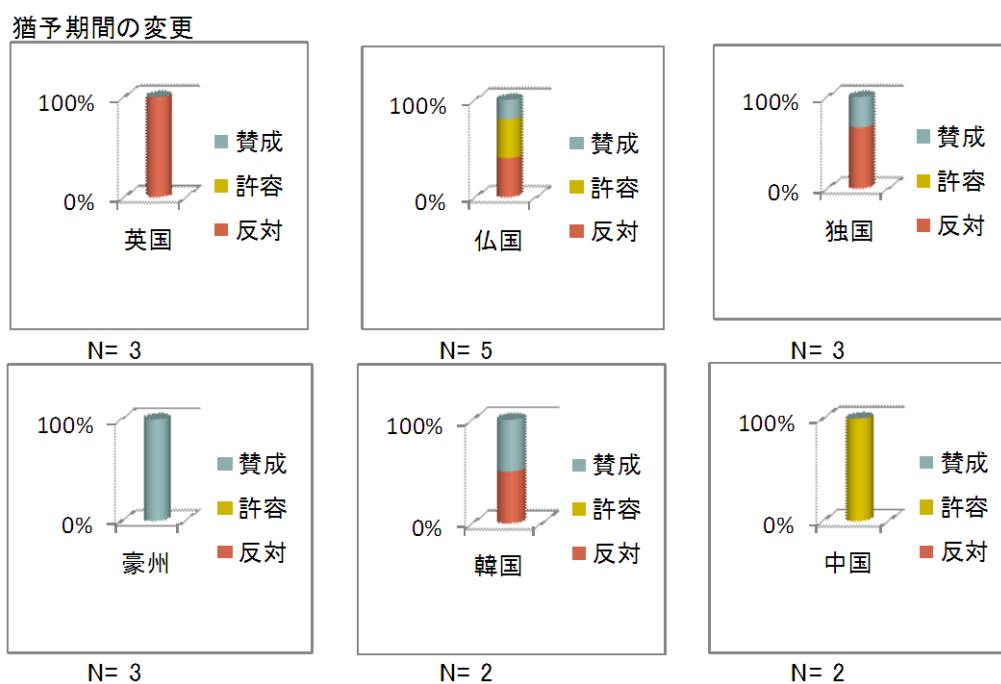


図5-1 猶予期間を12か月に延長する

表 5－5 猶予期間を 12 か月に延長する

賛成・ 容認・ 反対	国名	理由
賛成	英国	➤ 期間が短い ➤ 外国出願は費用の関係で多くは出せない。GP を使う場合は期間が短く使えないことが多い。
	仏国	➤ 申請者が提出しやすい。 ➤ 米国と合わせれば各国調和が進む。
	独国	➤ 使える制度にするためには 12 か月のほうがよい。
	豪州	➤ 12 か月は期間が長く使いやすい。 ➤ 他の国でも 12 か月になれば、活用が進む。12 か月で世界的に統一されるのが好ましい。 ➤ 期間が長い方が使える。
	韓国	➤ 韓国では 12 か月に対応すべく動いている。企業にとっては長い方が使いやすい。
許容	仏国	➤ 期間より運用のほうが重要。 ➤ 許容するが、仏国は変更しない。期間より重要な項目がある。
	中国	➤ 影響が少ないので許容する。 ➤ 許容するが、積極的に使用しない。
反対	英国	➤ 適用範囲が狭いまま、長くしても意味がない。 ➤ 第三者の盗用が増加するのではないか。 ➤ 制度運用上短い方が、未確定の時間が短く好ましい。 ➤ GP が長いと、特許の価値が下がる。
	仏国	➤ 技術の変化が急な時代に、不明確な期間を延ばすべきではない。 ➤ 第三者は何が起きているか把握できないのでリスクが増大する。
	独国	➤ 制度を不安定にする。 ➤ 制度が複雑になる。 ➤ 公表の事実を確定するのが難しい。 ➤ 裁判に持ち込まれる件数が増え、制度として複雑になる。
	韓韓国	➤ 現行の 6 カ月で十分であり、12 か月は長すぎる。原出願国の期間がそのまま外国でも有効なのが理想的。

③ 本人開示のすべてを適用の対象にする。

賛否の結果を表 5－6 に示す。欧州は法的安定性を重視する立場から反対が多い。しかし、GP 制度がありながら殆ど使えないことは制度として問題であることを認識しており、適用範囲を拡大する要望を持っている関係者も多い。法律の運用が EU 各国で異なるため、その国の裁判の現状によっても賛否が分かれている。また、制度の使いやすさを重視するか、制度の安定性を重視するかにより意見が異なる。制度調和を重視する立場から賛成した人も、現実には自国の状況から制度調和は進まないとあきらめている人が大部分である。

豪州、韓国はグレースピリオドを広く使える制度にする立場から、賛成が多数である。韓国は、今回の改正法の適用範囲があまりに広すぎることに、および、効果の検証が行われぬまま毎年のように法を改正することに疑問を投げかける意見がある。

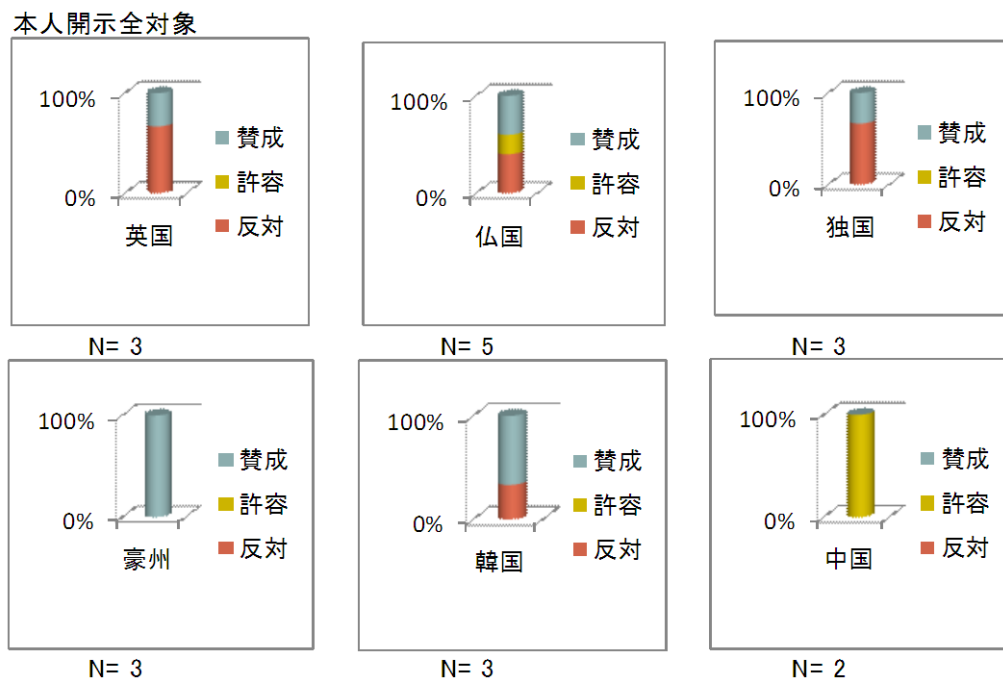


図 5－2 本人の開示を全部許容する

表 5－6 本人の開示を全部許容する。

賛成・容認・反対	国名	理由
賛成	英国	➤ 広すぎるのも制度運用上困るが、大学の論文発表も含まれると使いやすい。(大学技術移転会社)
	仏国	➤ 特許公報以外は認めるべきだ。その代わり、口頭での発表等は第3者の判断が難しいので、自分の責任で証拠を示すことが必要だ。 ➤ 米国との協調が必要になる。
	独国	➤ 使える制度にするため。
	豪州	➤ 特許の公報以外は認めるべきだ。 ➤ 欧州は対象範囲が狭い。論文発表位は許可するとともに、米国と同じが望ましい。
	韓国	➤ これらは重要である。 ➤ 現在の範囲は日本の制度に近い。範囲を広げればさらに使いやすくなる。反面、新規性の把握が困難になるが。
許容	仏国	➤ 仏国ではGPがあっても誰も使えない。世界共通の制度にして使いやすくすることが必要。
	中国	➤ 影響が少ないので許容する。 ➤ 許容するが、積極的に使用しない。
反対	英国	➤ 特許成立の見通しが立ちにくくなる。 ➤ 特許の権利化に不確定要素が増大する。
	仏国	➤ 法律があればそれに従って出願すべきだ。適用範囲が広い場合、裁判でも解釈が難しい。 ➤ 仏国の裁判では、判事の解釈の幅が広く、結果が予測できない。
	独国	➤ 法的な不安定さを増大させる。 ➤ 制度を複雑にするのは好ましくない。 ➤ 制度の改革よりも研究者の教育などでうまく進むようにすべきだ。 ➤ 特許制度の運用は多額の費用を費やしている。これ以上増加させてはならない。
	韓国	➤ 2001年にも変更されている上、米国の範囲は広すぎる。現在の制度が好ましい。

④ 出願時に公表の事実を提示することに対する賛否。

賛否の結果を表 5－7 に示す。欧州を始めとし、法的な安定性を重視する立場から賛成する意見が多い。特許を出願する立場で賛否が異なり、大企業は調査のための人員や資金が豊富であり影響は受けないが、中小企業や大学にとっては大きな負担になると指摘されている。また、実際に異議申し立てなどの競合他社の動きに敏感な企業関係者は、特許成立の障害になるような証拠の提示には反対しており、利害対立が大きな項目である。

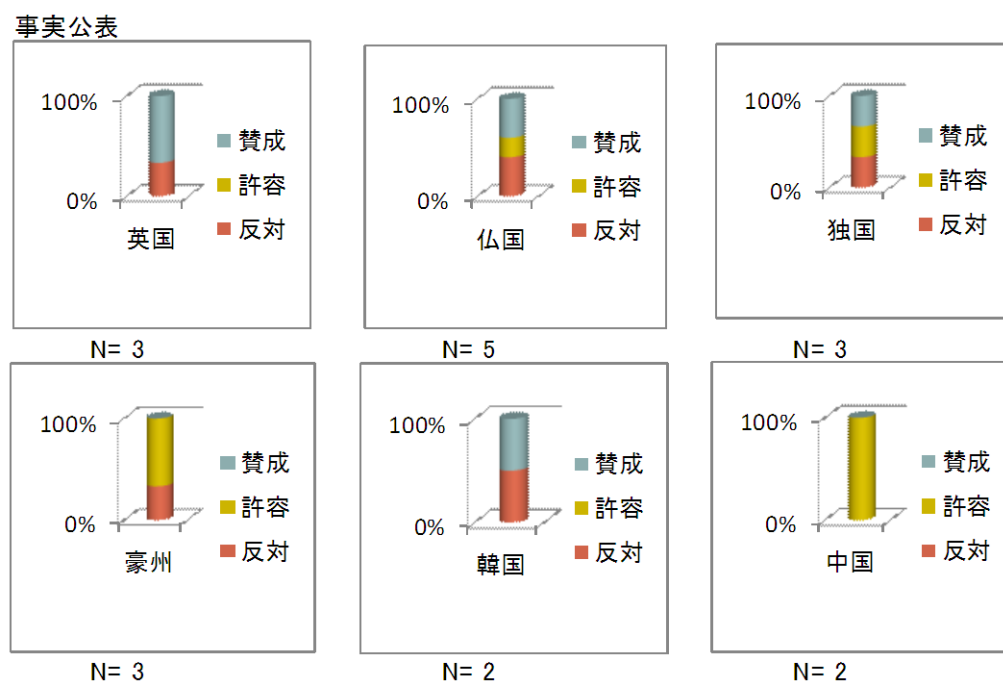


図 5－3 公表の事実を申請時に提示する

表 5－7 公表の事実を申請時に提示する

賛成・容認・反対	国名	理由
賛成	英国	➤ 不確定要素を減らすために必要。
	仏国	➤ 現行制度でも証拠の提出と宣誓が必要で、これでよい。 ➤ 証拠の提出は非常に重要で、第 3 者が特許の発明者がだれか分かるようにしなければならない。抵触の判断を行う場合の重要な証拠になる。
	独国	➤ 今も必要であり、存続させるべきだ。
	韓国	➤ 証拠の提出がないと審査官の仕事が遅くなる。
許容	仏国	➤ 国際協調に必要なならば許容するが、特に外国出願の場合は公表がどのようなものか調べるのが困難であり、証拠の提出は必要（実際は賛成）。
	中国	➤ 影響が少ないので許容する。 ➤ 許容するが、積極的に使用しない。
反対	英国	➤ 口頭の発表が多い大学の特許を扱う立場から、証拠の提出が難しいため。
	仏国	➤ 最初は宣誓をするだけでよい。必要になったら証拠を出せばよい。 ➤ 顧客へのプレゼンテーションなど証拠を出すのが難しい場合が多い。公表の証拠は競合企業が出してくるのでそれに協力する必要はない。
	独国	➤ 本人の意に反した公表など証拠を提出するのが難しい。
	豪州	➤ 証拠の提出はいずれ必要になる。最初は出さなくともよい。
	韓国	➤ 提出は一般には困難と思わないが、発明者の意に反した公表などは証拠の提出が難しい場合もある。 ➤ 特許申請の時に宣誓をしないと使えない。後でも GP が使えるようにすべきだ。

⑤ 起算日を優先日にする

表 5－8 に起算日を優先日に対する賛否を示す。

賛成はパリ条約の精神、実際に使う場合の使いやすさ、外国への出願、各国の制度調和のために賛成する意見が多い。 反対は法的な不安定期間が増加するために反対しており、実質的に猶予期間の延長になることが不適切とする考え方や、長い期間が好ましくないと考えるためである。

中国の特許事務所は、グレースピリオドを使った申請経験がないことなどから、明確な考え方を聞くことが出来なかった。

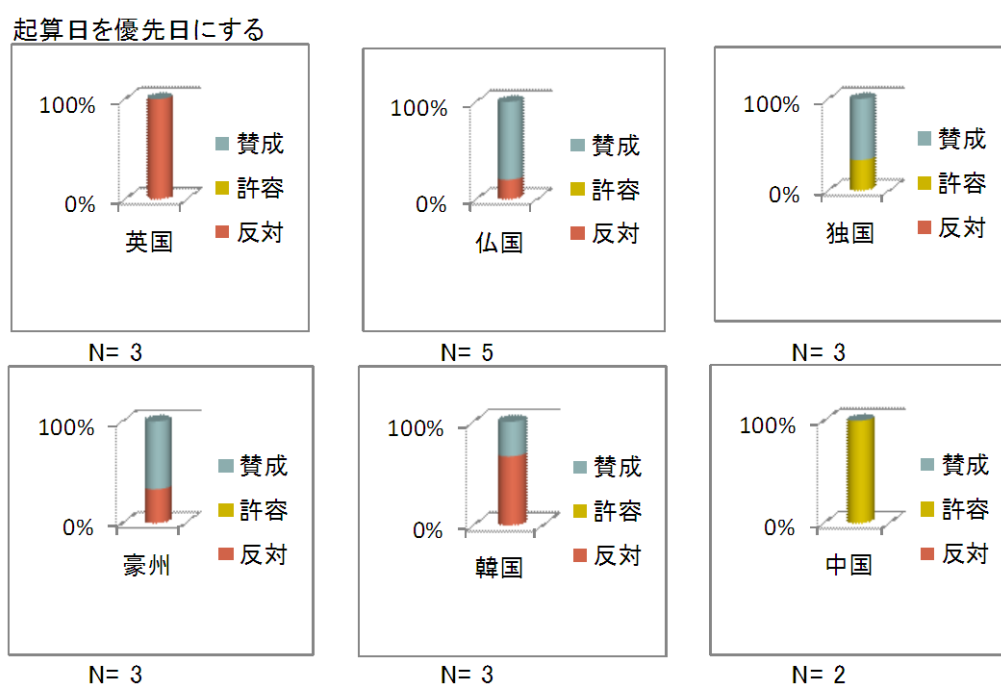


図 5－4 起算日を優先日にする

表 5－8 起算日を優先日にする

賛成・ 容認・ 反対	国名	理由
賛成	仏国	➤ パリ条約の精神から言えば、優先日が適切。 ➤ 優先日でないと使えない。特に外国出願の場合は重要。 ➤ 国際協調の立場から賛成。
	独国	➤ 制度が使いやすいようにすべきだ。
	豪州	➤ パリ条約、国際協調の面から賛成。 ➤ 優先日が使いやすい。
	韓国	➤ 優先日のほうが合理的。
許容	中国	➤ 影響が少ないので許容する。 ➤ 許容するが、積極的に使用しない。
反対	英国	➤ 出願日を起算日にした方が、期間が短く法的に扱いやすい。
	仏国	➤ 出願日が扱いやすい。
	豪州	➤ 出願日が分かりやすい。
	韓国	➤ 猶予期間の実質延長は好ましくない。 ➤ 優先日の場合は期間が長すぎて好ましくない。

(7) グレースピリオドの、どの項目に対し、関心を持つ、あるいは、今後のあり方に懸念を抱いているか

本質問項目では、今後グレースピリオドの制度改変がある場合、どの項目に関心があるか、あるいは懸念を持っているかを尋ねた。質問項目は、1) 猶予期間、2) 制度上の対象の範囲、3) 出願時に公表に関する事実を表示する必要性、4) 起算日、5) 先使用权、6) 18月における出願公開、7) 手続きの容易さ、8) 他国との制度調和の8項目である。

また、質問の形式としては、その関心・懸念の強さを3段階（①非常に強い、②強い、③一定程度の）に分け選択してもらった。

① 猶予期間についての関心・懸念の強さ

猶予期間については、図5-7に示す。

欧州は法的に不安定な期間が増加するため、猶予期間の長期化に反対している。また、適用範囲が狭いため、猶予期間のみ変更することでは、使わやすくないと考えている。

豪州はすでに12か月に改正済みであり、使用頻度が増加したことから、外国出願が行いやすくなるよう、他国に対しても導入を希望している。

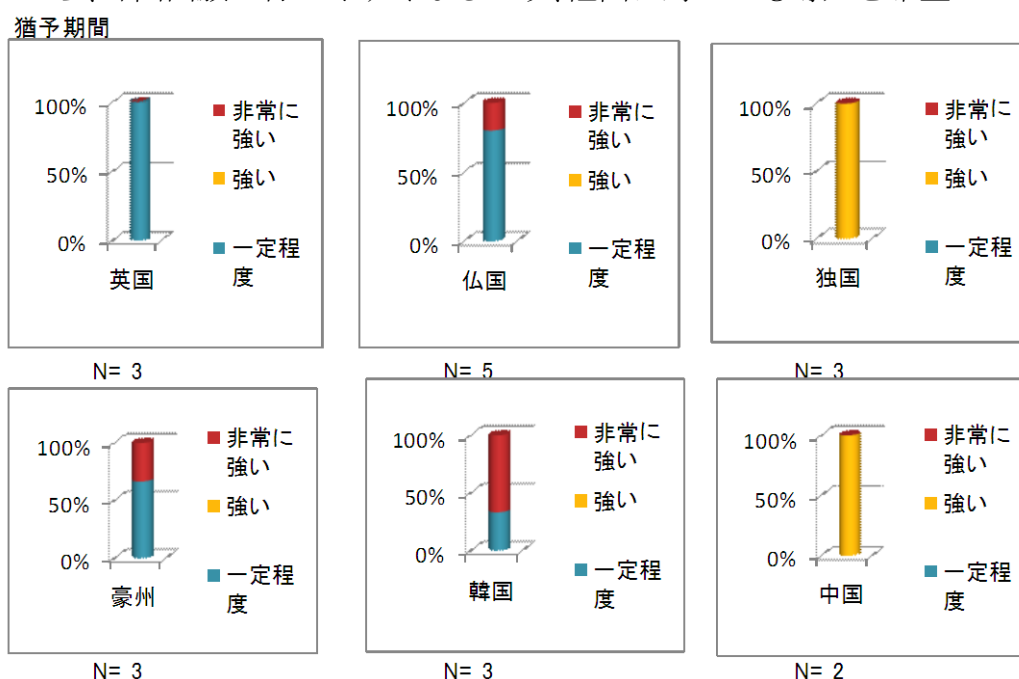


図5-5 猶予期間に関する関心の強さ

表 5－9 猶予期間に関する関心の強さ

関心の程度	国名	理由 (★：賛成 ▼：反対 □：それ以外)
非常に強い	仏国	▼ 長いほど法的な不安定期間が増える。
	独国	▼ 法的な不安定さを増すべきではない。 ★ 使える制度にするためには重要である。期間が短いと使えない。
	豪州	★ 12 か月でないと使えない。世界的に統一することが好ましい。
	韓国	▼ GP は特例なので（変更しようとしている 12 か月のように）あまり長い期間は好ましくない。
強い		
一定程度	英国	▼ 適用範囲が狭いため、期間だけ変えても効果があると思えない。 ▼ あまり長いと企業に対する特許の価値が下がる。
	仏国	▼ GP は無くてもいい。 □ それほど重要な項目ではない。運用が重要。
	豪州	★ 期間は長い方が使いやすい。
	韓国	★ 長い方が使いやすい。
	中国	□ 現行制度に問題があるわけではない。

② 適用対象範囲

適用対象範囲についての結果を、図5－6に示す。

適用対象の範囲については、各地域とも賛否両論があり、また、関心の強弱も様々である。賛成は国内、外国出願を含め現行の制度をより使いやすくすることを重視した意見が多く、反対は解釈の幅が広がり、法的に不安定性になることを危惧した考え方が多い。

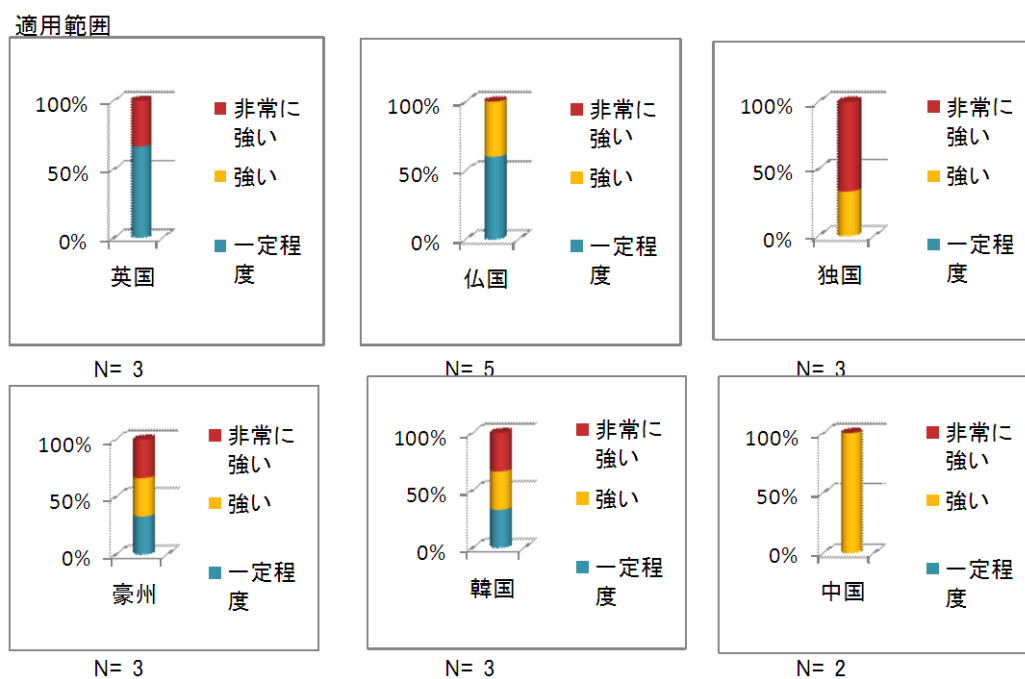


図5－6 適用範囲の拡大に関する関心の強さ

表 5 - 1 0 適用範囲の拡大に関する関心の強さ

関心の程度	国名	理由 (★：賛成 ▼：反対 □：それ以外)
非常に強い	英国	▼大学にとっては調査が負担になるため好ましくない。企業は（組織がしっかりしているので）広い方を希望するだろうが。
	仏国	★第3者が判断できるように公表の証拠提出が条件だが、特許権者の公表は認めるべきだ。 ★国により範囲が異なると使えない。
	独国	★範囲が広いと法的な不安定が増大するので反対。 ★使える制度にするために賛成。
	韓国	★公表後も特許申請が出来るようになることは好ましいので賛成。
強い	独国	▼複雑な制度になり好ましくない。今以上に制度に費用をかけるのは反対。制度より教育などで効果を上げる方がよい。
	豪州	★限定されていると特に外国出願は使いにくいので賛成。
	韓国	▼現状が欧州と米国の間でちょうどいい。また頻繁に制度を変更するのは好ましくないので反対。
一定程度	仏国	▼広いと解釈の範囲が拡大し、法的には不安定になるので反対 ★仏国のように範囲が狭いと使えないので賛成。
	豪州	★範囲が狭いと使えないので
	韓国	★本人の公表は認めるべきだ。
	中国	□現行制度に問題があるわけではない。

② 出願時に公表の事実を表示に関する関心の強さ

出願時に公表の事実を表示に関する関心の強さについての結果を、図 5－7 に示す。

非常に強く関心を持つ場合は賛成意見が多い。その理由は、第 3 者への情報提供や、事実関係の明確化が必要と判断するためであり、法的な安定を重視する立場からきている。強く関心を持つ意見も賛成意見は多く、同様に法的な安定を重視している。

反対意見は、一定程度の関心を持つ人が多く、おおむね提出する際の証拠を提出する技術的な問題からである。また、特許出願人の権利を守るために不利な証拠の提出を行うべきでないとの意見もある。

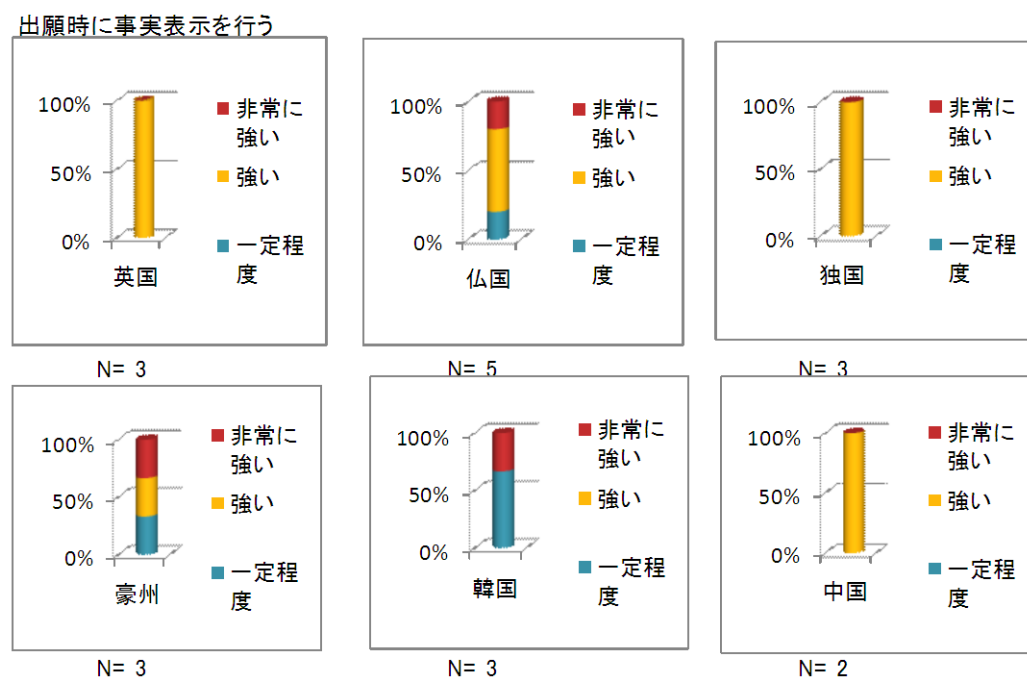


図 5－7 出願時に公表の事実表示に関する関心の強さ

表 5－1 1 出願時に公表の事実表示に関する関心の強さ

関心の程度	国名	理由 (★：賛成 ▼：反対 □：それ以外)
非常に強い	仏国	★第三者にとり誰が特許権者かを判断する重要な材料になる。また、抵触を判断する材料としても重要。
	韓国	★公表した方が審査を速くできる。
強い	英国	★権利化の不確定要素を減らすために必要。 ▼大学の場合講義など口頭での公表が多いので、書類で提出するのは対応が難しい。
	仏国	★現行制度の宣誓と証拠の提出は適切な制度である。 ▼必要になったら出せばいい。最初は宣誓だけでいいと思う。 特に外国出願の場合は調査が困難であるため必要。
	独国	★現行制度を続行すべきである。 ★市民法の場合は証拠の提示は必要である。 □複雑な制度は好ましくない。
一定程度	仏国	▼不利な証拠を特許権者に求めるのは間違っている。いずれ、競合企業が提出する。
	豪州	▼いずれ証明するので最初は不要。
	韓国	▼申請時に宣誓が求められるが、提出が困難な公表もある。
	中国	□現行制度に問題があるわけではない。

③ 起算日を優先日することへの関心の強さ

出願時に公表の事実を表示に関する関心の強さについての結果を、図5－8に示す。

反対は、主として優先日は申請日と比べて分かりにくいいため基準日とするのは好ましくないとする立場である。

賛成は外国出願を踏まえて、使いやすくなること、国際協調、およびパリ条約を重視するという理由である。

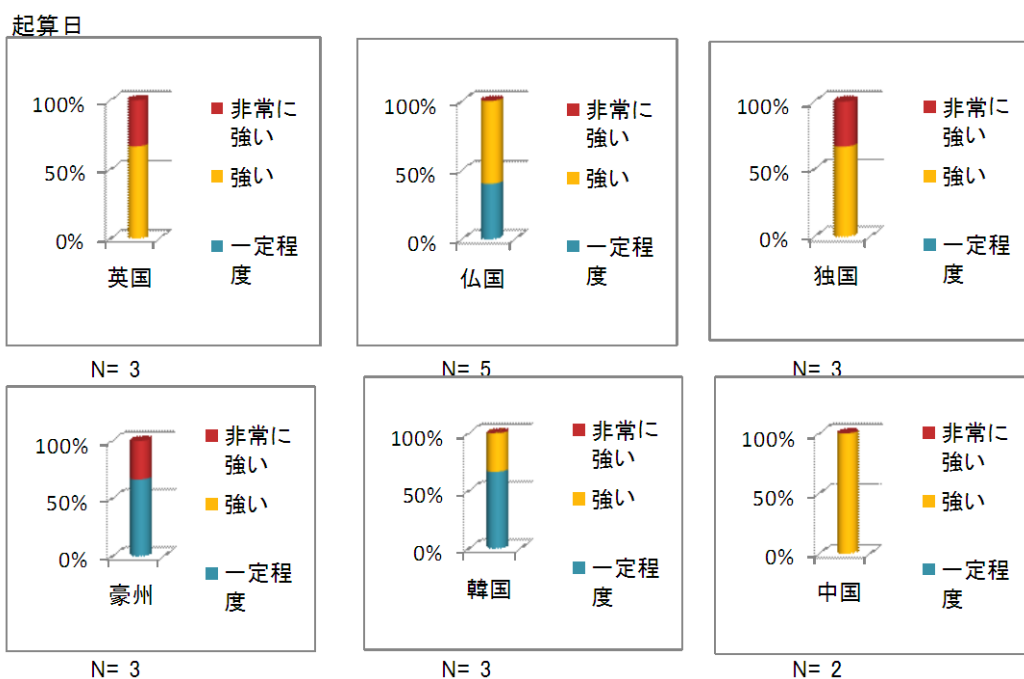


図5－8 起算日を優先日に対する関心の強さ

表 5－1 2 起算日を優先日にするに対する関心の強さ

関心の 程度	国名	理由 (★：賛成 ▼：反対 □：それ以外)
非常に 強い	独国	★国際協調のため必要だ。
	豪州	▼出願日基準が分かりやすい。
強い	英国	▼出願日は起算日の方が不確定要素が少ない。
	仏国	▼優先日はどの日から始まるか分かりにくい。 ▼EP, 仏国で条文の解釈が異なり分かりにくい。 ★国際協調の立場から必要。
	独国	★優先日が合理的。
	韓国	★優先日のほうが理にかなっている。
一定程 度	英国	▼出願日が制度運営上好ましい。
	仏国	★パリ条約の精神から優先日が好ましい。 ★国により異なると不便である。
	豪州	▼出願日基準が望ましい。
	韓国	▼特例措置である猶予期間にさらに特例を重ねるのは好ましくない。 ▼優先日を使うと適用範囲を広げすぎることになる。
	中国	□現行制度に問題があるわけではない。

④ 先使用権に関する関心の強さ

出願時に公表の事実を表示に関する関心の強さについての結果を、図5－9に示す。

賛成意見はGP期間中に生産等の投資をした中小企業等第3者を保護する立場である。

反対意見は、先使用を認める判断が難しい点を指摘している。

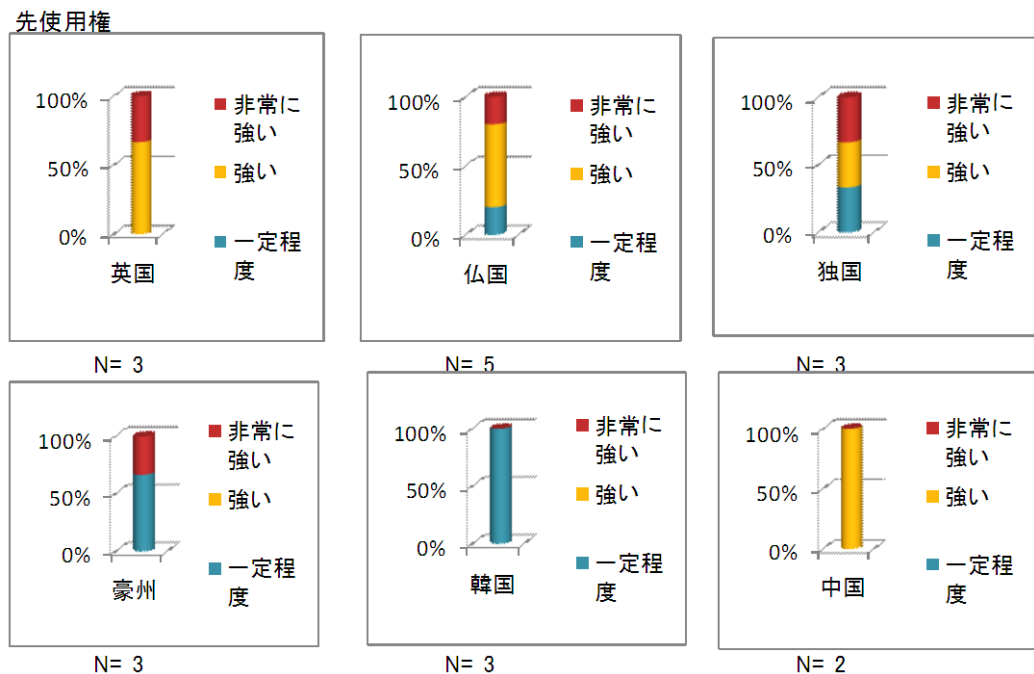


図5－9 先使用権に対する関心の強さ

図 5－13 先使用权に対する関心の強さ

関心の 程度	国名	理由 (★：賛成 ▼：反対 □：それ以外)
非常に 強い	仏国	★非常に重要。
	豪州	★GP 期間中第 3 者は発明を使用する権利がある。使用は投資を伴うので継続を認めるべきだ。
強い	仏国	★中小企業のためにあった方がよい。 ▼何処までが先使用か決めるのが難しい。
一定程 度	中国	□現行制度に問題があるわけではない。

⑤ 18 月における出願公開への関心の強さ

18 月における出願公開に関する関心の強さについての結果を、図 5－10 に示す。

反対意見の代表的なものは、公開が長くなることによって、実際のクレームが公報として発行されるまでの時期が長くなり、法的な不安定期間が延長されることに対する危惧である。

また、実際にはあまり考えたことがないため、答えを保留する回答者が多く、この条件は関心が向いていないようである。

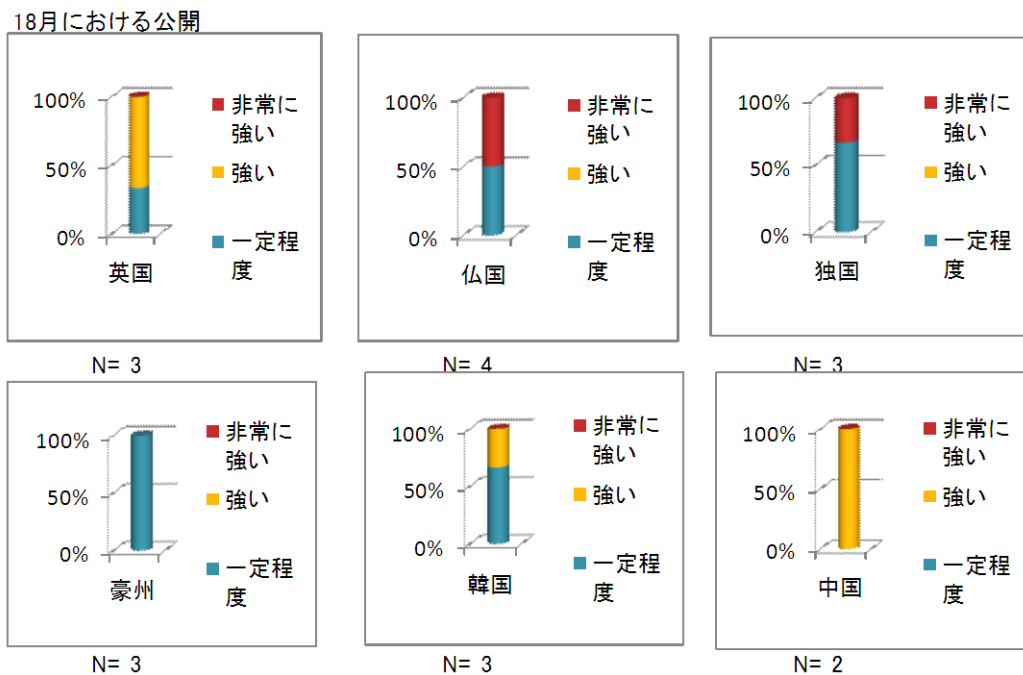


図 5－10 18 月における出願公開に対する関心の強さ

表 5－1 4 18 月における出願公開に対する関心の強さ

関心の 程度	国名	理由 (★：賛成 ▼：反対 □：それ以外)
非常に 強い	仏国	▼実際のクレームを知るのが遅れるのは好ましくない。
	独国	□短い方が好ましいが、協調のために妥協する。
強い		
一定程 度	英国	★公開されるのは好ましい。 ▼短い方が制度の運用上望ましい。
	仏国	▼期間は短い方がよい。
	豪州	□仮出願の場合は申請者名、タイトル、申請日のみが公開される。
	中国	□現行制度に問題があるわけではない。

⑥ 手続きの容易さへの関心の強さ

手続きの容易さに関する関心の強さについての結果を、図5－11に示す。

手続きを簡素化することに対しては、利用者からはコスト削減と、手続きが簡単になるため歓迎されている。特に外国出願は多くの国に出願するためコストがかかり、簡素化は好ましいと評価している。

その中で、GP 制度だけでなく特許全般に対する意見として、日本の制度は料金が高く、制度が複雑で日本の弁理士に依頼しないと特許申請出来ないため、改善を要望があった。

一般的には、意見は少なく、前節と同様、普段からあまり話題に乗らないことが分かる。

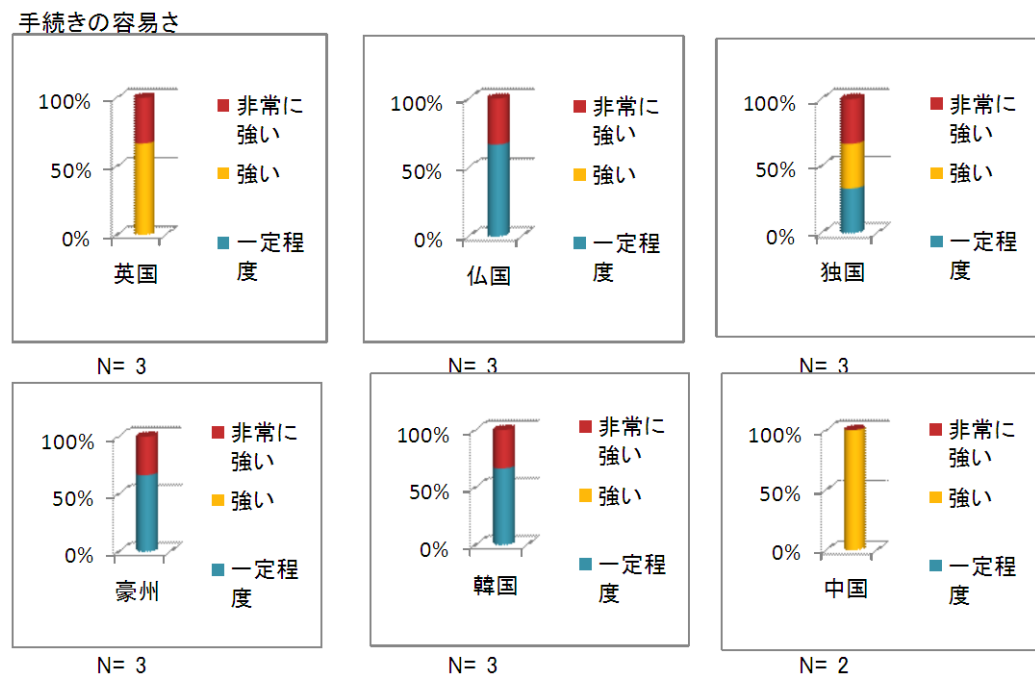


図5－11 手続きの容易さに対する関心の強さ

表 5－15 手続きの容易さに対する関心の強さ

関心の 程度	国名	理由 (★：賛成 ▼：反対 □：それ以外)
非常に 強い	英国	★手続きが簡素化されて、コストがかからなくなることが好ましい。
	仏国	★制度がうまく働くためには容易さが重要である。
	豪州	★外国出願では重要であり、特に日本への出願は翻訳も含め手続きが特殊で、日本の弁理士に多くを頼らなければならない。また、料金も高い。韓国も専門の翻訳料金が低い。
強い	英国	★容易になるのは好ましい。
一定程 度	仏国	□コストが問題になったことはない。 ★手続きが複雑だと誰も使わない。
	中国	□現行制度に問題があるわけではない。

⑦ 制度調和への関心の強さ

制度調和への関心の強さについての結果を、図5－12に示す。

制度調和については、制度を使いやすくする観点から賛成が多数になっている。しかし、理由の説明がない回答が多く、特に海外出願に利用したことのない関係者には答えにくい質問である。制度調和は、普段からあまり考えられていないと思われる。

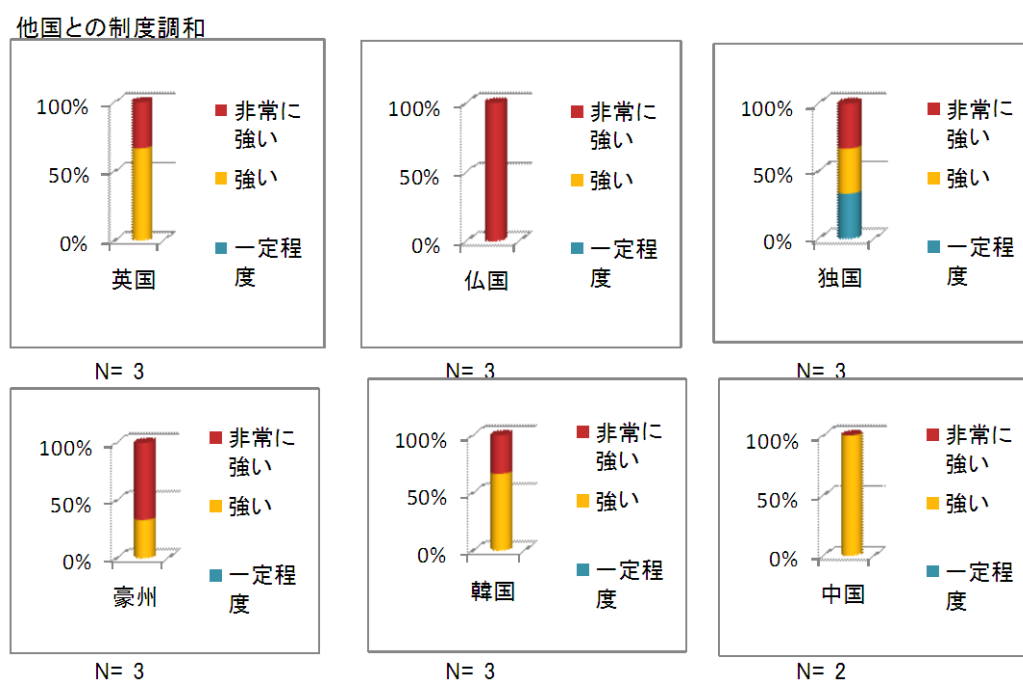


図5－12 制度調和への関心の強さ

表 5－16 制度調和への関心の強さ

関心の 程度	国名	理由 (★：賛成 ▼：反対 □：それ以外)
非常に 強い	英国	★GP を使いやすくするため。
	仏国	★制度を使いやすくするため。
	独国	★使える制度のするためには必要だ。 ★簡単な制度が好ましいため。
	豪州	★世界的に統一されるのが望ましい。
強い	豪州	★様々な制度があると使いにくい。
一定程 度	中国	□現行制度に問題があるわけではない。

(8) 制度改正が行われた国、及び、制度改正が行われる予定の国

今回、ヒアリング調査を実施した国の中で、グレースピリオドに関する制度改正が行われた国、及び、制度改正が行われる予定の国はそれぞれ、豪州および韓国である。

① 豪州

(i) 制度変更の背景：

豪州は米国と自由貿易協定を締結し、自由貿易協定は相手との制度調和が義務づけられているため、特許制度の改正が行われた。また、特許制度の改正は米国との自由貿易協定が契機であるが、豪州政府のイノベーション推進政策の一環でもある。

特許制度の改正の中でグレースピリオドの適用範囲、期間の拡大は産業界に歓迎された。改正以前は、産業界は従業員の情報漏れなど、不注意による公表のリスクを心配していた。導入後 2005 年の豪州特許庁の調査¹⁵では、効果の有無は断言できないとしながらも、不注意により公表した場合は有効と報告されており、産業界の期待に沿った効果を発揮している。そのほかの場合はまだ十分な検証がなされていないが、調査時点では、さらなる変更の必要はないとしている。結論として、今後の国際的なグレースピリオドの進展を見守る必要があるが、変更は不要としている。

また、同じ報告の中で研究者がグレースピリオドを理解していないことが分かったと述べられており、本制度に関する知識不足を報告した学会発表の結果を再確認している。特に、大学の研究者はまだ理解不足なことは本調査でも多くの例で指摘されている。

(ii) 改正後グレースピリオド使用の出願数増減

増加したところが 2 特許事務所、少し増加した、あまり変わらないと評価したところは 2 大学技術移転会社であり、全体に増加傾向が表れてい

¹⁵ Review of Patent Grace Period : IP Australia, August 2005

る。評価は多少われているが全体として増加傾向にある。

増加の要因は、適用範囲が広がったためである。改正以前は申請以前に公表されると殆ど特許申請が不可能な状態であった。

また、改正以前と変わらなと評価したところは、グレースピリオドを利用した出願は主に外国であるため、国内制度の変化は影響がないと説明している。

特に外国出願に関しては増加傾向を否定する意見はなかった。

国内出願に関しては、2002年以前は博覧会への出展などに限定されていた。また、適用される協会（Learned Society）や正当な理由がある公的試験は対象の定義があいまいであり、使うことが困難であった。

外国出願数が増加した理由として、出願が多い米国に近い制度になり、出願しやすくなったことが挙げられている。変化ないと回答した理由は国内制度の変更であり外国出願には関係ないからである。従って、出願数の増減は、出願する国に依存していると推定される。

その他、国内、外国出願の両方を含めて、制度が複雑な場合、及び、各国で制度が異なる場合は、顧客への説明が大きな障害であった。改正後は、特に米国出願に関して、制度が近いと顧客への説明が容易になったことも増加に繋がっている。

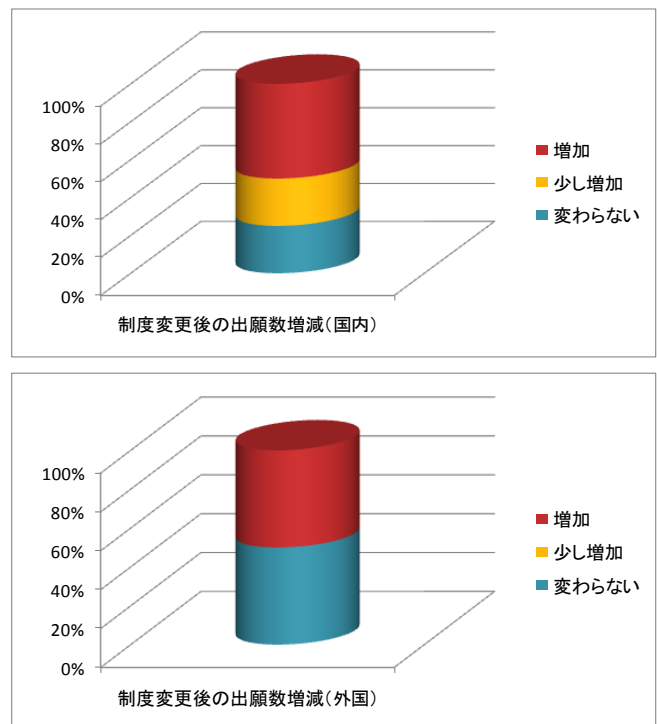


図5－13 出願の増減

② 韓国

(i) 制度変更の背景(注:本節「② 韓国」は 法科大学院教授のヒアリングに基づくものである。):

米国とF T Aを締結したため、国内法を米国と調和させる必要が生まれたことが要因の一つである。しかし、一番大きな理由は、韓国内の特許処理の遅延改善のため、長年にわたり施策を行ってきたが、その一つと捉える方が正確である。特許審査の遅延に対し、米国から改善を要望されていた。そのため、審査期間を短縮する対策として、次のような様々な制度を導入してきた。

- ・優先審査制度の導入(韓国 特許法 61 条)
- ・審査官の人員増¹⁶ (2006 年)
- ・審査官にノルマを与え、成果主義を導入

しかし、それらの施策と同時期に、国の技術・経済が発展した結果、特許出願件数が世界の3, 4位になる等一気に増加した。3年間にわたる審査官の増員を行ったにもかかわらず、改善はされたが期待にこたえるまでには至らなかった。これらの施策は、アメリカの要求から発したものであったが、アメリカは満足せず、より効果のある施策を求めた。

そのため、韓国特許庁は日本を参考とした早期審査制度などを取り入れ、迅速な審査を実行する施策を強化した。

従って、今回の特許法改正も、審査のスピードアップ政策の一連の流れであり、07年の自由貿易協定(Free Trade Agreement)との関係も重要であるが、それが唯一の要因ではない。

改正特許法は、基本的に米国を参考にしたため、米国の制度に似ており、グレースピリオドの適用分野を拡大している。以前は日本とほぼ同じであったが、特許法の改正を毎年のように行っているため、2007年から0

¹⁶ 日経ビジネスオンライン(2007年2月26日)

8年にかけて日本と異なってきた。

(ii) 特許法改正に対する見解

制度改正を行う際は、学会、産業化から有識者を招いて審議会をつくる。しかし、審議会による審議で実質の法案が作られることは殆どなく、通常政府案がそのまま承認される。

日本と同様に法改正に当たっては、パブリックコメントを求めるが、政府の意向に合わないパブリックコメントに対しては、制裁措置が取られる。そのため、一般にパブリックコメントが集まらない。政府の意向に沿わないパブリックコメントを出した業界は、次の審議会に呼ばれない等が行われる。グレースピリオドに関してもパブリックコメントは殆ど注目されなかった。

(iii) 特許法の改正についてのコメント

韓国の特許庁長官は日本の長官と政治的立場が異なる。韓国では、特許庁長官は特許制度を変更して、政界の実績づくりに利用する傾向がみられる。そのため、過去に現実から遊離した政策を実施した。特許法改正は社会のための面より、政治家としての実績を重視している。

このような政策の一つに審査制度の変更（実績主義）も挙げられる。実績主義の導入で、審査官は業績評価を高くするため、審査を多くこなすことに重点を置いてきた。その結果、審査の質は落ちている。この結果を検証する必要がある。

(9) ヒアリング調査のまとめ

① グレースピリオドの利用

グレースピリオドの利用を考えた時期はほぼ全部、特許申請を行う際の調査時であり、最初からグレースピリオドを使用することを前提にした公表はごく少数である。公表の形式は、学会発表や、得意先へのプレゼンテーションなどである。

ヒアリング調査対象国の中で、比較的グレースピリオドを使用している国は豪州、韓国であり、欧州3国はほとんど使っていない。その要因の一つは、適用範囲の狭さである。学会発表や、得意先へのプレゼンテーションは適用範囲外であり、扱う特許申請の中で対象となる案件が殆どない。もう一つの要因は期間の短さである。猶予期間が6カ月の場合は、特に外国出願で調査を期間内に行うのが現実的に困難である。

豪州、韓国では欧州と比較して適用範囲が広いため利用できる出願が多い。

中国では、特許出願を行う企業が殆ど大企業であるため、グレースピリオドを使用する特許が殆どない。また、グレースピリオドを扱ったことがないため、理解や知識があまりないように見受けられる。

② 適用範囲の拡大に対する賛否

欧州3国は制度を拡大することに対して、法的な不安定性が増大するため、全般的に反対である。しかし、他方では、発明者の救済策として創られた制度が殆ど使えないことを問題視している。自ら扱う個別の特許に関して拡大の要望もつ者も多い。たとえば、学会の発表や大学の講演などに適用されることを希望している。また、各国の制度調和を重視する立場から許容する意見も少なからずある。

豪州は制度改正を行った結果、グレースピリオドを使った特許申請が行いやすくなった。そのため、制度の拡大を歓迎しており、日本、欧州などほかの国の制度も拡大することを期待している。

韓国は特許法を改正し、現在日本とほぼ同じ制度を拡大するが、現在は施行されていない。特許事務所と企業の意見が全く異なり、特許の法的な部分を重視することの多い弁理士は制度の拡大に反対であり、企業は特許を出願する立場から賛成している。

中国はグレースピリオドに関しては、殆ど関心がないようである。

③ 制度改正実施の背景および改正前後の変化

豪州は米国との F T A 締結を契機に特許法の改正が行われた。米国の制度に近付けるため、期間の延長と適用範囲の拡大が行われた結果、国内、国外ともグレースピリオドの使用が増加した。産業界はおおむねこの改正を歓迎しており、企業の従業員が不注意で公表するような場合の救済策としての効果を期待している。しかし、制度執行の面では、新法が裁判でどのように解釈されるかまだ殆ど判例がないため、不安視する人もいる。法改正後、ようやく 2009 年 7 月に起算日に関して判決が下されたが、新法の判例はまだその 1 件だけである¹⁷。

韓国は米国との F T A 条約締結を機に特許法の改正が行われた。施行はまだだが、グレースピリオドに関して米国の制度に近づける改正になっている。しかし、特許法の大学教授によれば、F T A はきっかけとなっているが、今回の改正は特許審査迅速化の一環で行われている。また、韓国では特許法の改正が毎年のごとく行われており、必ずしも制度の改善を目的にするものではない。弁理士も毎年のように特許法が改正されることに関して、疑問を投げかけている。

改正による変化はこれからであり、今後のグレースピリオド使用数の変化などの動向は日本にとっても非常に参考になるため、見守る必要がある。

¹⁷ 本報告書 資料編 4. そのほか参考資料 (1) シドニー裁判所判決

6. 調査全体のまとめ

(1) 地域・国の類似点・相違点

平成 11 年の調査と大きく変わったところは特許法が新たに制定された地域がいくつかあることである。新たに特許法が制定された地域はオセアニア特許協定加盟国、および、中東の各国であり、中東からアジアにかけての経済発展に伴う新設とみられる。

また、アフリカ、中南米、環太平洋地域では多くの国で期間および適用範囲の拡大を伴う改正が行われ、全地域的にグレースピリオド制度拡大の傾向がみられる。これらの改正は、地域特許協定の改正に伴う変更であり、地域特許協定がグレースピリオド制度に大きな影響を及ぼしている。

中南米の特許協定および環太平洋地域では、米国を中心とする自由貿易協定が大きく影響している。アンデス共同体への影響はもちろんのこと、加盟国との個別交渉が地域に与える影響は言までもない。さらに環太平洋地域の視点でみると、米国との自由貿易協定締結により、グレースピリオド制度を拡大改正した国が豪州、韓国をはじめとして顕著になりつつある。

同時に、欧州では E U 加盟に伴うグレースピリオド制度の改正が行われた。加盟以前に E U 型に改正した国も合わせ多数の国が制度改正を行っている。

(2) グレースピリオドの利用状況と制度への要望 (アンケート調査の結果に基づく)

① 使用状況

「グレースピリオドを利用したことがない国」は、欧州の国々が大半を占める。欧州型の国はグレースピリオドの猶予期間が半年間と短く、また、適用範囲が博覧会、濫用等に限定されている。欧州の多くの国がグレースピリオドを利用していない理由は猶予期間と適用範囲が大きく影響していることを示している。グレースピリオドの利用を考えた時期は、特許出願のとき公表が見つかる場合である。グレースピリオドの使用は救済手段の 1 つとして扱われている。すなわち、そのような場合の救済手段として利用できるか

否かが重要な点である。その意味で、関係者から「殆ど使えない。」と批判が多いEUのグレースピリオド制度は拡大が望ましい。

グレースピリオドを利用できない要因は、グレースピリオドを使った経験のある場合は「対象範囲」「猶予期間」など、適用条件が障害になっている。他方、GP を使った経験のない場合は費用、手続きなど事務手続きが障害となっている。従って、制度が簡略でなければ、各国調和を行っても利用がすすまないと思われる。特に言語の障壁と、手続きの複雑さを指摘されており、特許制度全般を含めた検討が必要である。

② 制度拡大に関する利用者の意見・要望

拡大制度の提案に対しては、提案された制度が米国の制度に近いながら、グレースピリオドを殆ど利用していない欧州を始め多くの国々が賛成あるいは許容の意向を示している。欧州のグレースピリオド制度が使いにくい制度であることに疑問を持つ関係者も多いことから、期間、適用範囲の拡大が望ましい。改正する場合は、法的な不安定をどの様に防ぐかが欧州各国の賛同を得る重要な点であろう。

提案した特許制度改正案のなかで、申請時に公表の事実を提示することについては、次の点を十分に議論する必要がある。一般に、大学、研究所などの機関および中小企業は、十分な事務スタッフがいないため、大企業と比較して対応が難しいと思われる。従って、制度調和を検討する際に、「出願時に公表に関する事実を表示する必要性」は重点を置く項目の1つと思われる。

(3) グレースピリオド制度改正に対する各国の考え方 (インタビュー調査に基づく)

① 地域別のまとめ

(i) 欧州

欧州ではグレースピリオドを使用して出願した特許は殆どない。期間が6カ月と短いこと、および、適用範囲が博覧会、濫用など狭いことが理由である。多くの場合は公表の事実が分かっても、グレースピリオドを使わず、特許申請を断念するか、他の手段を使っている。特に独国では実用新案(Utility Model)が救済策として使われている。

グレースピリオドは特許法の例外規定であり、法的な安定性を損なう規定と考えていることがうかがえる。すなわち、グレースピリオドの規定の法的な解釈が様々成り立ち、結果が予測しにくいいため、実務を扱う弁護士や弁理士は拡大に消極的である。

他方、規定がありながら、使いにくいことも問題である。したがって、制度の拡大には反対ではあるが、より使いやすい制度改正は、賛成あるいは許容する姿勢がみられる。一人の意見の中でも、両方の考え方が混在しており、はっきり賛成反対と色分けできない面もある。

別の視点で見ると、弁理士、特許担当者など通常のユーザーは、日常的にグレースピリオドを使う機会が少ないため、特別関心のある人を除いて深く検討したことがないことも窺われる。今回のインタビュー調査においては、知識やそれを裏付ける実経験が不足していると思われる回答が少なからずあった。

(ii) 豪州

豪州はグレースピリオドを使った出願が比較的多く、欧州諸国と異なりグレースピリオドを特許出願の一つの手続きとして活用する傾向がみられる。したがって、グレースピリオドの期間・適用範囲を拡大した特許法改正を歓迎している。ただし、グレースピリオド関連の裁判は、改正後は1件だけであり、改正法の下でどのような判決があるか、今後の動向が注目されてい

る¹⁸。

(iii) 韓国

韓国は米国とのF T A締結の結果、特許法を改正した。しかし、まだ改正特許法は施行されていない。

グレースピリオドの拡大は、特許を法実務として取り扱う弁理士と、特許を出願する企業の立場で評価が異なる。弁理士は拡大を疑問視する見解が多い。その理由は次の2つが挙げられる。一つの理由は、グレースピリオドは新規性喪失の例外規定であり、例外規定を拡大しすぎることは法的な面から好ましくなく、法的に不安定になる。もう一つの理由は、現行制度を十分検証しないまま改正を行うことである。

企業は自社の技術の特許化する機会が多くなることで、グレースピリオドの拡大に肯定的な立場である。しかし、この見解は、競合他社の特許や外国の特許を監視する視点を欠いているように思われる。

(iv) 中国

特許事務所へのインタビューであるが、あまりグレースピリオドに関しての実体験や、考察の様子が感じられない。

今後、同国の特許活動が増加したときに、実経験をもとにした話が聞けるようになってから、改めて実情を調査する必要がある。

② 法的安定性について

欧州では、グレースピリオドの拡大に反対する大きな理由は、法的な安定性が損なわれるためである。

E U内で各国のグレースピリオド制度は統一されたが（一部異なる国もある。）、条文の解釈や裁判所の判決は各国で異なっている。法律の条文を統一したが、国によって異なった解釈が行われる。

¹⁸ 資料編 3. ヒアリング調査データ (4) 豪州ヒアリング記録 知的財産専攻大学教授

(i) 起算日

仏国の例ではグレースピリオドの起算日がE P Oと解釈が異なる¹⁹。E P Oの「Decision」(Decision of the Enlarged Board of Appeal)では、E P 出願前に開示された先行例により新規性を喪失しないのは、先行例がE P 出願日より6ヶ月より前ではない場合である²⁰。この場合、基算日はE P 出願日であり、優先日ではない。

これに対し、仏国の場合は、優先日を起算日とする1992年1月16日の判例がある。従って、仏国の判決はE P Oの「Decision」と異なる。

◎ EPO における「Boards of appeal」の役割

(<http://www.epo.org/about-us/boards-of-appeal.html> より抜粋)

The boards of appeal, though integrated in the organisational structure of the EPO, are independent from the Office in their decisions and are bound only by the European Patent Convention.

There are currently 26 technical boards of appeal, plus the Legal Board of Appeal, the Enlarged Board of Appeal and the Disciplinary Board of Appeal. The members and chairmen are appointed for a term of five years.

The technical boards of appeal and the Legal Board examine appeals from the decisions of the receiving, examining, legal and opposition divisions of the Office. Details of the division of technical fields between the individual boards can be found in the "Business distribution scheme" documents in the Patents section of our website. Work is allocated according to the International Patent Classification.

To ensure uniform application of the law, or if an important point of law arises, a question can be referred to the Enlarged Board of Appeal, either by a board of appeal or by the President of the Office.

¹⁹ 本報告資料編 4. その他参考資料 (4) 仏国特許事務所 C 弁理士(Dr.) 見解 見解2

²⁰ The Decision of the Enlarged Board of Appeal 12 July 2000 G 3/98

(ii) 濫用

濫用は独国特許法では表 6－1 のように規定されている。

特許法で規定されるのは、「明白な濫用」であり、明白の解釈が問題になる。一部では悪意がある濫用が対象になるといわれている²¹。独国特許事務所 H 弁理士 (Prof. Dr.) の見解²²によれば、独国では単に守秘義務違反だけでは十分ではないだろうとしているが、はっきりと結論付ける十分な判例がないようである。一方、仏国の弁理士 (Dr.) の見解¹⁷では、仏国では善意・悪意を問わず、発明者の意思に反した公表であることを証明すればよい。

解釈の違いとともに各国の裁判制度も異なる。仏国の裁判では確固とした証拠がなくとも、証言に信憑性があればよいとされている。そのため、証言の取り扱いなど判事の考え方により結果が大きく左右され、結果の予想が難しい。このような裁判制度の問題も重なり更に結果の予測が困難である。

表 6－1 独国特許法抜粋

(http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/germany/tokkyo.pdf)

ドイツ特許法 第 3 条

(5) (1)及び(2)の適用に関しては、発明の開示は、それが出願前 6 月以内になされたものであり、かつ、直接又は間接に次の事情によるものであるときは、考慮されない。

1. 出願人又はその前権利者に対する明白な濫用、又は

2. 出願人又はその前権利者が、その発明を、1928 年 11 月 22 日にパリで調印された国際博覧会に関する協定の要件に該当する公式又は公認の国際博覧会に展示したという事実

第 1 文 2.は、出願人が、出願時に当該発明が実際に展示されたことを陳述し、かつ、出願後 4 月以内にこれについての証明書を提出した場合にのみ適用する。第 1 文 2.にいう博覧会についての通知は、連邦法務大臣により連邦法律公法において公示される。

制度運営上にも問題があり¹⁷、仏国では裁判所が多く的事案を抱えており、処理に時間がかかる。また、政府がそのような状況を改善するための方策を示していないことから、裁判はよい解決策ではない。独国では裁判制度に対

²¹ 平成 11 年度産業財産権制度各国比較調査研究事業

²² 本報告 資料編 4. そのほか参考資料 (3) 独国特許事務所 弁理士 (Prof. Dr.) 見解

する信頼があることから、地域内でも国によって事情を勘案して対応しなければならない¹⁹。

豪州においては、グレースピリオドに関して判決が下されたのは制度改正7年後であり、2009年に起算日についての判決が1件である。豪州の関係者も新制度の下でどのような判決が下されるか関心が高かった。このように、法律の改正が行われた場合、どう法律が解釈されるかが、その後の法律の運用を決める大きな要素になる。

(4) 今後注目すべき項目

- ① 地域経済、特許協定、E U加盟、F T A交渉など政治的・経済的な地域、各国間、2 国間の交渉により、特許制度が方向づけられる傾向が強くなっている。従って、各地域の経済協定の動き・各国の産業政策の動向に注目する必要がある。
- ② 地域内で各国条文の統一が行われても、加盟各国の法執行が異なり、各国の不透明部分が多く存在する。今後、各国調和を推進するため、グレースピリオドの拡大を行う場合、更に不透明部分が拡大する。したがって、地域国内で調和を実現しているE Uの実情を、国別に詳細な調査をする必要がある。
- ③ 豪州、韓国などグレースピリオドの改正を行った国では、裁判例が少なく（韓国はこれから施行）今後どのような執行が行われるか注目する必要がある。

平成２２年度産業財産権制度各国比較調査研究事業
(グレースピリオドに関する調査研究)
報告書

平成２３年２月発行

発行者：特許庁 総務部 国際課

〒100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目４番３号

電話：03-3581-1101、ファックス：03-3581-0762

調査委託先：財団法人 未来工学研究所